

令和3年度

広聴・相談

活動の一年

板橋区

は じ め に

区では、区民の皆様からの意見・要望・苦情等を、「区長への手紙」をはじめ、窓口や電話、区民の声収集システム等により、日常的に受け付けています。さらに、「区民と区長との懇談会」、「いたばし・タウンモニター及びいたばし・eモニター事業」を通じて、区民の皆様からの声の把握に努めています。

区民の皆様から信頼され、開かれた区政を一層推進するため、情報の公開はもとより、区民の皆様からの声を区政へ迅速に反映することが大切であると考えます。

ここに、令和3年度に寄せられた区民の皆様からの声を集約しましたので、意向を把握するうえでの一助として活用してまいります。

なお、質問等に対する回答内容や所管組織は令和3年度当時のものです。その後の法令改正や組織改正により、令和4年8月現在では変更されている場合もあります。

令和4年8月

政策経営部広聴広報課

目 次

	ページ
1 区長への手紙、区民の声	1
(1) 「区長への手紙」「区民の声」受付状況	2
(2) 「区長への手紙」処理状況	4
(3) 「区長への手紙」内容	8
2 区民と区長との懇談会	19
(1) 実施状況	19
(2) 質問件数	20
(3) 報告書（徳丸地区）	21
（常盤台地区）	32
（舟渡地区）	45
（下赤塚地区）	63
（板橋地区）	76
3 区政を区長と語る会	102
4 モニター制度	103
(1) モニターの属性	103
(2) 活動状況	104
5 庁舎見学等	106
6 各課における広聴活動状況	107
(1) 広聴会・説明会等実施状況	107
(2) 公募委員選任状況	111
(3) パブリックコメント実施状況	115
(4) 区民の声収集システム受信件数	116
7 相 談	117
(1) 各種相談実施状況（区民相談）	117
(2) 主要相談種目の状況（区民相談）	118

※表やグラフの百分率の表示は、端数処理の関係から合計が100%にならないことがあります。

1 区長への手紙、区民の声

区民の皆様から、区長あてに直接寄せられる「区長への手紙」は、区の広聴機能の根幹として、区長自ら一通一通大切に目を通しています。

「区長への手紙」で寄せられた意見や要望などは、広聴広報課で受け付けた後、速やかに所管課に写しを送付し、対応を依頼しています。

対応にあたり回答を要するものは、所管課から文書などによりご本人あてに回答していますが、所管部が複数にまたがる場合は、所管部からの回答をまとめたうえ、広聴広報課から回答しています。

いずれの場合も、回答文書については、送付する前に区長が一通一通目を通し、区長名により回答しています。

また、広聴広報課へ寄せられる意見・要望などは、「区民の声」として受け付けしています。

「区民の声」は、広聴広報課で直ちに対応できるものを除き、その内容を「回答を要するもの」と「供覧するもの」とに区分したうえ、所管課に送付して、対応を依頼しています。

このうち、回答を要する場合は、所管課からご本人あてに電話等により直接回答するよう依頼していますが、課長名等による文書で回答するケースもあります。

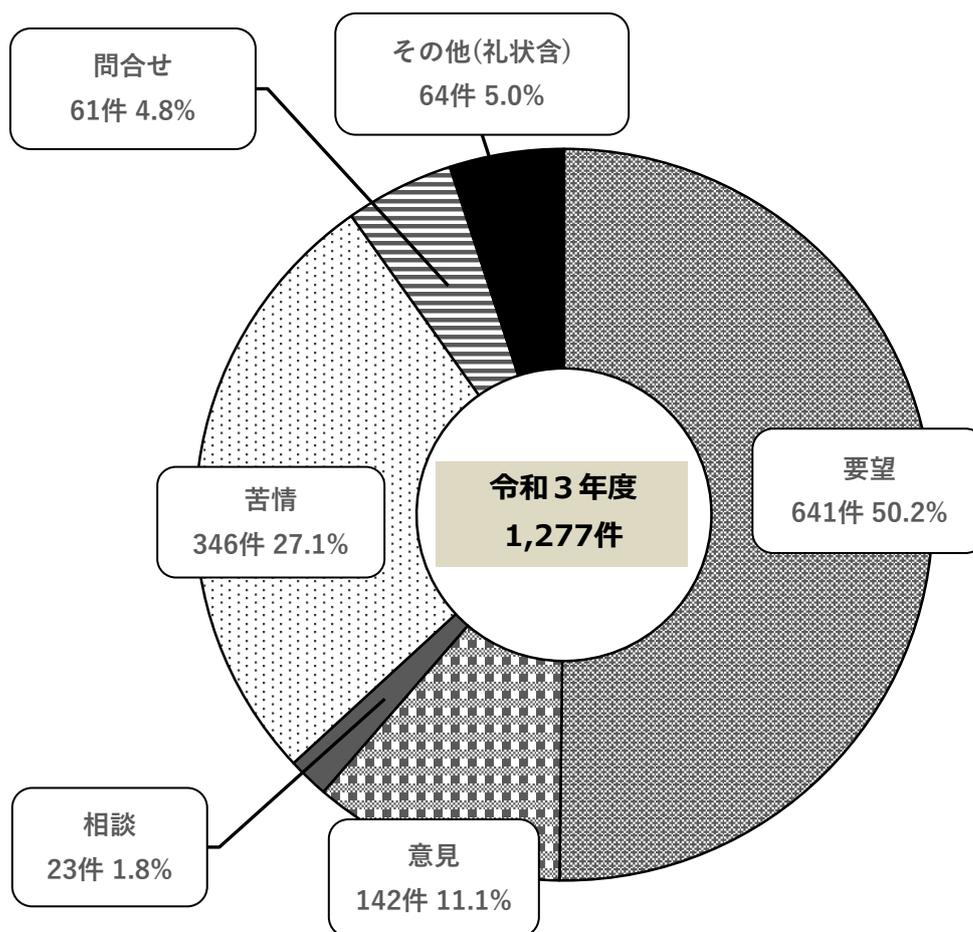
(1) 「区長への手紙」 「区民の声」 受付状況

①内容別受付件数

(単位：件)

年度	合計	要望	意見	相談	苦情	問合せ	その他
令和元年度	1,128 (845)	475 (434)	109 (81)	33 (25)	451 (259)	39 (34)	21 (12)
令和2年度	1,673 (1,266)	1,012 (877)	115 (86)	14 (9)	390 (197)	79 (62)	63 (35)
令和3年度	1,277 (879)	641 (535)	142 (100)	23 (16)	346 (149)	61 (53)	64 (26)

※ () 内は、「区長への手紙」による受付分で内数。

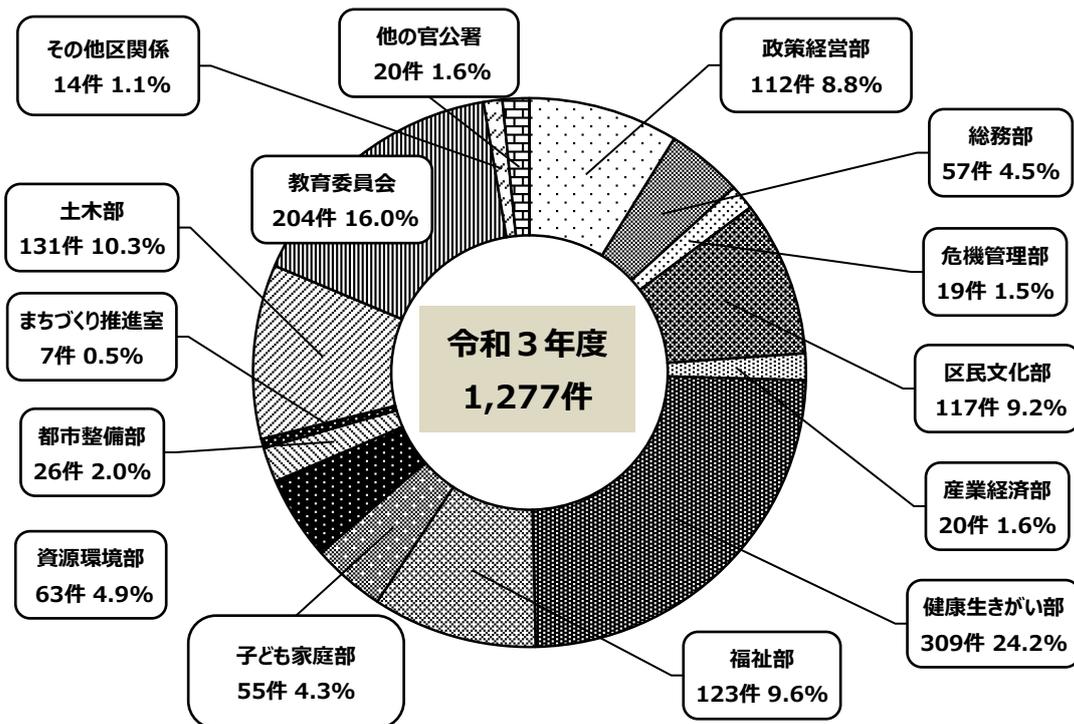


② 所管別受付件数

(単位：件)

所 管	計	要 望	意 見	相 談	苦 情	問 合 せ	そ の 他
政策経営部	112 (49)	25 (18)	26 (13)	2 (0)	17 (11)	9 (5)	33 (2)
総務部	57 (31)	17 (12)	8 (6)	0 (0)	25 (8)	2 (2)	5 (3)
危機管理部	19 (8)	11 (4)	4 (2)	0 (0)	1 (0)	1 (1)	2 (1)
区民文化部	117 (87)	55 (52)	11 (11)	4 (2)	40 (15)	6 (6)	1 (1)
産業経済部	20 (14)	13 (9)	3 (3)	0 (0)	4 (2)	0 (0)	0 (0)
健康生きがい部	309 (201)	140 (115)	32 (20)	5 (4)	103 (37)	17 (14)	12 (11)
福祉部	123 (62)	39 (22)	8 (3)	5 (4)	62 (27)	7 (6)	2 (0)
子ども家庭部	55 (53)	34 (32)	9 (9)	2 (2)	4 (4)	5 (5)	1 (1)
資源環境部	63 (54)	46 (42)	9 (7)	1 (1)	7 (4)	0 (0)	0 (0)
都市整備部	26 (18)	14 (12)	0 (0)	1 (1)	9 (3)	2 (2)	0 (0)
まちづくり推進室	7 (6)	5 (4)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (2)	0 (0)
土木部	131 (96)	83 (70)	10 (6)	0 (0)	32 (15)	2 (2)	4 (3)
教育委員会	204 (172)	137 (124)	21 (19)	3 (2)	34 (18)	6 (6)	3 (3)
その他区関係	14 (8)	5 (2)	0 (0)	0 (0)	7 (4)	1 (1)	1 (1)
他の官公署	20 (20)	17 (17)	1 (1)	0 (0)	1 (1)	1 (1)	0 (0)
その他	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合 計	1,277 (879)	641 (535)	142 (100)	23 (16)	346 (149)	61 (53)	64 (26)

※ () は「区長への手紙」による受付分で内数。

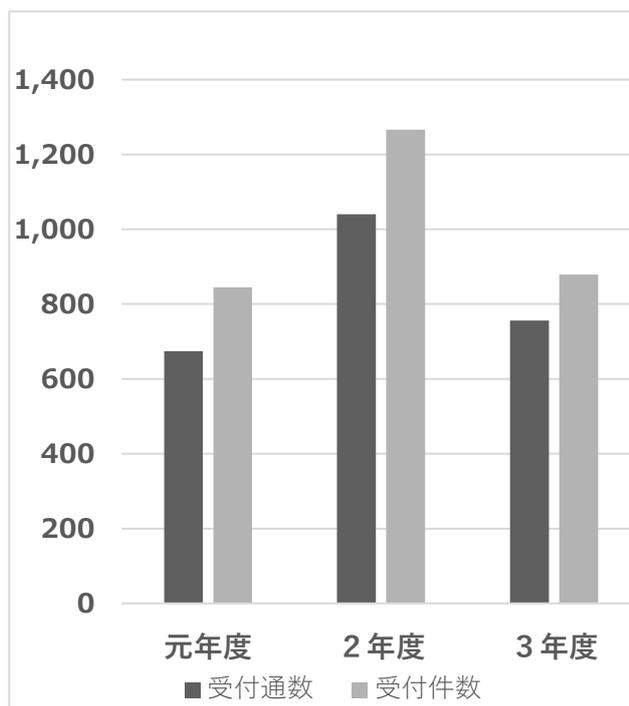


(2) 「区長への手紙」 処理状況

①年度別受付通数・件数

(単位：通) (単位：件)

年 度	受付通数	受付件数
令和元年度	674 (408)	845 (496)
令和2年度	1,040 (778)	1,266 (912)
令和3年度	756 (491)	879 (567)



※受付件数は、1通の中に複数の要望・意見などがある場合、各々を1件として積算した件数を示す。

※()は、区民の声収集システムによる受付分で内数。

令和3年度の「区長への手紙」の受付通数は、前年度に比べ284通の減で、受付件数は387件の減となっています。受付件数のうち区民の声収集システムでの受付は567件(64.5%)でした。

②年代別受付通数

(上段単位：通、下段単位：%)

年 度	計	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上	年齢不明
令和元年度	674	0	4	6	20	15	25	35	16	553
	100	0.0	0.6	0.9	3.0	2.2	3.7	5.2	2.4	82.0
令和2年度	1,040	10	37	105	162	108	84	61	21	452
	100	1.0	3.6	10.1	15.6	10.4	8.1	5.9	2.0	43.5
令和3年度	756	14	11	62	89	79	86	60	23	332
	100	1.9	1.5	8.2	11.8	10.4	11.4	7.9	3.0	43.9

令和3年度における「区長への手紙」の差出人の年代は、43.9%が不明(未記入)となっています。

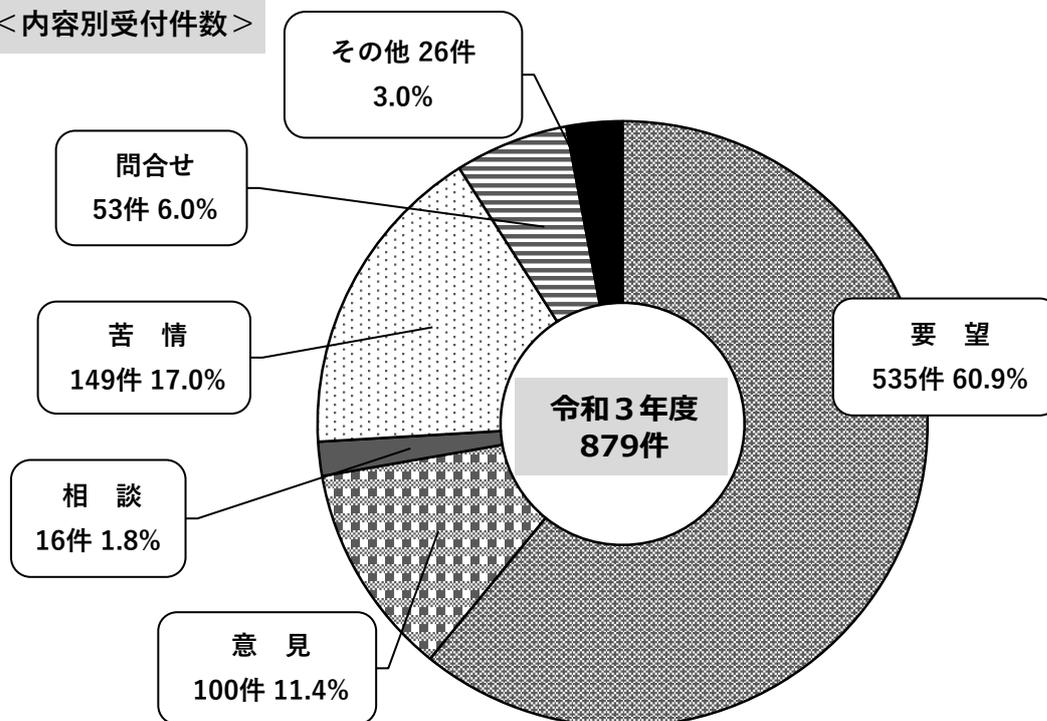
記入のある方を年代別にみると40歳代の方が89通(11.8%)と最も多く、次いで60歳代の方が86通(11.4%)となっています。

③内容別受付件数

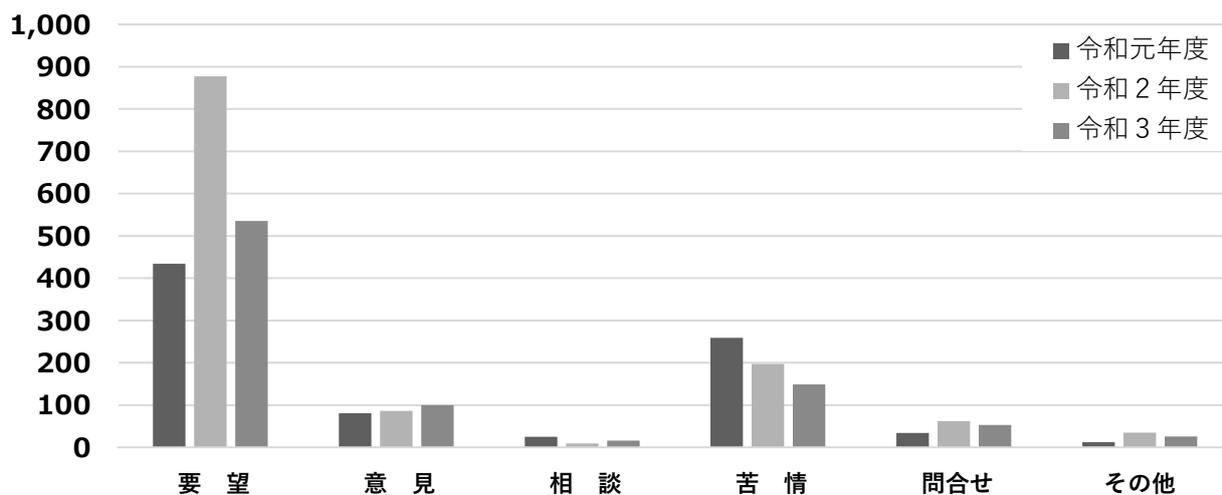
(単位：件)

年度	合計	要望	意見	相談	苦情	問合せ	その他
令和元年度	845	434	81	25	259	34	12
令和2年度	1,266	877	86	9	197	62	35
令和3年度	879	535	100	16	149	53	26

<内容別受付件数>



<内容別受付件数の推移>

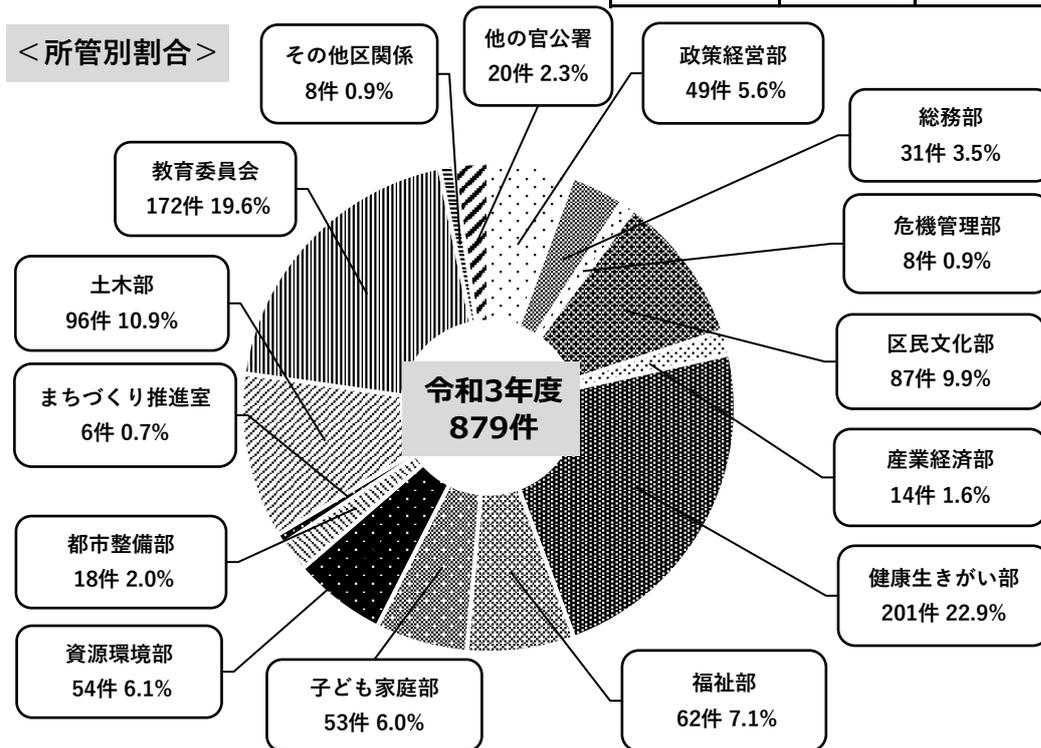


令和3年度における「区長への手紙」を内容別にみると、「要望」が535件(60.9%)と最も多く、次いで「苦情」149件(17.0%)、「意見」100件(11.4%)となっています。

④所管別受付件数

所 管	令和元年度	令和2年度	令和3年度
計	845	1266	879
政策経営部	42	108	49
総務部	38	53	31
危機管理部	35	72	8
区民文化部	78	149	87
産業経済部	19	52	14
健康生きがい部	105	178	201
福祉部	50	58	62

所 管	令和元年度	令和2年度	令和3年度
子ども家庭部	69	140	53
資源環境部	71	71	54
都市整備部	71	42	18
まちづくり推進室	—	—	6
土木部	157	148	96
教育委員会	98	151	172
その他区関係	12	4	8
他の官公署	0	36	20
その他	0	4	0

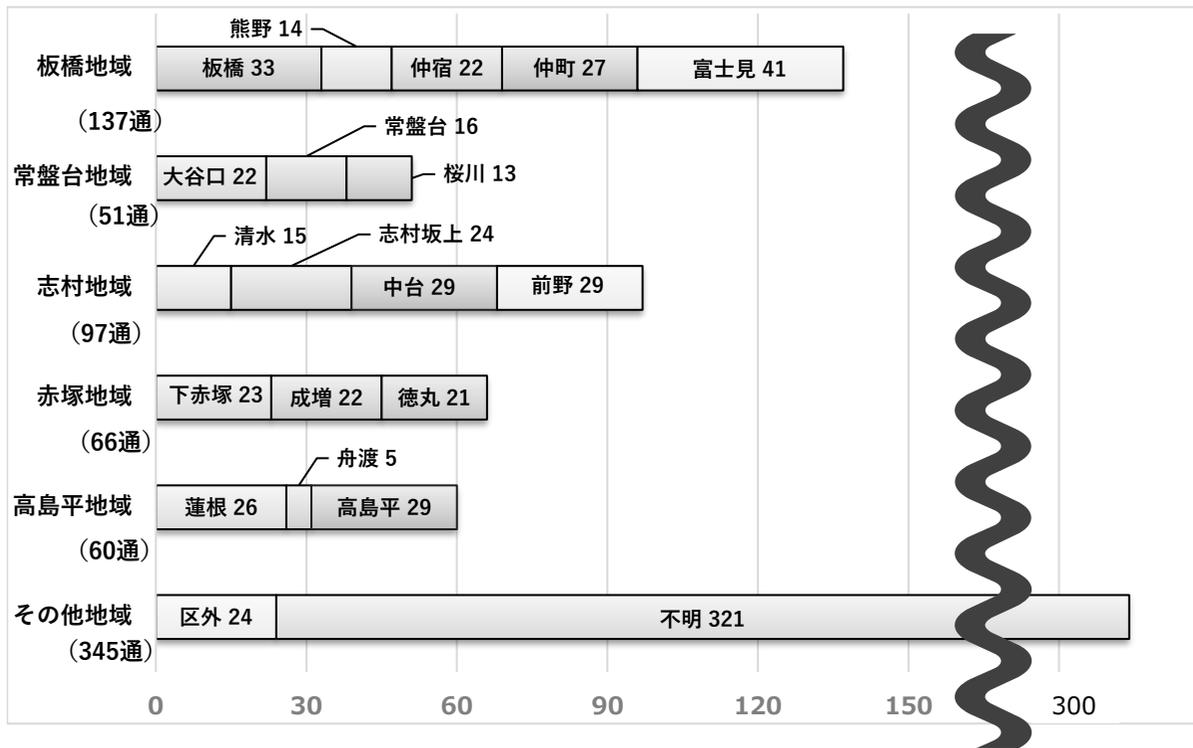


⑤施策別受付件数の推移

順 位	令和元年度	令和2年度	令和3年度
1	道路・交通対策 85件 10.1%	児童・保育 128件 10.1%	保健・衛生 136件 15.5%
2	保健・衛生 82件 9.7%	学校・教育 112件 8.8%	学校・教育 112件 12.7%
3	学校・教育 65件 7.7%	公園・緑化 79件 6.2%	児童・保育 51件 5.8%
4	公園・緑化 49件 5.8%	防犯・危機管理 66件 5.2%	道路・橋梁・河川 40件 4.6%
5	児童・保育 48件 5.7%	特別定額給付金 57件 4.5%	図書館 公園・緑化 38件 4.3%
受付数	845件	1,266件	879件

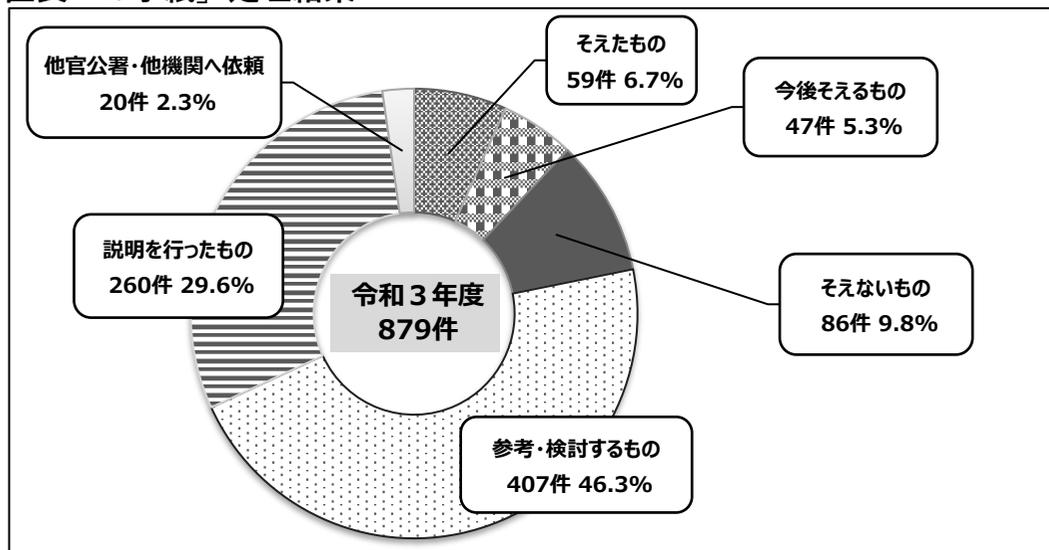
令和3年度の施策別受付件数では、「保健・衛生」が136件（15.5%）と最も多く、次いで、「学校・教育」が112件（12.7%）、「児童・保育」が51件（5.8%）が上位に位置しています。令和元年度から令和3年度にかけては、「学校・教育」「公園・緑化」「児童・保育」が比較的多くなっています。

⑥ 地域（地域センター）別受付通数



地域センター担当地域別の受付通数で最も多かったのは、板橋地域(137通)でした。次いで志村地域(97通)、赤塚地域(66通)、高島平地域(60通)、常盤台地域(51通)の順になっています。なお、その他は345通(45.6%)あり、電子メールの増加とともに、差出人の住所が記載されていない手紙が見られるようになってきています。

⑦ 「区長への手紙」 処理結果



「区長への手紙」の処理結果をまとめると、意見・要望等に「そえたもの」と「今後そえるもの」の合計が106件(12.1%)になります。また「参考・検討するもの」は407件(46.3%)、「説明を行ったもの」260件(29.6%)、「そえないもの」86件(9.8%)でした。

(3) 「区長への手紙」内容

「区長への手紙」(抜粋)の要旨と回答は次のとおりです。なお、掲載内容は回答日現在の状況となりますので、現段階の状況とは異なる場合があります。

また、受領時期により社会情勢や区への対応が異なるため、新型コロナウイルス感染症については、数多くのご意見・ご要望をいただきましたが、原則として掲載しておりません。

政策経営部	
所 管 課	ブランド戦略担当課 (令和4年1月28日受付)
件 名	板橋区の行政においてお聞きしたい点
要 旨	<p>学校の公民の授業の課題で自分の住んでいる自治体の行政について調べました。その際に疑問に思ったことがあったので是非、坂本区長にお聞きしたく存じます。</p> <p>私が前述のとおり板橋区を調べていたときに、サイトから出されていた「東京23区で行ったことがない区ランキング」というもので、板橋区は1位であったことを知りました。正直私は板橋区以外の地域に住んだことがないので他の区や自治体のことはよくわからないのですが、板橋区はとても住みやすいですし、子供からお年寄りまでの保障や政策も手厚いと感じています。しかし、板橋区に住んでいない人が観光やイベントなどで訪れるとなると、板橋区の数多くの魅力がアピールできていないのではないかと感じてしまいました。そこで、区長にお聞きしたいことがございます。板橋区の魅力が板橋区民ではない人にも伝えるための取り組みや近いうちに実現したい広報活動などありましたら教えていただきたいです。将来の主権者として、地域の政治に理解を深めていきたいと思っております。</p>
回 答	<p>お問い合わせいただきました区の魅力を向上させる取り組みや対外発信について、お答えいたします。</p> <p>「板橋区基本構想」では区の将来像を「未来をはぐくむ緑と文化のかがやくまち“板橋”」と掲げており、実現に向けたアクションプログラムとして「いたばし No.1 実現プラン 2025」を令和2年度に策定しました。</p> <p>「いたばしNo.1 実現プラン 2025」では、「SDGs 戦略」「デジタルトランスフォーメーション (DX) 戦略」「ブランド戦略」の3つを柱とする重点戦略へ限られた経営資源を集中的に投入することで、行政サービスの質の向上を図っています。</p> <p>特に認知度向上に資する「ブランド戦略」では、例えば友好都市であるポローニャ市との交流によるポローニャ国際絵本原画展やブックフェア、印刷産業が多く立地する区の特徴を活かし、新たにオープンした板橋区立中央図書館(いたばしポローニャ絵本館併設)や区立美術館など、板橋ならではの文化を総合的に発信して、「絵本のまち」としての認知度を高めます。また、区内の駅周辺のまちづくりを通して、大山駅周辺では快適で利便性が高く、災害に強い、にぎわいのあるまちづくり、板橋駅周辺では区の玄関にふさわしい個性と魅力ある市街地を形成、そして上板橋駅周辺では災害に強く、にぎわいのあるまちづくりを推進していきます。</p> <p>これらのことは、今後板橋区が展開していく事業の一部ではありますが、区の独自性や先駆性を前面に打ち出しながら、地域などとさらなる連携、組織横断的な施策</p>

展開によって、ポストコロナ時代における新しい「板橋ブランド」を構築していきます。

そして板橋区外の方も意識し、広報いたばしなど既存の広報媒体に加え、区公式 SNS や映像広報など新たな媒体も活用し、これまで以上に戦略的に発信することで、板橋区の認知度向上をめざします。特に区の重点事業については、魅力発信を単発で終わらせないためそれぞれの広報媒体を効果的に連携させ、重層的な広報活動を展開していきます。

総務部

所 管 課 納税課（令和4年2月2日受付）

件 名 軽自動車税の口座振替について

要 旨 軽自動車税についても、住民税と同様に口座振替による引落しをできるようにしていただきたい。

回 答 ご要望いただきました軽自動車税（種別割）の口座振替について、お答えいたします。

板橋区における軽自動車税（種別割）の納付方法に関して、「指定口座からの自動引落しによる口座振替サービス」については、住民税の場合と異なり、軽自動車等の登録・廃止が頻繁に行われることや、軽自動車税（種別割）の賦課対象者が区内在住者に限定されず、賦課徴収も年一回のみという税目の性質上、適正な口座管理が困難であること等から、申し訳ございませんが、現在、対応できておりません。

今後につきましては、国では、現在稼働している地方税の共通納税システムに、令和5年度を目途に、軽自動車税（種別割）も利用対象に追加する予定と聞いていることから、区といたしましても、その動向にあわせた対応を考えております。

なお、現在、納付方法としては、「モバイルレジ」アプリを使用したモバイルバンキングやクレジットカードでの納付、「LINE Pay」アプリや「PayPay」アプリを使用した電子マネーでの納付など、キャッシュレスによる納付サービスもございますので、これらの利用もご検討いただければ幸いです。

区民文化部

所 管 課 戸籍住民課（令和3年12月3日受付）

件 名 住民票・印鑑登録証明書・課税（非課税）証明書及び納税証明書のコンビニ交付について

要 旨 先日コンビニ交付を利用しました。土曜・日曜だったので、急いでコンビニ行って交付申請しようとしたら、「メンテナンス中につき休止中です。」とエラーメッセージが表示され区のホームページで確認したら「土曜・日曜は終日システムメンテナンス休止」と案内がありました。コンビニ交付でシステムメンテナンスを他の区も行っているのかと確認したら板橋区だけの問題でした。

コンビニ交付について意見があります。

コンビニ交付でのメンテナンスはシステム上必要であるから理解できますが、区役所も閉庁してる時でも、コンビニに来店すれば住民票等交付ができる便利なサービスですが、システムメンテナンスでコンビニ交付できない時は、せめて救済処置で区の窓口でも住民票・印鑑登録証明書・課税（非課税）証明書及び納税証明書を交付できるように改善してほしいです。平日だと仕事でなかなか仕事いけない方が多

いので、そのための便利な「コンビニ交付」です。

先方には説明して納得しましたが、板橋区の住民なのに、何か不便を感じます。よろしく願いいたします。

回 答

コンビニ交付サービスがメンテナンスによる休止のため、ご利用いただけずご不便をお掛けいたしました。

この度、いただきましたご意見とご要望にご回答いたします。

板橋区では、平成 28 年 1 月から、板橋区に住民登録のある方を対象に、住民票の写し、印鑑登録証明書、特別区民税・都民税の課税（非課税）証明書及び納税証明書のコンビニ交付サービスを開始しました。また、令和 2 年 1 月から、板橋区に本籍のある方を対象に、戸籍の全部事項証明書（現在戸籍の謄本）、個人事項証明書（現在戸籍の抄本）、戸籍の附票の写しのコンビニ交付サービスを追加しました。

これらは、ご指摘のとおり、平日はお仕事等があり、窓口の開いている時間帯に証明書を取りにお越しになれない方に便利にご利用いただくためでございます。

そのため、コンビニ交付サービスの休止はできる限り、少なくするようにしております。しかしながら、国の地方公共団体情報システム機構のシステムメンテナンスや、板橋区独自のシステム更改（機器の更新）等による検証作業等、どうしても避けられないものもございます。

板橋区では、区民の皆様の利便性を考慮し、戸籍住民課の証明書交付窓口を含めた本庁舎の一部の窓口で、毎月第二日曜日の開庁及び毎週火曜日の午後 7 時までの夜間延長を実施しておりますが、コンビニ交付の休止の日程を日曜開庁や夜間延長の日程と合わせることが難しく、ご不便をお掛けしてしまいました。

コンビニ交付の休止の日程は、広報いたばしや区公式ホームページでお知らせしているところですが、今後は、コンビニ交付サービスを充実させ、よりよいサービスを提供できるよう、いただいたご意見を参考に検討を重ねてまいりたいと存じます。

所 管 課

スポーツ振興課（令和 4 年 2 月 28 日受付）

件 名

区営テニスコート許可書について

要 旨

健康の為、仕事&介護の合間に仲間とテニスをしており参加出来る人への許可書の受け渡しが大変です。スマホでの画像での許可書での承諾を頂けると助かります。画像(許可書)をグループで共有できます、是非ともお願い致します。

回 答

日頃から、区立体育施設をご利用いただきありがとうございます。

テニスコートのご利用に際しては、ご不便をおかけし申し訳ございません。ご要望をいただきました件についてお答えいたします。

区立体育施設の利用にあたっては、板橋区立体育施設条例施行規則第 8 条「体育施設の利用の承認を受けた者が体育施設と利用するときは、利用承認書、当日利用券、回数券もしくは定期利用券、システム規則第 8 条で定める利用者カードのいずれかを係員に提示しなければならない。」と定めているところです。

しかしながら利用承認書をお持ちの方が、急遽欠席や遅延により、利用承認書を提示できない場合がございます。このような場合、別の手段によって、予約の状況と利用料支払いの確認ができれば、ご利用いただくことができます。ただし、管理人から体育館への電話による確認などお時間をいただくこともございますことをご了承願います。

施設を管理する指定管理者にも以上の対応を徹底してまいります。

産業経済部

所 管 課 赤塚支所（令和4年1月11日受付）

件 名 赤塚庁舎の駐輪場の確保について

要 旨 赤塚庁舎の駐輪場は北側のみとなっており、南側から庁舎に向かった時、年寄りには不便であります。

「バス停横の駐輪場を使用せよ」との指示がありますが、バス停近くの駐輪場はいつも、満杯であります。

以前は、南側入り口への駐輪は、ゆるい禁止事項であり、年寄りや子連れには助かっておりました。今は三角ポールで仕切られており、まったく使用できません。土地価格の高い23区内で空き地を有効に使用しないのは、不適切と思われます。

公務員の権力を用いて、自分にとって不都合なことを禁止するのは、権力の乱用と考えられます。区民の利用に便利なのは、どうすることかを考えるのが公務員のまじめな仕事ではないでしょうか？

回 答 日頃から、赤塚庁舎をご利用いただきありがとうございます。

ご要望いただきました赤塚庁舎の駐輪場の確保について、お答えいたします。

赤塚庁舎南側の出入口は、多くの来庁者の出入りがありますが、十分なスペースが確保できないことから、入口付近の自転車の駐輪は想定しておりません。

ご指摘のとおり、過去に南側出入口付近のスペースに仕切りを設けず運用していた時期もありましたが、来庁者の自転車が周辺の歩道にまで広がり、通行の妨げになることで苦情が寄せられたほか、強風などで自転車が転倒した場合には歩行者に危険が及ぶ可能性もあることから、現在、南側の出入口には自転車の駐輪を禁止するため三角コーンを設置し、庁舎北側と東側の駐輪場の利用を促す貼紙をさせていただいております。

なお、庁舎北側と東側の駐輪場については、地域センターで大きなイベントがあるときには混雑することがありますが、平常時は、支障なくご利用いただける状況となっておりますので、ご不便をおかけいたしますが、庁舎北側又は東側の駐輪場をご利用いただきますようお願いいたします。

皆様に施設を安全にご利用いただくため、何卒ご理解とご協力をお願いいたします。

健康生きがい部

所 管 課 健康推進課（令和3年12月15日受付）

件 名 妊婦面接につきまして

要 旨 妊婦面接の案内が届きましたが、平日は仕事の為行けず、現在は切迫流産で自宅安静になり外出不可です。福祉センターに電話相談をしましたが、それでも福祉センターへ妊婦本人が直接出向かなければならないとの事。

まず第一に私には相談したい程の出産育児に関する悩みがありません。欲しいのはお金、時間、体力だけです。つまり目的は育児パッケージです。これが妊娠お祝いの品ならば、面接を受けないと頂けないことに不満です。

また面接と言う名称が、合否でもあるのかな？という印象で、不快です。悩みがある人に寄り添えれば良いのではないのでしょうか。私の様に相談する内容がない、時間がない、また不必要に人に接触したくない人も今は多いことでしょう。

	<p>子育ての悩みを含むなら、妊婦だけ、と言う条件もおかしいです。今は夫婦で子育てをする時代です。ましてや男性の方が当事者意識が低いのですから、こう言った機会が増えてもいいはず。</p> <p>あらゆる時代にあっていない妊婦面談、名称も含めまして早急に改変を望みます。</p>
回 答	<p>この度は、ご体調が優れないなか、妊婦面接の件につきまして、ご心労をおかけし、申し訳ありませんでした。また、健康福祉センターに、お問合せいただいたにもかかわらず、十分なお説明ができなかったことに重ねてお詫び申し上げます。</p> <p>妊婦面接は、出産・子育て期を安心して迎えられることを目的に、妊娠届を提出いただいた全妊婦を対象としています。対面による面接は、お住まいの地域にかかわらず、ご希望の健康福祉センターでご家族も一緒にお受けいただくことが可能です。また、出産直前まで、妊婦の方のご体調等により外出が困難な場合については、担当保健師がご自宅への訪問やお電話で状況をおうかがいし、保健・育児サービスのご案内を行っております。面接をお受けいただいた方には、子育てを応援するメッセージと感謝の気持ちを込めて「育児パッケージ」をお渡ししています。板橋区では、子育て支援サービスを充実させてきておりますので、ぜひ最新の状況をご案内させていただければ幸いです</p> <p>妊婦面接という名称につきましては、正式には「妊婦・出産ナビゲーション事業」という事業名で実施していますが、皆様にイメージしていただきやすいように「妊婦面接」という言葉を使用してきた経緯がございます。本事業の名称につきましては、検討してみたいと存じます。</p>
所 管 課	おとしより保健福祉センター（令和3年7月27日受付）
件 名	いたばし健康長寿100歳パンフレットについて
要 旨	<p>先日、表記内容のパンフレットが私と妻あてにそれぞれ送られて来ました。内容を見ると、介護予防のための情報とのことですが、自明のことばかりでほとんど役に立つものがありません。</p> <p>特に、元気力チェックシートの質問内容はコロナの現況を踏まえたものとなっておらず、今、この質問をする意味が全く分かりません。</p> <p>このようなパンフレットを貴重な税金で作り、同じものを夫婦に配布する必要があるのでしょうか。</p> <p>このことを保険福祉センター介護予防係の担当者に伝えると、国からの指示で行っているとのことでしたが、こんな役に立たないパンフレットを漫然と配布するなら自治体などいりません。</p> <p>区として、現在の区民の生活実態を踏まえたパンフレットを作り、それを現場を知らない国に突きつけるぐらいの気概はぜひ持って欲しいものです。</p> <p>高い税金と介護保険料を支払っている身からすると、このような形で税金、保険料が使われているかと思うと腹が立ちます。少しでも改善を望みます。</p>
回 答	<p>ご意見いただきましたいたばし健康長寿100歳パンフレットについて、お答えいたします。</p> <p>パンフレット内の“元気力（生活機能）チェックシート”質問内容は、介護保険法施行規則に定められております。</p> <p>今回の配付の意図は、介護認定を受けていない65歳以上の方に対して「コロナ禍」</p>

により外出の機会が減ったことで、フレイル（加齢による心身の衰え）が進行していないか、ご自身で確認していただくことにあります。

ご意見のように、簡単な質問ばかりで物足りなく感じる部分もおありかと存じます。しかし、多くの高齢者に配付し見ていただくことから、できるだけ平易な言葉、内容にする必要もごさいます。

また、ご夫婦それぞれにお送りした件については、個人でご自身の元気力（生活機能）を認識いただきたいことにあります。

いただきましたご意見は、今後のパンフレット内容、配付方法等を検討する際の参考とさせていただきます。

福祉部

所 管 課 障がいサービス課（令和4年2月15日受付）

件 名 障害者施策について

要 旨 豊島区以外の4プロは足並みを揃えて福祉タクシー券に所得制限を設けていますが、重症化リスクの高い障害者が外出の機会をもてるように、時限的でもいいので所得制限を撤廃してください。

回 答 新型コロナウイルス感染症の収束が見込まれないなか、外出に困難な状況がありますことを、お察し申し上げます。

ご要望いただきました「障害者施策」につきまして、回答させていただきます。

福祉タクシー等事業では、身体障がいや知的障がいなどの障がい要件と所定の等級に該当する方々を対象に、外出に要する費用の負担軽減を図り、外出機会の増加を通して社会参加を促進することを目的に、福祉タクシー券を交付しております。

こうした観点から、福祉タクシー券の受給資格の認定にあたっては、所得上限額を設けております。

区の障がい福祉施策に対しましては、様々なご要望をお寄せいただいております。福祉タクシー券につきましても、所得制限額の撤廃のほか対象者の拡大など、ご要望をお寄せいただいているところです。

区では、こうした障がい福祉全体のニーズや財源などを鑑みながら、制度や事業の運用にあたっておりますが、福祉タクシー等事業における所得制限の撤廃につきましては、現状では難しい状況にあります。

障がいがある方の外出機会の確保につきましては、福祉タクシー等事業のほか移動支援サービスなど、障がい者（児）支援の一環として取り組んでいるところですが、福祉タクシー等事業につきましても、利用者の皆様の利用状況をはじめとした動向に留意し、運営・検討にあたってまいりたいと存じます。

子ども家庭部

所 管 課 保育サービス課（令和3年10月15日受付）

件 名 育児休業中の保育園利用について

要 旨 現在、板橋区では在園中に新たに子供が産まれた場合に育児休業を取得する場合は生まれた子供が満1歳に達した年度の次年度4月末までに復帰した場合保育園を継続して利用できるとのことですが、今は育児休業を2年取れる会社も増えてきています。他区ではこの制限が満2歳となっているところもあります。保育園に入れても下の子の育休を、延長したことにより上の子が退園させられてしまう…待機児童

を減らす為に致し方のないことなのかもしれません。それもわかります。一度退園してしまい、また同じ保育園に入れる保証もありません。空きがある場合には柔軟に対応していただけるようお願い申し上げます。

板橋区では特例として4歳児クラス以降の場合はそのまま卒園出来るなど他区に比べてとても柔軟に対応してくださっている点もあり、とても助かっているのも事実です。

板橋区がよりよく住みやすい街になるように今回は子を持つ親としての意見を述べさせていただきます。

回 答 育児休業制度は、お子様が1歳に達するまで取得できることを原則としております。そのため、当区においては、育児休業中の保育園利用について、お生まれになったお子様が満1歳に達した次の4月まで、復職せずに保育園を利用できることとしております。

また、4歳児クラス以降のお子様につきましては、小学校への就学が控えているため、退園することによるお子様の生活環境の変化を考慮し、特例を設けております。一方、育児休業の最長2歳までの延長については、育児休業制度において、保育園等に入園できない場合等、特別な理由がある場合の例外的な措置となります。そのため、育児休業中の保育園の利用期間につきましては、育児休業制度との関係から、現在のところ、延長する予定はございません。

ご要望に沿った回答ができず、誠に申し訳ございませんが、今後につきましては、他自治体の取組や育児休業制度の動向に注視し、育児休業中の保育園の利用期間について、研究を重ねてまいります。

資源環境部

所 管 課 資源循環推進課（令和3年4月5日受付）

件 名 路上喫煙の禁止について

要 旨 路上喫煙は禁止できないものでしょうか。

今日も家の前でタバコを吸っている男性が、目の前を小さな女の子が通り過ぎる直前に、煙を下に向かって吐き出し、女の子がもろにかぶってしまいました。

副流煙、吸い殻のごみ、歩きながらの煙草の灰の危険なども言うまでもありません。今のご時世で言えば、タバコを吸っている間はマスクもつけていないわけで、感染拡大防止のためにもやはり路上でのたばこは禁止すべきではないでしょうか。むしろなぜ許されるのか不思議なくらいです。

何か禁止できない理由があるのであれば、ぜひ知りたいです。

回 答 路上での喫煙によりお困りになられているということ、心中お察し申し上げます。

区の路上喫煙対策についてご説明をさせていただきます。

板橋区では、エコポリス板橋クリーン条例に基づき、8地区を「路上禁煙地区」に指定しており、禁煙地区を含む各駅の周辺で、指導員による巡回指導を実施しています。

路上禁煙地区の拡大については、もれなく違反者へ指導を行うことが望まれますが、そのためには巡回指導員を大幅に増員する必要があり、多額の費用がかかるなど、実効性や公平性の確保が難しい状況があります。

また、路上禁煙地区の設定には、周辺でのポイ捨てや迷惑喫煙の防止のため、新た

な喫煙場所の整備も考える必要がありますが、設置場所の確保が難しい状況もあります。このように課題が多いことから、現在は路上喫煙の全面禁止を実施しておりません。ご要望にお応えすることができず、誠に申し訳ございません。

区では迷惑喫煙対策として、マナー向上を図る取り組みが重要と考えており、駅頭での指導員の声かけ等、啓発活動に積極的に取り組んでまいります。

都市整備部

所 管 課 都市計画課（令和3年11月8日受付）

件 名 板橋区立中央図書館のバス停の設置について

要 旨 バスが上板橋駅と王子駅の間を運行しています。その間、中間当たり、平和公園内の中に、板橋区立中央図書館があって、どちらのバス停へ行っても遠く、年齢をとると、大変なんです。是非バス停を作ってください。

回 答 日頃から、区内の公共交通をご利用いただきありがとうございます。

板橋区立中央図書館から最寄りのバス停まで少し距離が離れていることによって、ご不便を感じられていることについて、心中お察し申し上げます。

ご要望いただきました板橋区立中央図書館のバス停の設置について、お答えいたします。

板橋区立中央図書館のバス停の設置については、中央図書館の移転に伴い、中央図書館前へのバス停設置を、バス会社に対して要望してまいりましたが、バス会社より、前後のバス停との間隔が短いためバス停設置が難しい旨の回答を得ているところでございます。

今回、いただいたご要望を踏まえまして、再度、バス会社に対して板橋区立中央図書館前へのバス停設置を要望してまいります。

まちづくり推進室

所 管 課 高島平ランドデザイン担当課（令和3年11月1日受付）

件 名 西高島平駅前の商業施設

要 旨 昨年来、耐震強化工事の為、三田線西高島平駅構内と高架下に在った店舗が撤去されました。

工事完了後の今、その跡に商業施設の新設は計画されているのでしょうか？

西高島平駅を利用し、生活する者にとって、生活に必要な品々を販売する店舗は欲しいです。

地域はバスの利便性にも乏しく、高齢者は不便です。

都交通局や民間事業の範囲かとは思いますが、区のお力添えも望みます。

回 答 このたびの西高島平駅構内の店舗の閉店により、日常的な買い物にお困りのことと、拝察いたします。

ご要望いただきました西高島平駅前の商業施設について、お答えいたします。

令和2年12月に西高島平駅構内の店舗が閉店し、周辺地域において日常的な買い物の利便性が低下していることは、区としても認識しております。

都営地下鉄の高架下における店舗募集を行う主体は「東京都営交通協力会」でございます。

区としては、買い物利便性の向上に向けて、以前から商業店舗の募集を行うよう同協力会に働きかけており、同協力会では、現在事業者の募集を行っているとのこと

です。

また、高島平四・五丁目の大部分は、良好な低層住宅の住環境を維持するため、都市計画により「第一種低層住居専用地域」に指定されており、一定規模以上の店舗の立地が制限されています。

区では、西高島平駅構内の店舗募集の働きかけをはじめ、地域における生活利便性の向上に努めてまいります。

土木部

所管課 みどりと公園課（令和4年1月7日受付）

件名 区立公園の整備について

要旨 いつも、区立公園を楽しく使っていただき、感謝しております。
ただ、その中の鉄棒運動で使用する鉄棒の整備について、お願いがあります。
鉄棒の規模が縮小傾向にあります。高鉄棒なども、残して、あるいは増やしてほしいと思います。
特に、最近では高鉄棒が、全くなくなってしまいました。唯一、徳石公園に、あった高鉄棒は、変な筋力運動の道具になってしまいました。また、四葉公園の3連鉄棒も、2連に変わろうとしています。
世界大会レベルの選手を優遇することも、いいことかもしれませんが、庶民が運動する機会を広めていただくよう、配慮をお願いします。

回答 日頃より区立公園をご利用いただきありがとうございます。
鉄棒の整備についてお答えいたします。
鉄棒などの公園遊具は、安全基準に基づき設置しています。区は利用者の安全を守るため、更新時期に合わせて基準にそぐわない遊具の撤去と安全な遊具の導入を進めているところです。
鉄棒についても、規模が大きいものや高鉄棒については、広範囲のスペースが必要になります。そのため基準を満たせないものについては、撤去や3連鉄棒から2連鉄棒に変更するなど規格内に収まる規模のものに更新しています。
高鉄棒につきましてはご要望に応えることはできませんが、ぶら下がりや懸垂などの複数の機能を備えた健康器具を整備するなど、大勢の皆様が安全に利用される遊具の整備に工夫を重ねていきます。

教育委員会事務局

所管課 教育総務課（令和3年4月30日受付）

件名 小学生の登下校通知願ひ

要旨 子供の通っている学校は集団登校ではなく、一人で登校して、一人で下校します。
そこで、ちゃんと学校に行けているのか、何時に学校を出るのかとても心配になります。
そこで、ちゃんと登校・下校した通知が届くようなシステムを導入して下さい。
あいキッズで活用しているようなバーコードをかざすと通知が来るシステムや、台東区が全小学校で導入している、校門を通ると通知が来るシステムなど方法はいくつかあると思います。
今のご時世、家を出てから担任の先生が来ていない事に気がつくまで放置しているのは、何かあってからではとても心配だし、迅速な対応ができないと思います。

	システム導入の件、ご検討頂き、安心して小学校へ送り出せるシステムをお願い致します。
回 答	<p>ご要望いただいた登下校通知システムについて、お答えいたします。</p> <p>登下校時の防犯対策は、子どもたちの安全と保護者の皆様の安心を確保するために大変重要な施策であると認識しております。</p> <p>板橋区においては、防犯ブザーの配布や学童擁護員の配置、青色回転灯装備車（青パト）や「スクールガード」によるパトロール、さらに、見守りの裾野を広げるため、散歩や買物等を登下校の時間帯に合わせて行う「子ども見守り隊」や地域の中で事業活動を行う事業者の方による見守りなどを実施しています。こうしたソフト面の対策に、通学路への防犯カメラの設置、市街地整備の一環として防犯灯の設置や見通しの良い植栽など死角をつくらないことなどハード面の対策も加え、様々な方策を組み合わせた総合的な対策を講じております。</p> <p>また、子どもたち自身が発達の段階に応じて危険予知・回避能力を身に付けるための防犯教育と教育の担い手である教職員の研修による指導力・安全対応力の向上も大切であると考えております。</p> <p>板橋区では、今後も区・学校・警察の三者が地域と連携しながら、登下校時の安全対策を強化してまいります。</p> <p>ご提案をいただきましたＩＣタグとセンサーが連動したメール配信システムなどＩＣＴを活用した通知システムにつきましては、特別区ではＰＴＡが主体となって導入している区もございます。公費負担により導入する場合は、財政状況も勘案しながら検討する必要があり、早期の導入は困難と考えておりますが、このたびのご要望につきましては、貴重なご意見と受け止めさせていただきます。</p>
所 管 課	指導室（令和３年１１月１０日受付）
件 名	子供パソコン１人１台に伴うお願い
要 旨	中学生の子供がいます。１人１台パソコンが支給されたのですが、毎日パソコンを使うかわからないか先生からはっきり教えてもらえない上、学校に置いていってはいけない為、毎日持ち帰り持参しなくてはいけなく、中学３年生なので学校の教科書だけでも重い上にパソコンも増えさらに重くなり、大変でストレスに感じていて、普段我慢強い子ですが、よく愚痴をこぼしています。無駄な移動でパソコンの破損の心配も減るので、各学校使う日を明確にするよう指導していただくか、充電や必要な時だけ持ち帰りにできるように、是非個人のカギ付きロッカーを導入を検討していただけたらと思います。
回 答	<p>お子様の持ち物につきまして、普段の荷物にパソコンが加わり、これまで以上に重くなり、御心配のことと心中お察しいたします。</p> <p>教育委員会に確認したところ、いただいた御意見のとおり、登下校中の持ち物が子どもたちにとって過度の負担にならないように、学習上の必要性等を考慮し、持ち帰らせる物や学校に置いておく物について検討し、配慮することは、大変重要であると考えているとのことでした。</p> <p>一方で、本区ではパソコンは毎日学校で使用することを基本としており、併せて家庭学習でも活用することを想定しているため、パソコンの持ち帰りについて御理解をお願いしている次第です。</p>

学校でパソコンを使用する日を連絡することや、ロッカーを設置することについては、実態に応じて対応を検討する必要があるとのことですので、まずは、お子様が通っている学校に相談していただくか、または、学校名を教えていただければ、教育委員会が学校の状況を把握し、必要な指導を行うこともできるとのことでした。今後も子どもたちや保護者様の思いに真摯に耳を傾けた教育活動を進めていく等、様々なニーズに応じた支援の充実を一層図るよう、教育委員会とともに取り組んでいきます。

2 区民と区長との懇談会

区民の皆様が普段の暮らしの中で感じたり考えたりした率直な意見・要望等について、区長をはじめ、区の幹部職員が直接話を伺い、可能な限り区政に反映させていくものです。

懇談会では、区民の皆様のごく身近な問題から区政全般に及ぶ問題まで幅広い発言があります。そのうち直ちに対応を要すると思われるものについては、広聴広報課から所管課・関係官公署等に連絡をとって対応を依頼しています。

令和3年度は5地区での開催を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため4地区（徳丸・常盤台・舟渡・下赤塚）を文書開催とし、1地区（板橋）のみ対面開催となりました。

(1) 実施状況

第1回 徳丸地区（新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため文書開催）
質問数 8件

第2回 常盤台地区（新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため文書開催）
質問数 12件

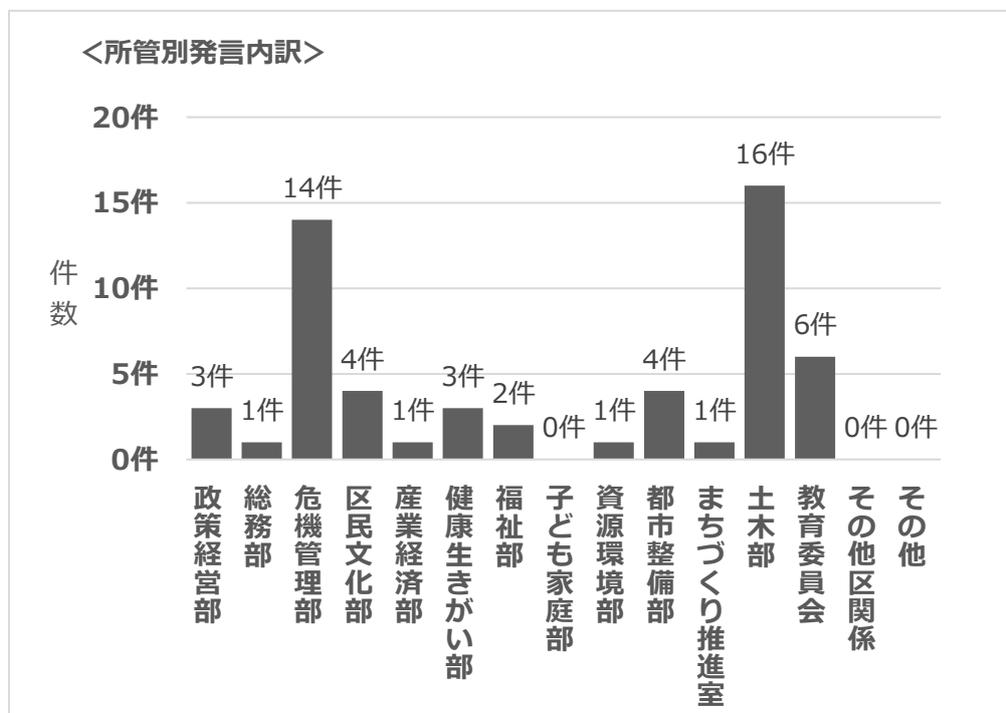
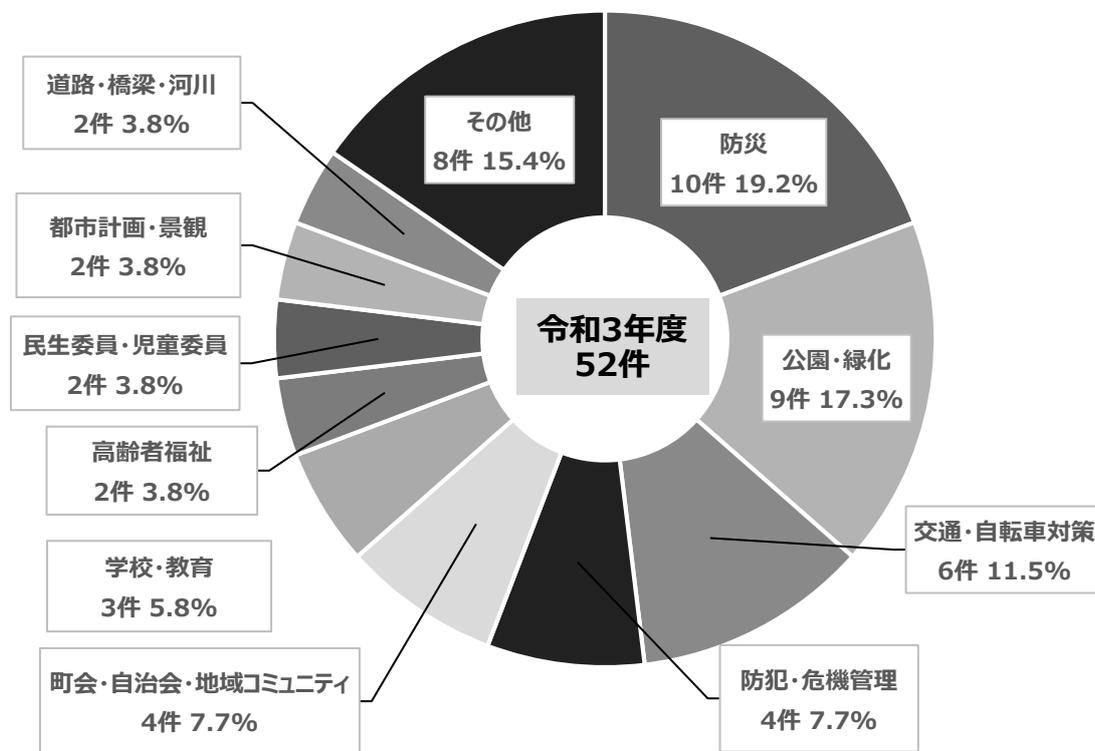
第3回 舟渡地区（新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため文書開催）
質問数 11件

第4回 下赤塚地区（新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため文書開催）
質問数 11件

第5回 板橋地区 令和3年11月17日(水)
会場 板橋地域センター
出席者 区民25人 区職員8人
発言数 7件（うち公募1件）
質問数 10件

(2) 質問件数

令和3年度の懇談会では、合計52件の質問がありました。
内容別の内訳は、次のとおりです。



※ 1件の発言（意見）に対して複数の所管が担当する場合がありますため、
発言（意見）件数の合計と所管別担当件数は一致しません。

(3) 令和3年度 区民と区長との懇談会 報告書

① 令和3年度 第1回 区民と区長との懇談会（徳丸地区）

徳丸地区で開催を予定していた、区民と区長との懇談会（実施予定日：令和3年6月18日）は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、文書開催となりました。

【第一部】質問要旨及び区長回答

	質問内容	担当部署
1	徳丸地域の安心・安全について	危機管理部、土木部
2-1	町会内の私設公園の補修等について	都市整備部
2-2	投資用ワンルームマンションの建築規制について	都市整備部
3	町内公園の新設について	土木部
4	清掃奉仕活動補助金の早期復活の提案について	健康生きがい部
5	歩道内の植込みについて	土木部
6	徳丸公園こどもの池廃止後の公園利用について	土木部

【第二部】懇談（意見交換）

報告内容

「徳丸地域の活動と大切な提案」について

1 番 徳丸親和会からのご質問

<p>質問要旨</p>	<p>○徳丸地域の安心・安全について</p> <p>徳丸通り、イオン前交差点から東武練馬駅前踏切までと北町旧川越街道から東武練馬駅前踏切までが、歩行者の安全・安心のために毎日午後4時～午後8時まで、買い物客及び歩行者の専用道路（車両通行禁止）が始まり町会、商興会ともに協力する。</p> <p>また、令和3年末までには、北野新交番が3階建てにて建設され、地元住民にとっても心強いものがある。親和会においては、街頭防犯カメラの設置を区の防災危機管理課の協力のもと、10台設置を行う。すでに、二つの商店会において29台設置されている。昨今のコロナ禍においても徳丸地域全体が助け合い、支え合う社会をめざす。</p>
<p>区長回答</p>	<p>東武練馬駅前の踏切安全対策については、危険な踏切対策として、本年度中に、16時から20時までの時間帯で車両通行止の交通規制を警察との連携のもとに実施できる運びとなりました。</p> <p>実現にあたり、町会、商興会をはじめ、地域の皆様にご理解とご尽力をいただきありがとうございます。</p> <p>道路周辺の方々に、踏切安全対策の目的、交通規制の内容等について丁寧にご説明するとともに、裏道の混雑など新たな課題を未然に防止するよう、警察・練馬区等と必要な対策を進め、更なる踏切の安全対策にも取り組んでまいります。</p> <p>東武練馬駅前の交番について、警視庁に確認したところ、工期末は令和3年9月末頃であるが、情勢により延びる可能性があるとのことでした。</p> <p>町会連合会徳丸支部の皆様には、日頃から地域の防犯活動に熱心に取り組んでいただくとともに、防犯カメラの設置を積極的に進めていただきありがとうございます。</p> <p>防犯カメラの設置は、防犯パトロール等の実施が難しいコロナ禍においても、犯罪に強いまちづくりにつながるものであると認識しているため、今回の徳丸親和会による10台の防犯カメラの設置により、地域の皆様にとって、より犯罪抑止の効果が高まるものと期待しております。</p> <p>防犯カメラの設置は、平成15年度の制度開始から令和2年度末までの合計で813台まで増加しています。また、令和2年度から新たに、東京都による電気料金等の維持管理経費に係る補助制度が創設されました。</p> <p>区は、今後も、防犯カメラのさらなる設置促進に努めていくとともに、地域の安全対策については、地域の皆様のご協力を賜りながら、関係機関と連携を図りつつ、安心・安全なまちづくりに取り組んでまいります。</p> <p>[担当（踏切の安全対策について）： 土木部 土木計画・交通安全課 交通安全係 電話 3579-2517]</p> <p>[担当（防犯カメラについて）： 危機管理部 防災危機管理課 防犯促進係 電話 3579-2153]</p>

2 番の 1 北野交友会からのご質問

質問要旨	<p>○町会内の私設公園の補修等について</p> <p>町会内唯一の小規模な私設公園（徳丸 3-33-13 付近）ですが、準区立公園的に活用されており、「ふれあいラジオ体操」「防災訓練」「憩いのサロン」等を行っている。また、近隣の保育園の園児が公園内で毎日楽しんでおり、その様子は楽園“パラダイス”である。以上のことから以下の 2 点をお願いしたい。</p> <ul style="list-style-type: none">① 公園でのベンチ補修、できれば健康遊具的なベンチとの交換② 公園内のペンキの補修
区長回答	<p>当私設公園は、隣接するマンション東武練馬を建設する際に、当時の中高層住宅団地建設等指導方針に基づき、区から事業者をお願いして、昭和 55 年に、一般の方の利用に供する、公園に準じた施設としてマンション事業者により設置されたものです。</p> <p>当私設公園の所有者は、現在でもマンション東武練馬であり、公園内のベンチ等の施設、樹木剪定を含めた維持管理については、自主管理が原則のため、同マンションの管理組合が実施しています。</p> <p>ご要望のベンチ補修及びペンキの補修等の維持管理については、マンション東武練馬の管理組合にご意見をお伝えいたします。</p> <p>[担当：都市整備部 建築安全課 集合住宅指導係 電話 3579-2564]</p>

2 番の 2 北野交友会からのご質問

<p>質問要旨</p>	<p>○投資用ワンルームマンションの建築規制について</p> <p>6階建ての投資用ワンルームマンションが建設されている。静かな環境、日照など景観を破壊しており、将来的には、単身者の増加による不安がある。紛争条例に基づいて建主側と折衝しても、戸数、階数の減少は建築確認済を理由に決して譲らない状況である。</p> <p>板橋区内は、投資用ワンルームマンションの建設が増えており、住みやすい板橋に懸念が生じている。ファミリータイプの導入の制約のみでなく、以下の内容をお願いしたい。</p> <p>①投資用ワンルームマンションに対して全区的な制約</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3階建の低層とする条例 <p>②良好な環境保持のため</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築協定の見直しによる制約
<p>区長回答</p>	<p>①投資用ワンルームマンションに対する全区的な制約について</p> <p>「小規模住戸が集合する建築物の建築及び管理に関する条例」いわゆる「ワンルーム条例」は、平成21年3月に、建築に伴う紛争の未然防止を図るとともに、円滑な近隣関係と良好な居住空間の形成などを目的に制定しました。</p> <p>その後、区民からの要望もあり、平成31年3月に、30戸以上のワンルームを設置する場合に、家族向け住宅の設置を義務化する条例改正を行いました。</p> <p>条例改正による成果等については、今後検証を実施し、近隣の住環境にも配慮した「住みやすい板橋区」の実現に努めてまいります。</p> <p>②良好な環境保持について</p> <p>良好な環境保持のため、まちの課題を解決する手法として、建築協定のほかに「地区計画」の制度を活用し、建物の用途や高さ等の地域のルールを定めることができます。</p> <p>区では、令和3年4月に板橋区都市づくり推進条例を定め、地域の方々がまちのルールを定める等の活動に応じた支援を行ってまいります。</p> <p>[担当 (①について) : 都市整備部 建築安全課 集合住宅指導係 電話 3579-2564]</p> <p>[担当 (②について) : 都市整備部 都市計画課 都市計画係 電話 3579-2552]</p>

3番 徳丸原町会からのご質問

質問要旨	<p>○町内公園の新設について</p> <p>当町会は、宮ノ下から南は赤塚一中まで3, 4丁目を中心とした約1,650世帯(町会加入世帯は650世帯)の町会ですが、町内には町会行事が出来る広場、公園などがない。今回、町会活動ができそうな土地が見つかり、公園化の申請をしたところ近隣に公園(他町会)が有ると言う事で却下された。町内活動の充実と町内の憩いの場を何としても設けたいと思いますが、公園設置基準の規制緩和などはできないか。</p>
区長回答	<p>町会活動の場が限られていることによるご苦勞を、お察しいたします。</p> <p>区としても、今後も公園整備に積極的に取り組んでまいります。区内には、公園や緑地の少ない地区と比較的充足された地区とがあるため、史跡公園のような特別なものは別として、通常の公園では、バランスのとれた都市環境整備のため、先ずは不足地区の解消を優先しているところです。</p> <p>一方、具体的には申し上げられませんが、土地の用途変更が公表された時点では、既に開発計画が進んでいるのが通例となっていることに加え、財政的課題もあって、公園の新設は思うに任せない状況です。</p> <p>こうしたことから、現時点で徳丸原町会のエリアに区立公園を整備することは難しいですが、町会活動や憩いの場がないことは承知しておりますので、民間開発行為に際しての「緑地広場」や、未利用地を区が整備して開放する「遊び場」といった、都市公園以外の手法も視野に入れ、町会との協働の中で、機会を捉えて場の確保に取り組んでいきたいと考えています。</p> <p>[担当：土木部 みどりと公園課 公園設計係 電話 3579-2531]</p>

4番 マナーズ フォート管理組合からのご質問

質問要旨	<p>○清掃奉仕活動補助金の早期復活の提案について</p> <p>老人会クラブの活動を支援する清掃奉仕活動補助金を廃止する政策は、高齢者生活の活性化と社会との良好なつながりを喪失し兼ねない。</p> <p>高齢者の清掃活動による街の美化の促進は、そこで遊ぶ子ども達のモラルや豊かな情緒を育む効果も考えられると同時に、高齢者の健康促進のための手段でもあり、ひいては高齢者の社会貢献への意識向上につながり健全な生活を後押しすると考えられる。</p> <p>高齢者の健康面の自立に向けた大きな役割を果たし得るものであり、その成果を望める重要な手段でもあると考えられる。</p> <p>よって、清掃奉仕活動補助金の支給を継続することは、板橋区が独自に進めても大いに評価される事業であると確信をするもので、制度の復活を強く要請する。</p>
区長回答	<p>日頃より、清掃活動を通して環境美化にご尽力いただきありがとうございます。</p> <p>区は、コロナ禍の景気後退等による大幅な減収局面に伴う財源不足への緊急財政対策の一環として、補助金の見直しを実施したところです。</p> <p>ご意見のとおり、清掃奉仕活動に影響が生じていることは、大変申し訳なく考えておりますが、かつてない区政の危機を乗り越えるために、必要な措置であることをご理解いただければ幸いです。</p> <p>今後とも、補助金のあり方を含め、財政基盤の確立に努めてまいりますので、清掃奉仕活動をはじめとした、安心・安全なまちづくりに向けて、引き続きご理解ご協力をいただけるよう、改めてお願い申し上げます。</p> <p>[担当：健康生きがい部 長寿社会推進課 シニア活動支援係 電話 3579-2376]</p>

5 番 徳丸三交会からのご質問

<p>質問要旨</p>	<p>○歩道内の植込みについて</p> <p>徳丸6丁目バス停留所前後の歩道内に自転車レーンと歩道を分ける植込みがある。人通りが大変増えて植込がある事で危険な事が増えた。たとえば自転車レーンが狭く自転車同士のすれ違いができず、歩道を走る自転車と店から出てくる人との接触や、自転車レーンを走る自転車とバスを降りた人がぶつかりそうになり危険である。また、現在植込みは踏み潰されている。自転車レーンと歩道の分離は植え込みでなく、白線にすることはできないか。</p>
<p>区長回答</p>	<p>日ごろから、交通安全のためにお心づかいを頂きありがとうございます。</p> <p>ご指摘の自転車歩行者道については、平成16年に社会実験に基づいて先駆的に整備したもので、歩道と自転車道を組み合わせた形です。</p> <p>近年では、車道の自転車レーンを設ける形が主流になりつつあることから、現在、学識経験者などと共に策定を進めている「自転車活用推進計画」の成果なども踏まえつつ、本路線の自転車道のあり方についても、次の改修等を目途に、一定の見直しを行いたいと考えています。</p> <p>それまでの間の対策としては、低木が無くなっている徳丸六丁目9番地先の約80メートルの植込部分を歩けるように暫定対策を行いますが、白線など通行区分の変更には、地元調整や規制変更のための警視庁協議などが必要になりますので、当面、現在の区分の中で、分離マークの書き直しなどによる安全対策を行ってまいります。</p> <p>[担当：土木部 北部土木サービスセンター 補修係 電話 5398-1251]</p>

6番 徳丸親興会からのご質問

<p>質問要旨</p>	<p>○徳丸公園こどもの池廃止後の公園利用について</p> <p>昨年、「徳丸公園こどもの池」の廃止について説明があった。しかし、閉鎖したままでは、地域の資源が活かされない。子どもたちが遊べる場所を確保し、また多世代にわたって憩える公園となるよう、町会として協力したい。例えば、地域住民の手でプールに砂を入れるなど、簡単な改修により新たな遊び場として開放できるのではないか。私たちがどこまで公園運営に関われるものなのでしょう。また、「徳丸公園こどもの池」の具体的な跡利用の方針やスケジュールについて教えてほしい。</p>
<p>区長回答</p>	<p>地域の子どもたちのために、長年にわたり、猛暑の中、こどもの池の運営を担っていただいたことに、敬意と感謝の気持ちをお伝えいたします。</p> <p>徳丸公園こどもの池については、今年度から運営を取りやめることになりましたが、地域の皆様のご要望にできるだけ添えるよう、跡地の活用の検討と合意形成を進めていきたいと考えています。</p> <p>具体的には、これまでこどもの池の運営に携わって来られた皆様を中心に、ご要望・ご意見をいただき、それをもとに、区が、経費などを勘案した案をいくつか作成し、その中から、子どもたちを含めた利用者・近隣の皆様に、何らかの方法で実施案を選んでいただきたいと考えています。</p> <p>また、再整備までの暫定利用については、ご提案の砂場としての活用も含め、どのようなことが可能なのか、担当部署から改めてご相談させていただき、できる限りご要望に応じてまいります。</p> <p>[担当：土木部 みどりと公園課 公園設計係 電話 3579-2531]</p>

「徳丸地域の活動と大切な提案」について（発言要旨）

徳丸支部

徳丸地域では、地域のコミュニティ向上に向けて、徳丸支部15町会の伝統と経験を活かした活発な町会活動を行っています。さらに、青健による子供達を対象とした農業体験事業、北野神社に関わる郷土芸能の地道で活発な継承、加えて、避難所ごとの防災活動と学校防災連絡体制の推進を発展させる中で、特にこの数年は、学校避難所の開設・運営の実践的対応力強化に向けて、災害時の避難所開設手順ガイドのアクションカードを制作して、現実に実行しうる体制づくりを進めて来ました。このプロジェクトは、昨年度、区の地域防災支援課の協力もあり、学校避難所4か所で他の地域に先駆けて「避難所開設BOX」の設置を完了しました。徳丸地域では、以上のような代表的な活動を多岐にわたり精力的に取り組んでおります。

また、厚生労働省、社会福祉協議会の指導を受けた「支え合い会議徳丸協議会」にも熱心に取り組み、高齢者見守りや支援活動を目指して、徳丸独自の「元気マップ」を制作して地域に5000枚を配布致しました。また、今後は高齢者やお困りの方々へのヘルプサービス事業として、徳丸のケア施設、デイサービス施設などをご案内する「徳丸資源カード」を支え合い会議のメンバー全員で制作を手掛けている所です。以上のように必要とする方々のお役に立てる活動を積極的に進めております。

これらの取組みに対して、区行政のフォローや応援体制と予算的支援について、どのようにお考えかをお伺い致しますと同時に、出来ましたら、徳丸地域への特段のご配慮をずうずうしくお願い致します。

そして、身近な事になりますが、ちょうど新たに「老人会」の立上げが徳丸地域にはあります。これは、言うまでも無く、高齢者の見守りと孤独化を防止する中で、安全・安心のコミュニティを築く取組みです。その老人会活動の中で、そのコミュニティ向上に繋がる大切な取り組みの清掃活動は、どうしても行いたい重要な取り組み課題で御座います。しかしながら、区の助成金の休廃止を伺いまして、区の基本的政策に逆行する決議が行われたと伺い大変遺憾に感じております。新型コロナウイルス感染症の影響により、外出の機会や人々との交流が減少しているため、高齢者の体力・気力の低下が心配だとの声が地域の中で挙がっています。地域の人々を結び付け、高齢者を一人にしない、安心した地域の生活を守る大切なポイントは、高齢者コミュニティの向上と防災による安全・安心の地域づくりだと思われれます。それに逆行をする事なく高齢者が生きがいをもちながら元気に暮らしていけるような地域活動を継続していく為にも、また更には介護予防や健康づくりの観点からも私たち住民にとって大変重要な問題であると考えております。

これらについて、是非ご意見をお伺いしたいと考えている所で御座います。どうぞ宜しく再ご検討の程お願い申し上げます。

徳丸地域活動のお礼と今後の支援について

板橋区長 坂本 健

徳丸地域の皆様におかれましては、日頃より板橋区政へのご理解、ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

皆様の様々な経験や、地域の強固なネットワークを活かした町会活動、特に防災面での精力的な取組みは、板橋区がめざす安心・安全なまちづくりに大きく寄与するものであり、大変心強く感じているところです。

また、「誰もが住み慣れたまちで、安心して自分らしい暮らしを続けることができる」ために板橋区が取り組んでいる「板橋区版A I P」の重要な要素である「支え合い会議」を通して、地域の高齢者の支えとなる活動にも積極的に取り組んでいただき、重ねて感謝申し上げます。

さて、板橋区内では現在、129の老人クラブが自主的な高齢者団体として活動しています。活動内容はクラブによって様々ですが、いずれも高齢者の社会参加を促進し、健康増進に繋がるものであるという認識でおります。

地域における清掃活動もまた、環境美化に留まらず、地域とのつながりの維持や世代間交流、社会貢献意識向上など、様々な好影響があることは重々承知しております。

各クラブの活動にご活用いただく補助金としては、全てのクラブに対し助成する「運営費補助金」のほか、活動実績に応じて助成する「清掃奉仕活動補助金」「友愛活動補助金」がございします。

今回の「清掃奉仕活動補助金」の一時休止については、コロナ禍の景気後退等による大幅な減収局面に伴う財源不足への緊急財政対策の一環として実施した、補助金の見直しによるものです。

そのような状況下においても「運営費補助金」の削減を回避し、老人クラブ全体へのマイナス影響を極力抑えるため、実施クラブ数が比較的少なくコロナ禍で活動実績が低下した「清掃奉仕活動補助金」を一時的に休止としたことは、かつてない区政の危機を乗り越えるために必要な措置であることをご理解いただければ幸いです。

なお、「清掃奉仕活動補助金」の一時休止については、各クラブの清掃活動を妨げるものではなく、「運営費補助金」やその他町会からの補助金などで活動いただいているクラブもございしますので、ご負担にならない範囲でご検討いただければ、幸甚に存じます。

年々、クラブ数・会員数は減少の一途を辿っている中で、徳丸地域に新たに老人クラブが立ち上がるということは、とても喜ばしいことであるとともに、地域を支える担い手として活躍してくださることを大いに期待しております。

板橋区としては、健康長寿のまちづくりを目指し、各単位クラブ及び板橋区老人クラブ連合会が自立性を高め持続的にクラブを運営していくために効果的な支援の形を、皆様の気持ちに寄り添いながら検討してまいります。

最後になりますが、これからの徳丸地域の皆様の益々のご発展とご活躍を祈念するとともに、引き続き、区政に対するご理解とご支援、ご協力を心よりお願い申し上げます。

② 令和3年度 第2回 区民と区長との懇談会 報告書（常盤台地区）

常盤台地区で開催を予定していた、区民と区長との懇談会（実施予定日：令和3年7月9日）は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、文書開催となりました。

【第一部】質問要旨及び区長回答

	質問内容	担当部署
1	旧板橋中央図書館の跡地利用について	政策経営部
2	ボランティアの協力について	区民文化部
3	公園内の自転車駐輪場の設置について	土木部、地域教育力担当部
4-1	子どもから高齢者にとって住みやすい街づくりについて	区民文化部
4-2	民生・児童委員について	福祉部
5-1	上板橋の安全について	土木部
5-2	上板橋の持続可能な発展について	産業経済部
6	小中学生の意見を取り入れた上板橋駅南口の再開発について	まちづくり推進室、教育委員会事務局
7-1	迷惑歩きスマホと歩道走行自転車について	土木部
7-2	空き家対策について	都市整備部

【第二部】懇談（意見交換）

報告内容

公園の利用について

【第三部 区からの情報提供】

1番 旧板橋中央図書館の跡地利用について

常盤台東町会からのご質問（要旨）

かねてより要望しているが、跡地に建設される建物内に「図書館機能の一部」を残し、区民の利便に供していただくと共に、周辺の地元住民の喪失感を緩和していただきたい。

現状、3年間の跡地利用計画の凍結と聞いている。3年間の間にこの大切な要望が風化することを懸念している。

老人人口が急増する今後にとって駅近、徒歩圏内はとても重要な要素と確信している。地元民が安心できる方針や具体案をお聞かせいただきたい。

区長回答

中央図書館跡地の活用については、これまで常盤台地区における公共施設の再配置を検討する中で、令和2年度中に方針を決定する予定でした。

しかし、新型コロナウイルス感染症や国による不合理な税制改正の影響によって、多額の財源不足が続く厳しい財政運営が想定されるため、原則として今後3年間は公共施設の新規工事着手を見送る方針とし、中央図書館跡地の活用についても令和5年度以降とする計画に改めたところです。

中央図書館の移転によって不便に感じておられる方、中央図書館跡地の整備を楽しみにしておられた方に対しては、大変申し訳なく感じておりますが、かつてない危機を乗り越えていくために、何とぞご理解とご協力をお願い申し上げます。

跡地活用にあたっては、ご要望の「図書館機能の一部」を含め、多くの方々からいただいたご意見を踏まえながら、引き続き、より良い方策を検討していきます。

2番 ボランティアの協力について

常盤台一・二丁目町会からのご質問（要旨）

町会等地域に奉仕する者の表彰を経費節約のため廃止し、マイル・ポイント制にさせていただき、例えば区民税の割引、介護のチケット（本人のみ）配布などをお願いしたい。

地域で活動するボランティアの担い手不足の課題解決の糸口になればと考えている。

区長回答

町会・自治会の皆様には、日頃から防犯、防火防災、青少年健全育成、交通安全、環境リサイクル、地域の親睦など、幅広い地域活動を通じて区政にご協力を賜り感謝いたします。

地域において、長年にわたり区民生活の向上に尽力して頂いた方へ、感謝の意を表するものとして町の功労者表彰を実施しており、感謝状贈呈については、引き続き継続していきたいと考えております。

しかしながら、町会・自治会等の地域活動において、ボランティア活動の担い手が不足しているという状況については憂慮しております。

ボランティア活動促進において、ポイント等をインセンティブ（動機づけ）として与えることの効果はありますが、一方で、ボランティア活動に対価を出すことには様々なご意見があり、現状では難しいことをご理解いただきたいと思います。

区としても町会・自治会への加入促進の取り組みや新たな担い手の一助となるようホームページ作成助成を実施しており、今後も引き続き、担い手不足の解決に向け、区としてできることを支援・検討してまいります。

3番 公園内の自転車駐輪場の設置について

上板橋サライトマツヨリ自治会からのご質問（要旨）

①平和公園内の自転車駐輪場の設置について

中央図書館には、土曜・日曜・祭日は多くの利用者が訪れ自転車での訪問が多いが、図書館駐輪場には150台しか止められない。溢れた自転車を近隣の道路、公園のいたるところに止めている。小さな子供たちが遊んでいて危険を伴うので、公園内に新しい駐輪場を設置してほしい。

②上板富士公園内の自転車駐輪場の設置について

前回の区民と区長との懇談会で質問をしたが、近隣に迷惑をかけている状況であれば、駐輪場の設置を検討するという回答だったが、いまだ設置されていない。公園内の藤棚の下は利用されていないため、駐輪場の設置が可能であると思うので、要望する。

区長回答

①平和公園内の自転車駐輪場の設置について

日頃から、公園の安全な利用にお心配りいただき、心より感謝申し上げます。

中央図書館の開館後、エントランス前の並木付近への駐輪が多く発生し、ご迷惑をお掛けいたしました。が、図書館の警備員を常駐させ、誘導を行った結果、現在は殆ど駐輪の無い状況となっております。

一方、公園利用者の駐輪台数は、現在は、以前と同様の状況に落ち着いてきておりますが、危険防止や景観上の問題もあるため、来園者用駐輪場を整備したいと思っております。

園内への無秩序な乗り入れを防止できるよう、駐輪が多い場所の外周部2～3か所整備したいと考えていますが、7月中旬を目途に複数の入口に暫定駐輪スペースを作り、利用状況やご意見などを確認しながら、時期を見て、駐輪場としての設計と整備を進めたいと思っております。

②上板富士公園内の自転車駐輪場の設置について

いつも、公園の利用に関心をもってご提案をいただき、感謝申し上げます。

上板富士公園外周への路上駐輪については、前回の懇談会でお答えしたように調査を行ってまいりましたが、交通の障害や迷惑となるような駐輪が確認できなかったため、状況の調査を続けているところであります。

現在、自転車の利用環境の将来に向けたあり方を「自転車利用推進計画策定委員会」を設置して検討していますが、その中で、公園を含む区施設における駐輪方式についても、一定の方向を導く考えです。

上板富士公園の駐輪方式については、古い公園等から進めている大規模改修に合わせて見直しを考えていますが、当面は、横断幕の更新を行うとともに、路上駐輪の状況について、引き続き観察を続けてまいります。

4番の1 子どもから高齢者にとって住みやすい街づくりについて

常盤台地区民生・児童委員協議会からのご質問
(要旨)

全国に住みやすい街「板橋」を周知してから数十年がたち、住み慣れた方々が70歳代・80歳代となった。その方々の日常のお世話をしてくださる介護の方・病院そして生活し易い街等で区の色々な政策は十分拝察している。

しかし、高齢化の早さはとても早く、地域包括支援センター等にかかなりの負担が生じている。また共稼ぎが多い若い世代は、各関係機関との繋がりにはなかなか関心を持ってもらえない。

人との繋がりを大切に子どもから高齢者までの集える場所（平和公園等）・行事を積極的に実施していただき、交流を深めていきたい。

区長回答

日頃から一人暮らしの高齢者の見守り活動を始めとし、児童に関しては家庭や子どもの相談など地域と連携した民生・児童委員の方々の活動には大変感謝しております。

加速度的に進む少子高齢化や個人の価値観の多様化などに伴い、地域コミュニティの活動を支える人材が不足してきていることは認識しております。

常盤台地区では、コロナ禍においても地域コミュニティを維持するため、通年のイベント開催は中止となりましたが、ミニサッカーフェスティバルや英語検定、算数・数学検定など、実施可能な事業を工夫して積極的に開催していただいております。

未だコロナ収束の兆しが見えない状況にありますが、ポストコロナを見据え、例えば、平和公園での「絵本のまち」をテーマにした展開などを視野に、あらゆる世代が交流できるイベント等を積極的に実施することで、人と人の交流を深める一助となるよう考えています。

4番の2 民生・児童委員について

常盤台地区民生・児童委員協議会からのご質問
(要旨)

一人の委員が200人余りの高齢者の訪問調査を行っている民生・児童委員の欠員はその地区の高齢者の把握に支障を生じ、同じ地区の委員に負担が掛かる。民生・児童委員の活動と人と繋がる大切さ・楽しさを周知していただきたい。

区長回答

日ごろより、民生・児童委員の皆様には、地域の中で、身近な相談役として、また、行政機関への橋渡し役としてご協力いただき、深く感謝申し上げます。

ご案内いただいた高齢者見守り調査のほか、災害時避難行動要支援者名簿の取り扱い、敬老祝品の配付、児童扶養手当の現況届に係る調査など広範囲にわたり、区の事業に協力いただいております。

今年は、6月に、高齢者のワクチン接種の勧奨を主体的に取り組んでいただきました。これは、「いたばしNO.1 実現プラン2025」での重点戦略の一つである「SDGs戦略ビジョン」で掲げる「誰一人として取り残さない安心・安全なまち」を具現化した活動であり、重ねてお礼申し上げます。

令和3年6月1日現在、板橋区の民生・児童委員の定数537名に対し、22名の欠員があり、常盤台地区でも2名の欠員が生じているため、周辺委員の応援協力のもと地域住民への支援をいただいております。

区は、民生・児童委員協議会と協働し、活動内容を「広報いたばし」に掲載するほか、区役所本庁舎1階でのパネル展の開催、相談コーナーの設置など、欠員解消に向けて、様々なPR活動に取り組んでいます。

今後も機会を捉えて、民生・児童委員の皆様に関する普及啓発活動を行い、地域福祉で果たす役割を発信し、新たな担い手の確保に努めるとともに、子どもから高齢者まで安心して過ごせる地域づくりに取り組んでまいります。

5番の1 上板橋の安全について

上板橋北口商店街振興組合からのご質問（要旨）

駅前広場周辺の安全性再検討をお願いしたい。

ガードレールや歩車道の舗装はリニューアルされたが、ガードレールの設置は商店街要望聴取時とは異なり、駅利用者の歩行心理を熟慮することなく行われ、安全性がむしろ損なわれている。

ときわ通り西方向へ往来する人が車道を歩き危険であり、エレベータ利用の車いすの方も車道を疾走している。白杖の方が右往左往するのも散見された。

区長回答

日ごろから、地域の交通安全にお心遣いを頂き、感謝申し上げます。

駅北口広場については、平成27年から改修の検討を開始し、竣工した令和元年までの間、貴組合からは、横断歩道の新設やバス停の位置変更、ガードレールの構造等について様々な提案・要望をいただきました。

横断歩道の新設等は、広場の面積や交通上の制約から断念せざるを得ませんでした。チェーン柵からパイプ柵への変更、エレベータまでの歩道延伸、既設横断歩道の移設などの対策は、皆様の協力を得て実現することができました。

今回、ご指摘を頂いた歩行者や車椅子など補助具利用者の車道通行などについては、改めて実態を確認し、必要に応じて所管警察との協議を行うとともに、区として可能な対策を検討していきたいと考えています。

【別添1】上板橋駅北口駅前広場における整備
7ページ参照

5番の2 上板橋の持続可能な発展について

上板橋北口商店街振興組合からのご質問（要旨）

駅前広場の隣接ビルにおいては、権利者の死去や商店街加入者が皆無となり、ごみの無秩序な放置や管理が美観面の悪化ばかりでなく、建物の老化で安全性も危惧される。

店舗事業者の商店街加入促進への支援をお願いしたい。

街の一体感や安全安心と組織の継続の為に、未加入店舗の解消に協力をお願いします。

区長回答

区では板橋のブランド力を高める一つに「絵本のまち」の推進を掲げ、区立中央図書館の平和公園内への移転、開設に併せ、賑わい創出に向けた拠点整備の一環として、誰にでもわかりやすい屋外案内標識の整備を優先的に行うなど、上板橋地域を「絵本のまち」の発信拠点としていきたいと考えています。

「絵本のまち」として、人にやさしい街づくりをめざして、駅前から中央図書館までの導線のみならず、周辺も含め面として捉え、老若男女が行きかい集い、これまで以上に賑わいを創出できればと思っています。

上板橋北口商店街振興組合様は、「中央図書館 OPEN 記念セール」の実施をはじめ、区と共に上板橋地域の機運醸成に努めていただいております。こうした地域の魅力を高める取組が商店街自らの魅力を高めるとともに相乗効果を発揮し、商店街への加入促進へと繋がっていくものと認識しています。

今後も上板橋北口商店街振興組合様には地域の活性化に向け連携をお願いするとともに、商店街が行う集客力を高めるイベントや施設整備、ホームページ作成などに助成を行うなど、新しい商店街づくりを支援していきますので、加入促進に向けた一助としていただきたいと思います。

6番 小中学生の意見を取り入れた上板橋駅南口の再開発について

上板橋第三中学校PTAからのご質問（要旨）

教育の板橋として板橋区の子どもに対する安心安全なまちづくりを実施していただき、感謝している。

上板橋南口再開発について、昨年度、都市整備部に地域の学校の児童の意見を取り入れていただきたいとお伺いをした。

地域と子どもの関係こそが保護者としての安心安全を実感できる1つと考える。小中学生のICTを活用した授業からの発展ともなるよう、地域再開発と子どもの意見の連携をお願いしたい。

区長回答

上板橋駅南口駅前地区では、木造住宅等の密集市街地を改善し、災害に強い都市づくりを行い、商店街におけるにぎわいを形成するとともに安全で利便性が高く、若い世代の定住化や交流人口の増加にもつながる、魅力あるまちの実現をめざしています。

区としては、まちづくりを進めるにあたり、公共空間となる上板橋駅南口駅前広場の整備について、昨年度から地元町会や商店街、駅利用者の方々の意見を伺いながら、整備方針の検討を行っています。

今年度は、地域の小学校と連携し、未来を担う子ども達にもまちづくりに関心をもってもらい、駅周辺のまちの将来像を地域の様々な方に考えていただくきっかけとしたいと考えています。

なお、区立小中学校の子ども達には、パソコンを一人一台ずつ貸与しており、アンケートや協働学習のソフトがありますので、子ども達の意見を集める手法の一つとして活用することは可能です。

7番の1 迷惑歩きスマホと歩道走行自転車について

一般公募からのご質問（要旨）

歩行困難者にとって今、街には障害がいくつも存在する。具体的には迷惑歩きスマホと歩道走行自転車である。

これらについて対策を講じてほしいという要望は、これまで「区長への手紙」で何度か出しているが、返ってきた答えは正直なところ、十分に満足できるとは思えない内容だった。

この両者について、より強い対策の検討を望む。

区長回答

歩きスマホは、衝突などの危険性が社会問題となる中、生活や仕事の必需品として手放せないという主張もあり、国においても、さらに検討すべきとして、規制する法律の制定に踏み込めない現状にあります。

一方、自転車の歩道走行は、23区内では一部の例外を除き、東京都公安委員会が認めており、歩行者優先に関する条件の下、歩道内においても、歩行者と同様の通行がなされているところです。

歩道内に限らず、危険な自転車走行については、携帯端末を使用しながらの運転を含め、歩行者や他の車両の安全を脅かす行為として道路交通法や東京都条例で禁止されており、警察の取締りの対象となります。

現在、ご指摘の問題を取り巻く状況は、このようになっており、区長への手紙でもお答えしたとおり、歩きスマホに関しては、危険や迷惑になる使い方を控えるよう啓発活動を商業施設などで警察と共に実施しています。

また、自転車の安全走行に関しては、危険運転車の取り締まり強化を警察に要請するほか、各種教室や関係機関と合同のキャンペーンなども開催し、幅広い世代に安全運転やルールへの理解を深める施策を展開しておりますので、ご理解とご協力、ご支援をお願いします。

7番の2 空き家対策について

一般公募からのご質問（要旨）

近年、住んでいる近くでもかなり空き家が目立っており、単に見苦しいだけでなく、内部や周囲に不用品が廃棄されているところも少なくなく、環境や衛生にも悪影響を及ぼしているように思える。

税制や所有権の問題などでそう簡単に手を付けられないことは聞いているが、近い将来には3割が空き家になるとの所見も出されている今、このまま放置しておいていいとはとうてい思えない。

この問題に積極的に取り組み始めた地方自治体もあると報道に接したこともある。板橋区もそんな自治体と同様、前向きに取り組んでもらいたい。

区長回答

近年、人口減少や少子高齢化に伴い、適切に管理されていない空き家等が全国的に増加し社会問題化しているのを受け、区では、平成27年度に「板橋区老朽建築物等対策計画2025」を策定し、翌年度には、この「対策計画」を確実に推進するための「板橋区老朽建築物等対策条例」を施行しました。

現在、区ではこの条例等に基づき、独自調査や区民の方からの相談を受けた、適切に管理がされていない建築物については、現地調査、近隣の方へのヒアリング、関係機関への照会等により、所有者等を特定し、現状の危険性等を説明すると共に、改善や適切な維持管理をするように指導しています。

さらに、放置されて改善が見られず、倒壊や周辺へ重大な影響を及ぼしている危険な建築物については、勧告や命令等が可能となる「特定空家等」としての認定手続きを行い、指導強化を図っています。その結果、令和2年度末までに85件を特定空家等と認定し、40件が除却されました。

また、改善の推進支援策として、平成28年度から所有者が抱える問題を解決するための建築士や弁護士などを派遣する「専門家派遣制度」や、老朽化した危険な建築物の除却費用の一部を助成する「除却費助成制度」を開始しています。

今後とも、空き家所有者等に対して指導や支援を行うと共に、区のホームページやパンフレット等を活用して、より情報発信を行い、老朽建築物等の解決に向けて取り組んでまいります。

令和3年7月9日
板橋区土木部工事設計課

～上板橋駅北口駅前広場における整備～

①歩車道の段差の少ない舗装に改修



②歩行者横断抑止のためパイプ柵へ変更



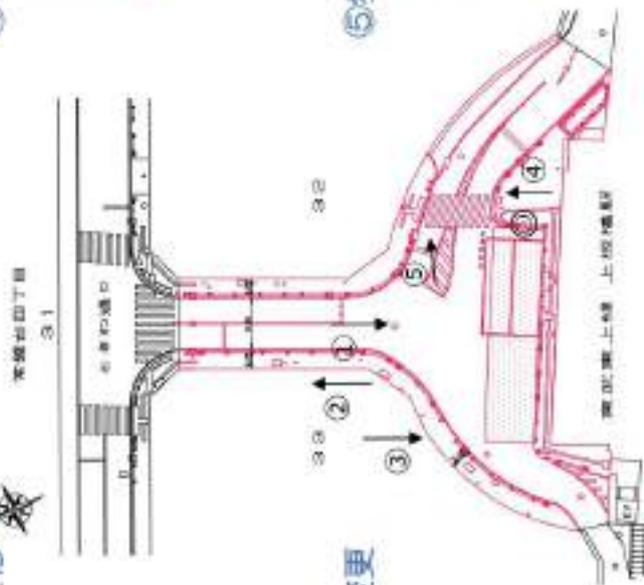
③歩行者安全確保のため
エシペーターまでの歩道延伸



④既設横断歩道の移設



⑤歩行者乗入れ箇所のバリアフリー化



⑥屋外案内標識の設置～街歩きを楽しめるように～
上板橋駅における案内ルート：「上板橋駅～中央図書館～ときわ台駅」



屋外案内標識イメージ



中央図書館

公園の利用について

1番 防犯カメラ公園内設置について

東新町一丁目町会からのご質問（要旨）

板橋区の補助金にて、令和元年11月に町会全域に防犯カメラを設置し、半数以上を緑ヶ丘第一公園、周辺の道路に重点的に設置した。しかしながら、先日板橋警察署より公園そばの道路でワイセツ行為をしている姿がカメラに映っているとの報告を受けた。

区内の公園内に防犯カメラを設置していただき、特に公園出入口付近を映るようにしてほしい。当町会でカメラ設置時に出入口が映る様に要望したときは認められなかった。カメラ設置の際は目立つ様にその旨を表示し、抑止力にしてほしい。

区内の児童の安全安心の為に提案する。

区長回答

日頃から、地域の防犯活動にご尽力いただきまして、ありがとうございます。

防犯カメラは、犯行と犯人を結び付ける証拠となり、それを避けようとする犯人の心理が抑止力として機能するため、設置個所からの見通しや撮影距離など、撮影できる条件に設置することが重要になります。

仮に区内344箇所の公園に1基ずつ設置すると、設置費用だけでも約3億円となりますが、有効に活用しようとするならば、緑ヶ丘第一公園だけでも最低2基は必要となるなど、区財政の大きな負担となります。

このため、30基の移動式防犯カメラを、器物破損や深夜の騒音が多い公園など優先順位を付けて設置し、同時に、青色パトロールカーの重点巡回などと組み合わせて、犯人検挙や迷惑行為の抑止に努めています。

緑ヶ丘第一公園については、所管警察にさらによくわしい情報の提供を求めるなどして、有効な安全対策を地元の皆様と共に考えたいので、ご協力をお願いします。

公園の利用について

2番 公園の利用マナーについて

常盤台三丁目町会、上板橋二丁目町会からのご質問（要旨）

①公園内での防犯、いたずら等について

過日、七軒家公園内でいたずら（集会所出入り口に障害物等を置く）があり、警察も出動するなどの騒動があった、

怪我人はいなかったが、今後のことを考えると、公園内に防犯カメラや注意を促す看板を設置してほしい。

②公園での喫煙について

3月27日、広報いたばしに「お知らせ」として、4月から全区立公園を全面禁煙にすると報道された。

水久保公園にも「公園は禁煙です」と掲示した小さな立札があるが、公園内のベンチにはタバコの吸い殻やビールの空き缶が散在している。

公園は、子どもの遊具が設置され、町会員の憩いの場であるが、「禁煙」を無視した行為が野放し状態となっている。

区は「喫煙マナー」を守らない人に対して、どのような対策を検討するのか。

区長回答

①公園内での防犯、いたずら等について

七軒家公園内集会所での悪戯については、置き石や掲示物の破損とのことであり、目撃者や板橋警察署の見解によれば、子どもの行為であるとのことでした。

現在、公園の防犯カメラについては、移動式の30基の防犯カメラを、器物破損や深夜の騒音が多い公園などで集中運用していますが、放火犯の検挙実績はあるものの、抑止力については検証中です。

七軒家公園についても、青色防犯パトロールカーの重点巡回や剪定による視界の確保、看板設置等により、悪戯をしにくい環境づくりを進めつつ、近隣小中学校には、指導要請などを行い、抑止力を向上させたいと考えています。

②公園での喫煙について

水久保公園において日常的にタバコの吸い殻が散在することは、青色防犯パトロールによる巡回報告で確認しています。

禁煙看板も設置してあることから、承知の上での喫煙と考えますが、さらに、公園の入口やベンチ周辺に、公園内での禁煙を呼びかける掲示を増設するとともに、青色防犯パトロールによる声掛け巡回を増やすなど、喫煙しにくい環境づくりを進めます。

また、土木サービスセンターの職員も巡回しますので、喫煙が行われる時間帯などが分かれば、ご連絡いただくなど、情報をいただくと幸いです。

区長総括

地域の皆様には、日頃から、地域の防犯活動、美化活動等に尽力いただいております。感謝いたします。

このたびは、道路や公園のお話をいただきましたが、犯罪行為やいたずら、空き缶や吸い殻の放置などが発生していることは、大変、残念であり、悲しいことでもあります。

公の場の安全及び利用環境を向上させるためには、取り締まりといったことも必要ではありますが、他の人を思い遣る気持ちや、社会の一員であるという意識を高めていくことが先決だと考えます。

区としても、現地表示はもちろん、広報やホームページなどを通じた啓発を一層強化すると共に、教育現場に対しても、具体例を含めたマナー教育や指導のさらなる充実の要請を始めたところです。

そのようななかで、皆様の清掃美化活動の成果や、その活動の姿は、少しずつでも、利用者の心の中のマナー意識を高めていくものと考えます。

区も、引き続き、皆様と力を合わせて、安心してお使いいただける公園をめざしてまいります。

4月から土木サービスセンターに、地域との協働の窓口となる「地域連携係」も新設いたしましたので、新しいご提案など、ぜひご相談ください。

新型コロナワクチン接種情報(7月12日現在)

1 16歳以上の方に接種券をお送りしています。

対象	予約開始日(集団接種会場)※各日朝9時から
16歳以上の方	予約受付中

※年齢は来年3月31日時点

※12～15歳の方の接種券の送付は現在調整中

2 エssenシャルワーカーへの接種を実施しています

区内幼稚園、保育施設(認定こども園を含む)、あいキッズ、児童館(私立・区立)、高齢者施設(訪問/通所事業所)などに勤務する職員の健康と、住民への感染を防ぐため、集団接種を実施しています。

- (1) 実施期間 8月中には終了予定
- (2) 実施規模 約18,000人
- (3) 接種会場 旧板橋第九小学校、旧蓮根高齢者在宅サービスセンター、志村コミュニティホール

3 板橋区接種状況

	接種数	高齢者人口 (13.3万人)比	総人口 (57万人)比
板橋区1回目接種率	157,147回	78.18%	30.16%
(参考) 国1回目接種率	/	76.13%	24.71%
(参考) 都1回目接種率		72.25%	21.66%

板橋区のデータ：7月12日午後2時時点

国・都のデータ：7月11日午後11時時点

4 周知方法

- 1. 3について：最新の情報は、区公式ホームページをご覧ください。
- 2について：区から各施設に希望調査を実施しています。



お問合せ 健康生きがい部(保健所) 予防接種担当課 ☎6905-7837

「いたばし暮らしガイド 2021・防災ガイド・ハザードマップ 2021」を7月から全戸配布します

1 本冊子の特徴

必要性の高い最新情報をコンパクトに

本冊子は、区の施設やサービス・担当窓口などの行政情報、地域の医療機関などの最新情報に併せ、近年発生する様々な災害に対する日頃からの備え・いざという時の対応やハザードマップなどの防災情報をコンパクトにまとめた、両面開きの冊子です。

令和3年7月から全戸配布します（前回は平成30年度に配布）。

2 今回の変更点

くらしに役立つ情報を掲載しています

中央図書館・板橋こども動物園などの区の最新施設、サービス・担当窓口などの行政情報、新型コロナウイルス感染症に関する各種相談案内などの最新情報を掲載しています。

区内地図がより見やすくなります

「いたばしマップ（区内地図）」を3分割から5分割（板橋・常盤台・志村・赤塚・成増）に変更することで、各エリアが拡大され、より見やすくなります。

防災情報を充実します

水害への備えなど防災ガイドの情報を充実させるほか、ハザードマップを最新版に改定し、区民のみなさんの災害への備えを促します。



いたばし暮らしガイド

【掲載内容】

- ・行政情報
- ・いたばしマップ
- ・特集（区施設・コロナ情報等）
- ・医療機関情報等
など



防災ガイド・ハザードマップ

【掲載内容】

- ・災害への備え
- ・避難所一覧
- ・防災マップ
- ・ハザードマップ
など



3 その他リーフレット

(1)「新型コロナワクチン詐欺に注意」について

○概要

新型コロナワクチンの接種に便乗したトラブルや悪質商法にご注意ください。

国民生活センターでは、「新型コロナワクチン詐欺 消費者ホットライン」を開設し、フリーダイヤル（通話料無料）で、ワクチン詐欺に関する消費者トラブルについて相談を受け付けます。

☎0120-797-188

○配布場所

情報処理センター7階 くらしと観光課 消費者センター 窓口

○担当部署

消費者センター ☎03-3579-2266



(2)「消費者お助けダイヤル188」について

○概要

消費生活センターでは、商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問合せなど、消費者からの相談を専門の相談員が受け付けています。

○配布場所

情報処理センター7階 くらしと観光課 消費者センター 窓口

○担当部署

消費者センター ☎03-3579-2266



(3) 簡易型自動通話録音機の無料配布について

○概要

特殊詐欺による被害を防ぐため、区内在住の65歳以上を対象に受話器に貼り付けて使用する簡易型自動通話録音機を無料配布しています。

数に限りがありますので受け取りに来る前に必ず、区役所に電話でお問い合わせください。

○配布場所

板橋区役所本庁舎南館4階 防災危機管理課 窓口

○担当部署

防災危機管理課 ☎03-3579-2153



③ 令和3年度 第3回 区民と区長との懇談会（舟渡地区）

舟渡地区で開催を予定していた、区民と区長との懇談会（実施予定日：令和3年7月28日）は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、文書開催となりました。

【第一部】質問要旨及び区長回答

	質問内容	担当部署
1	環境行動委員会の今後の活動について	資源環境部
2	今後の青健事業の実施について	地域教育力担当部
3	坂下交番の移転について	危機管理部
4	舟渡四丁目日本製鉄工場売却後の跡地利用について	都市整備部
5	民生・児童委員、保護司などの担い手の問題について	総務部、福祉部
6-1	支え合い会議の活動について	健康生きがい部
6-2	デジタル環境の整備について	政策経営部

【第二部】懇談（意見交換）

報告内容

出水期に向けての対応について

【第三部 区からの情報提供】

1 番 環境行動委員会の今後の活動について

舟渡町会エコポリス板橋舟渡地区環境行動委員会からのご質問（要旨）

エコポリス板橋舟渡地区環境行動委員会では、毎月のクリーン作戦に加え、花火大会前、マラソン大会前にもクリーン作戦を行っているほか、平成16年から毎年1回、足尾銅山で行われている緑化プロジェクトの取り組みの支援や、植樹体験などの活動を行っている。一方、環境行動委員会への補助金割合が変更されたり、区のSDGsを見据えた取り組みなど、環境行動委員会活動も多様化するものと考ええる。

今後の環境行動委員会活動を実施するにあたり、参考となる活動事例を、具体的にお示しいただきたい。

区長回答

舟渡地区環境行動委員会の皆様には、日頃から、循環型社会構築へ向けた活発な活動を実践していただき、深く感謝申し上げます。

ご要望の参考となる他地区、環境行動委員会の活動事例については、

- 1 環境美化啓発のポスターを、小学6年生から募集し、ポスターのコンクール・入選者の表彰式を行う。入選者のポスターは町会掲示板、スーパーマーケット、信用金庫、郵便局、駅、コミュニティバス「りんりん号」等へ掲示。
- 2 環境美化・環境保全をテーマとした環境標語を小・中学校を対象に募集。表彰式を行うとともに、環境講演会を開催。
標語を地域センター内に掲示。
- 3 バス停での禁煙協力を環境行動委員会と国際興業株式会社志村営業所が呼びかけ、中学生作成のポスターを国際興業バス内に掲示。
- 4 小学生とその保護者を募り「いたばし環境カルタ」を用いたカルタ大会を開催。
- 5 緑化推進活動として、小学校にコミュニティーガーデンを設置。

また、特別養護老人ホームとのチューリップ交流会を実施して地域の交流の場としても活用。等が挙げられます。

エコポリス板橋地区環境行動委員会は、人と環境が共生する都市「エコポリス板橋」の実現を目指し、清掃、環境美化、資源循環型社会形成など、地域の実情に応じた活動を実施し、もって活力ある地域社会の発展に寄与することを目的とした団体であります。

現在、板橋区では、「いたばしNo.1 実現プラン2025」の重点戦略の柱の一つとして「SDGs戦略」を掲げており、この目標達成に向け、全力を挙げて取り組んでまいります。貴地区におかれども、SDGsの目標である「住み続けられるまちづくりを」など、環境に優しい魅力的なまちづくりに今後もお力添えをいただきたく、よろしくお願いたします。

【別添1】SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS (6、7ページ) 参照

2番 今後の青健事業の実施について

青少年健全育成舟渡地区委員会からのご質問
(要旨)

青少年健全育成舟渡地区委員会では、新型コロナウイルス感染拡大以降、結果的にすべての行事が中止となり、現在にいたるまで事業が実施できていない。事業実施にあたり感染拡大防止策を確実に徹底できるか、など課題が多々ある。以下の点についてお伺いする。

- ①新型コロナウイルスの感染が収束しない中で、少しでも青健事業を実施するために、どのような事業であれば実施可能か、具体的な事例をお示しいただきたい。
- ②青健の会議でオンラインの活用を検討している。会議でオンライン活用をする際に伴う機器や通信費などを青健委託料から支出可能か。

区長回答

舟渡地区の皆様方には、日頃から熱心な青少年健全育成活動を展開いただき感謝申し上げます。

昨年からの新型コロナウイルス感染症の拡大以降、学校の臨時休業や緊急事態宣言、まん延防止等重点措置の有無など、国や都の動向や区の方針など様々な状況を総合的に勘案し、適時適切に青健活動の制限をお願いし、御協力をいただいていたところ です。

コロナ禍においては、キャンプなどの宿泊を伴う事業や調理・飲食を伴う事業など、感染リスクが特に高い事業は中止のお願いをしてきましたが、事業の実施方法に工夫を行い感染防止対策の徹底により、これまでラジオ体操やサッカー大会、算数数学検定などが実施されています。

その時点での感染症の拡大状況によりますが、事業実施を希望する場合は、事前にご相談をいただければと思います。

また、事業運営に伴う会議経費は委託料の支出範囲ですので、オンライン活用に要する機器購入や通信経費を支出することは可能です。

3番 坂下交番の移転について

舟渡町会からのご質問 (要旨)

東坂下二丁目への志村警察署の移転に伴い、閉鎖される可能性が高い向かいの坂下交番について、舟渡管内には交番がないことや浮間舟渡駅周辺の利用者が多いことなどから、舟渡管内の安心・安全のため、浮間舟渡駅前への移転を東京都に要望していただきたい。

区長回答

日頃より、区の防犯促進事業にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

志村警察署の移転工事について、志村警察署に確認したところ、工期は令和4年9月末ごろまでですが、情勢により延びる可能性があるとのことでした。

交番の配置については、警視庁が所管しており、地域の面積、人口、犯罪発生状況、近接交番からの距離等を総合的に勘案して、警察署長が決定するものと伺っており、坂下交番の存続については、現在までのところ、閉鎖や移転の検討はされていないと聞いています。

区としても、舟渡地区に交番がないという現状を認識していることから、住民の皆様の要望について、機会を捉えて警視庁をはじめ関係機関に伝えてまいりたいと考えています。

4番 舟渡四丁目日本製鉄工場売却後の跡地利用について

舟渡町会からのご質問（要旨）

舟渡四丁目の日本製鉄の工場については、売却され解体される旨を聞いており、すでに解体工事が進められている。今後は新たな事業者のもとで跡地が利用されるものと考えているが、以下の点について、新たな事業者に板橋区から要望していただきたい。

①業務内容、取扱物品、事業所建設スケジュール及び、建設時及び操業後の車両の出入り状況（舟渡小学校児童の登下校時間と重複するか否か）などについて、地元住民に説明する機会を設けていただきたい。

②地元町会に前向きに協力していただきたい。

区長回答

舟渡四丁目 日本製鉄工場の跡地利用に関するご要望の内容については、かねてより区から新たな事業者へ伝えており、引続き要望してまいります。

令和2年11月から令和5年にかけて、解体作業が進められ、新築建物については、新たな事業者が令和5年の工事着手をめざしていると聞いています。

【別添2】日鉄興和不動産株式会社 報道発表資料（8、9ページ）参照

5番 民生・児童委員、保護司などの担い手の問題について

舟渡町会からのご質問（要旨）

民生・児童委員、保護司などの職は、地域から推薦され委嘱されるものと考えている。しかしながら、舟渡地域において、民生委員は1名欠員が生じており、保護司の欠員は生じていないものの、交代の際などの新たな推薦候補者の選出については、毎回苦慮している。

以下の点について、伺いたい。

- ①地域から推薦を受ける非常勤職員の担い手不足について、区はどのように考えているか。
- ②担い手不足解消のため、区を退職した職員の活用など、担っていただける方を紹介していただく仕組みを検討していただきたい。

区長回答

日ごろより、民生・児童委員、保護司の皆様には、地域福祉の向上に多大なるご尽力をいただき、深く感謝申し上げます。

令和3年6月1日現在、板橋区の民生・児童委員は、定数537名に対し、22名の欠員があり、ご指摘の通り、舟渡支部でも1名の欠員が生じているため、周辺委員の協力のもと地域住民への支援をいただいております。

区では、現在、SDGsが掲げる「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、貧困や様々な事情で社会的孤立に陥ることがないように様々な取り組みを進めております。

こうした中で、民生・児童委員や保護司などの役割は、地域住民が安心して暮らしをするうえで、欠かせないものであり、安定的な担い手の確保は、切実な課題であると認識しております。

区を退職した職員や行政と関係のある人材が、その経験を活かして地域に参画し、貢献していただけることは喜ばしいことですが、本人の意向を尊重する必要もあり、仕組みづくりについては、どのような形が最善なのか、今後、考えてまいります。

6番の1 支え合い会議の活動について

支え合い会議舟渡からのご質問（要旨）

平成30年の立ち上げから、支え合い会議の周知に努めてきた。完成したマップを有効活用したいがコロナ禍で活動に苦慮している。

支え合い会議の周知手段について、参考となる活動事例があれば、ご紹介いただきたい。

区長回答

支え合い会議舟渡の皆様におかれましては、コロナ禍で活動が制限される中、「舟渡どんどんつながりマップ」や「支え合い舟渡ステッカー」の作成、また、会議のオンライン開催など、様々な工夫をされて支え合い活動をしていただき感謝申し上げます。

支え合い会議の周知については、例えば成増や仲宿地域では専用のホームページを作成し、作成したマップや広報誌等について発信をしております。また、蓮根や板橋地域など、民生・児童委員の方々に高齢者の見守り活動の際に、広報誌やマップを配布していただくよう依頼した例などがあります。

区としても、見守り・支え合いの地域づくりを推進していくために、令和3年3月に、区内で活動する民間事業者と「地域住民等の見守り・地域づくりに関する協定」を締結しました。

協定では、事業者に各地域の支え合い会議への参加や、情報提供の申し出への協力などもお願いしているため、具体的な事業者の情報や、どのような協力ができるかなどを、今後の支え合い会議舟渡でお話させていただきます。

今後も、協定する事業者を増やし「支え合いの地域づくり」を推進していくとともに、地域の皆様と連携・協力し、板橋区版AIPがめざす、「年を重ねても安心して住み慣れたまちに住み続けること」の実現に向けて、取り組んでまいります。

6番の2 デジタル環境の整備について

支え合い会議舟渡からのご質問（要旨）

支え合い会議舟渡は、コロナ禍においてもオンライン定例会開催などで活動している。デジタル環境は、密にならず打ち合わせができるとともに、高齢者も外部との交流ができ、様々な情報を得ることができるなど利点も多い。一方で、「Wi-Fi環境が必要である」「デジタル機器を使いこなせない高齢者もいる」など課題も多い。この状況について、お伺いする。

①Wi-Fi環境について、区として整備する考えはあるか。整備される場合、どのような規模、計画で進める考えか。

②デジタル機器を使いこなせない高齢者の現状について、区はどのような認識を持っているか。また、そのような高齢者に対して何らかの取り組みを考えているか。

区長回答

①Wi-Fi環境について、区では令和2年4月から地域センター等の施設にアクセスポイントを順次設置してきており、現在53施設で利用可能となっております。

ただし、例えば地域センターでのアクセスポイントの設置は1施設1か所（設置場所は主に、事務室付近の共用スペース）であり、センターの全室でWi-Fiが利用できる環境ではないため、ご不便をお掛けする部分があると認識しております。

オンライン定例会の開催など、Wi-Fi環境のニーズの高まりを認識しておりますが、まずは利用者の多い区施設から環境整備を検討していきたいと考えております。

②令和3年1月に策定した、令和3年度から5年間の実施計画である「いたばしNo.1実現プラン2025」に基づき、今後、オンラインを活用した行政手続きや各種事業の拡大を想定しております。

デジタル機器が生活に浸透してきている一方で、デジタル機器を使いこなせないことによるデジタル格差も生じており、デジタル格差の解消に向けた取組が必要であると認識しております。

昨年度から、災害時に必要な気象情報や避難場所情報を、スマートフォンを使って自分で取得できるようになるための「防災スマホ教室」を開催しております。

この防災スマホ教室の成果や他自治体での事例を踏まえ、民間事業者との連携も視野に入れながら、デジタル格差の解消を図る取組を更に進めてまいります。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

1 貧困をなくそう



2 飢餓をゼロに



3 すべての人に健康と福祉を



4 質の高い教育をみんなに



5 ジェンダー平等を實現しよう



6 安全な水とトイレを世界中に



7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに



8 働きがいも経済成長も



9 産業と技術革新の基盤をつくろう



10 人や国の不平等をなくそう



11 住み続けられるまちづくりを



12 つくる責任つかう責任



13 気候変動に具体的な対策を



14 海の豊かさを守ろう



15 陸の豊かさも守ろう



16 平和と公正をすべての人に



17 パートナーシップで目標を達成しよう




- ゴール1 (貧困) : あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
- ゴール2 (飢餓) : 飢餓を終わらせ、食糧安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
- ゴール3 (健康な生活) : あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
- ゴール4 (教育) : 全ての人々への包摂的かつ公平な質の高い教育を提供し、生涯教育の機会を促進する
- ゴール5 (ジェンダー平等) : ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女子のエンパワーメントを行う
- ゴール6 (水) : 全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
- ゴール7 (エネルギー) : 全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な現代的エネルギーへのアクセスを確保する
- ゴール8 (雇用) : 包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用とディーセント・ワーク (適切な雇用) を促進する
- ゴール9 (インフラ) : レジリエントなインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの拡大を図る
- ゴール10 (不平等の是正) : 各国内及び各国間の不平等を是正する
- ゴール11 (安全な都市) : 包摂的で安全かつレジリエントで持続可能な都市及び人間居住を実現する
- ゴール12 (持続可能な生産・消費) : 持続可能な生産消費形態を確保する
- ゴール13 (気候変動) : 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
- ゴール14 (海洋) : 持続可能な開発のために海洋資源を保全し、持続的に利用する
- ゴール15 (生態系・森林) : 陸域生態系の保護・回復・持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・防止及び生物多様性の損失の阻止を促進する
- ゴール16 (法の支配等) : 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会の促進、全ての人々への司法へのアクセス提供及びあらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度の構築を図る
- ゴール17 (パートナースhip) : 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナースhipを活性化する

東京都板橋区で物流施設用地を取得 延床面積 200,000 m²超の大型物流施設を開発、物流施設開発事業を拡大

日鉄興和不動産株式会社(本社:東京都港区、代表取締役社長:今泉 泰彦)は、2021年6月30日付で東京都板橋区の土地を物流施設開発用地として取得しましたのでお知らせいたします。

本計画の予定地は、首都高速道路「中台」IC から約 2.3Km に位置し、都心部へのアクセスに加え、「美女木」JCT (約 7.3Km)を經由し東京外かく環状道路(外環道)への結末が可能。都内及び埼玉を中心とした首都圏北部地域を網羅する広域配送の物流拠点として最適の立地です。また、近隣にトラックターミナル、卸売場などの物流関連施設が点在しており、高いポテンシャルが見込めます。さらに、都区内内陸部では希少性の高い工業専用地域内にあり、操業環境にも恵まれています。

都営三田線「西台」駅、JR 埼京線「浮間舟渡」駅の 2 駅が徒歩圏内で利用可能で、周辺は住宅エリアが多いことから、物流施設の雇用確保、及び地域の雇用創出にも貢献するものと考えております。

施設計画は、延床面積 200,000 m²超(予定)と当社の物流施設として最大規模となります。着工は 2023 年予定、竣工は 2024 年を予定しています。

■ 物件位置図



■計画概要

名 称	(仮称)板橋区舟渡物流施設計画
所 在 地	東京都板橋区舟渡四丁目 2843 番 10
交 通	都営三田線「西台」駅徒歩 15 分 JR 埼京線「浮間舟渡」駅徒歩 19 分
敷地面積	約 91,000 m ²
用途地域	工業専用地域
延床面積	200,000 m ² 超(予定)
着 工	2023 年(予定)
竣 工	2024 年(予定)
設 計	未定
施 工	未定

■『LOGIFRONT』シリーズの実績

状況	開発案件名		所在地	延床	竣工
				(m ²)	
満床稼働	1	板橋物流センター	東京都板橋区	約13,000m ²	2006年
満床稼働	2	南大阪流通センター	大阪府堺市	約20,000m ²	2007年
満床稼働	3	LOGIFRONT越谷Ⅰ	埼玉県越谷市	約67,000m ²	2019年
満床稼働	4	LOGIFRONT越谷Ⅱ	埼玉県越谷市	約27,000m ²	2020年
満床稼働	5	LOGIFRONT尼崎Ⅰ	兵庫県尼崎市	約44,000m ²	2020年
満床稼働	6	LOGIFRONT尼崎Ⅱ	兵庫県尼崎市	約101,000m ²	2021年

(仮称)板橋区舟渡物流施設計画の他、約 258,000 m²の開発計画(関東圏で約 189,000 m²、関西圏で約 69,000 m²)を推進中です。

■今後の物流事業の展開について

E コマースの伸長、急務となっている老朽倉庫群の代替・集約のニーズ、労働力不足などの観点から、物流市場においては、先進的な物流倉庫へのニーズが高まっています。

このような市場のニーズに対応するため、当社は今後も引き続き首都圏・関西圏・中京圏を中心に当社の用地情報ネットワークを活かしながら、物流施設開発事業の積極的な投資および開発を行ってまいります。

舟渡地区区民と区長との懇談会 第二部 懇談（意見交換） 出水期に向けての対応について

舟渡町会からのご質問①（要旨）

避難に支援を要する方々の中で、区から発信される情報を受け取れない方や受け取り方がわからない方々について、何らかの取り組みを考えているのか。

区長回答

日頃より、区の防災事業にご理解とご尽力を賜り、感謝申し上げます。

災害時の避難に支援が必要な方については、平時から町会や自治会、民生・児童委員の皆様にご協力いただき「避難行動要支援者名簿」をお預けし、大規模水害等が発生する恐れのある場合に、親戚や知人宅への縁故避難など、早めの避難行動をおとりいただくよう声掛けをお願いしており、今年度も6月の町会長会議、地区民生・児童委員協議会で依頼させていただきました。

防災情報の収集手段としては、「板橋区防災メール」の配信サービスやテレビのデータ放送（リモコンのdボタンを押す。）などがありますが、「避難行動要支援者名簿」に記載のある方には、様々な情報収集手段を掲載した案内チラシを郵送で直接お送りして周知を図りました。

また、リニューアルした「防災ガイド・ハザードマップ」を各家庭に7月初旬から順次配付しておりますので、お手元に届いた際には、一読して事前の備えをお願いしたいと考えています。

舟渡町会からのご質問②（要旨）

避難に支援を要する方々の避難行動について、どのような取り組みを考えているか。

区長回答

避難に支援を要する方々については、出来るだけ早い段階での避難が重要であることから、風水害が予想される場合には、「避難行動要支援者名簿」を活用し、親戚や知人宅への避難や施設への緊急入所など、声掛けによる啓発を地域の皆様をお願いしているところです。

昨年は、秋の台風シーズンを前に、町会役員の皆様や民生・児童委員の皆様が、避難行動要支援者宅を訪問し、日頃からの備えを促したり、地区内の介護サービス事業所を回って協力を呼び掛けるなど、舟渡地区独自の活動が行われたと聞いており、先進的な取組に心より感謝申し上げます。

避難行動要支援者の避難に関しては、本年5月に災害対策基本法の一部が改正され、避難行動要支援者一人ひとりの避難場所や避難支援者などを予め決めておく「個別避難計画」の作成が努力義務化されました。

現在、避難行動要支援者名簿登録者のうち、特に水害リスクの高い地域や建物に住む方を対象とした「個別避難計画」の作成に向けて、検討を進めております。

舟渡地区は、区域全体が浸水想定区域内にあることから、可能な限り早期に個別避難計画が策定できるよう、コミュニティ防災ワークショップの中でも、地域の皆様とともに検討を進めたいと考えています。

舟渡地区区民と区長との懇談会 第二部 懇談（意見交換） 出水期に向けての対応について

舟渡町会からのご質問③（要旨）

避難場所について、舟渡地区内で、舟渡小学校のほか開設される可能性はあるか。

区長回答

区では、今年度の出水期に対応するため「令和3年度板橋区水害避難等対応方針」を定め、町会・自治会長会議において説明させていただきました。

荒川氾濫の危険性が予見されるような大規模な台風などが発生した場合、方針に基づき「荒川シフト」体制を敷き、最大で69か所の避難所を開設していきます。

舟渡地区は、ご承知のとおり全域で5m以上の浸水が2週間程度続く地域となるため、避難所を開設することはできませんが、舟渡小学校を一時集合場所として開設し、荒川や新河岸川の河川水位などの情報提供や、区南部の高台にある避難所への案内・誘導を行っていきます。

荒川氾濫の危険性が高まった場合は閉鎖することが前提となりますが、閉鎖するまでのあいだは自宅で過ごすことが不安な方などに活用いただきたいと考えています。

現在、舟渡地区では平成26年に作成した「水害時の避難ルールブック」の改訂も行われており、そうしたルール改正なども踏まえながら、適切な避難行動に繋がっていただきたいと考えています。

舟渡町会からのご質問④（要旨）

水害に関し、河川の氾濫・決壊を防ぐ仕組みや、新たな避難場所・広域避難の手段など、国や東京都の取り組みを教えてください。

区長回答

河川の氾濫・決壊を防ぐ仕組みについては、増水した河川の水を一時的に貯留する「調節池」として、荒川第一調節池（荒川、約3,900万 m^3 ）、朝霞調節池（新河岸川、約53万 m^3 ）が既に整備されています。

国は、荒川第二・第三調節池（約5,100万 m^3 ）を令和12年度までに完成させる予定であり、更なる荒川洪水の抑制効果が期待されます。

一方、新たな避難場所について、浸水継続時間3日未満であれば、垂直避難が可能であるとの考え方が国から示されたことを受け、区では該当する10か所の学校を避難所として追加することとしました。

また、国と東京都による「災害に強い首都『東京』形成ビジョン」のモデル地区として、舟渡・新河岸地区が指定されたことに伴い、地域の皆様と連携しながら、水防災ひと・まちづくり事業を、国・都・区で進める予定です。

舟渡地区区民と区長との懇談会 第二部 懇談（意見交換） 出水期に向けての対応について

舟渡地区の事例紹介

舟渡地区では、地域防災支援課、荒川下流河川事務所の方々とともに「いたばしコミュニティ防災舟渡地区」を行っています。

これは、舟渡地区の住民、事業者が参加し、ワークショップ形式で舟渡地区の出水期の取り組みを考えるものです。

平成31年3月、区長にもご出席いただき発足式が行われました。以降、これまで3回の活動を重ねています。各回とも、荒川下流河川事務所や板橋区から、荒川下流部の水害リスクなどのお話をいただいた後、ワークショップに移りました。

特に、令和元年11月14日の「いたばしコミュニティ防災 舟渡地区」は、令和元年10月12日に関東地方を通過した令和元年台風19号の直後の開催となりました。

まず、板橋区総合防災アドバイザーや荒川下流河川事務所、板橋区から台風19号の水害状況などの説明をいただき、ワークショップに移りました。

ワークショップでは、防災無線がよく聞き取れなかった、避難情報、河川水位情報の入手方法がよくわからなかった、事前に行うべき防災行動についての理解が不十分だった、避難支援の体制が整っていないなど、多くの意見が出されました。

令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大により活動の延期が繰り返され、現在に至っています。

今後は、活動の成果として、平成26年に板橋区の支援を受けて作成された「舟渡地区における水害時の避難ルールブック」の改訂を目指しています。

その他の舟渡町会の活動としては、昨年9月の活動になりますが、舟渡地区の「避難行動要支援者名簿」に登録されている約100名の方々に対して、大型台風等の接近が予想される時の早期避難と日ごろの準備を呼びかける啓発活動を行いました。

大型台風等が接近することが予想される時は、避難行動がとて重要となりますが、避難に支援を要する方々にとっては、台風等が接近してからの避難は容易ではありません。また、風雨の中では避難行動自体が危険となる恐れもあります。

そこで、台風等が接近することが予想される時の

早期避難と、防災情報の入手手段や避難先の確保、避難場所への移動手段などについての日ごろの準備を呼びかけました。

コロナ禍でしたので、対面は避け、舟渡町会からのお知らせを該当者宅のポストに投函する形での活動とはなりましたが、意識啓発に寄与できたものと考えております。

さらに、舟渡地区内に所在する居宅介護支援事業所にもご協力いただき、舟渡地区内に居住する、事業所のお客様に同様のお知らせを配付していただきました。

舟渡町会といたしましては、今後も出水期の取り組みについて、啓発活動を続けてまいりたいと考えております。

舟渡地区区民と区長との懇談会 第二部 懇談（意見交換） 出水期に向けての対応について

区長総括

舟渡地域の皆様におかれましては、日頃より板橋区政へのご理解、ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

ご存じのとおり、舟渡地域は荒川と新河岸川に挟まれた区内で最も水害リスクの高い地域であり、ひとたび荒川が氾濫すると、地域内ほぼ全域が5m以上浸水し、50cm以上の浸水が2週間以上続くことが想定されています。

これまで舟渡地域においては、区立リサイクルプラザの建設に合わせた堤防の強化が行われたほか、平成23年度から平成25年度にかけて開催された「舟渡地区地域防災力向上会議」では、「舟渡地区における水害時の避難ルールブック」をまとめていただきました。

このルールブックは、万が一の水害時に取るべき行動が整理されており、バス事業者の援助協力による高台への避難や地区内事業者の協力による立体駐車場への避難など、要配慮者の避難支援の具体的な方法など、他の地区の見本となる内容が盛り込まれています。

平成31年3月に発足したコミュニティ防災舟渡地区ワークショップでは、水害時の避難ルールブックの改定とコミュニティタイムライン（地域の事前防災行動計画）を盛り込んだ新たな「舟渡地区防災マニュアル」の作成を目指し、熱心な議論を重ねていただきました。

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、ワークショップが開催できない状況が続いておりますが、緊急事態宣言期間終了後の再開を目指し準備を進めてまいります。再開された際には引き続きご協力をお願いいたします。

また、過去の風水害において、高齢者や障がい者

が被害に遭う割合が高いことから、避難行動要支援者の避難支援をより実効性のあるものとするため、国は去る5月に災害対策基本法を改正し「個別避難計画」の作成について自治体の努力義務といたしました。これを受け、区では水害リスクの高い地域に居住かつ支援の必要度が高い方から順次、個別避難計画の作成に着手できるよう検討を進めているところです。

このように、避難行動要支援者名簿の風水害時の活用が課題となっているなか、名簿を活用した事前の声掛けに加え、居宅介護事業所と連携した啓発活動など、他の地区に先駆けた先進的な取り組みを進められていることに心より感謝申し上げます。

最後になりますが、これからの舟渡地域の皆様の益々のご発展とご活躍を祈念するとともに、引き続き、区政に対するご理解とご支援、ご協力を心よりお願い申し上げます。

新型コロナワクチン接種情報(8月5日現在)

1 ワクチンの供給状況

区内の医療機関や集団接種会場でも使用しているファイザー社製ワクチンの供給量が全国的に減少しており、7月後半以降はこれまでの50%以下となる見込みです。

このため、区内の医療機関では、1回目の予約を一時停止し、2週間ごとに届くワクチンの供給量が確定してから、予約受付を再開するという運用をしています。

なお、既に1回目の接種を受けた方は、随時2回目の接種の予約を受け付けています。

また、モデルナ社製ワクチンを使用する区の集団接種会場も随時予約を受け付けています。

2 エssenシャルワーカーへの接種を実施しています

区内幼稚園、保育施設（認定こども園を含む）、あいキッズ、児童館（私立・区立）、高齢者施設（訪問／通所事業所）などに勤務する職員の健康と、住民への感染を防ぐため、集団接種を実施しています。

- (1) 実施期間 6月21日から8月31日まで（予定）
- (2) 実施規模 約18,000人
- (3) 接種会場 旧板橋第九小学校、旧蓮根高齢者在宅サービスセンター、志村コミュニティホール

3 民生委員による高齢者への接種勧奨を実施しています

民生・児童委員協議会と連携し、民生委員の方の地域の見守り活動の中で、高齢者に対し、ワクチン接種予約のアドバイスや、医療機関・大規模接種会場についての情報提供を行うなど、接種勧奨を実施しています。

4 新型コロナワクチン接種証明書（ワクチンパスポート）の申請受付を開始しています

海外渡航予定のある方を対象に、接種証明書の申請受付を開始しています。

①受付開始日

7月26日（月）

②申請・発行方法

原則郵送でご申請いただき、書面で発行いたします。

③必要書類

申請書、旅券（パスポート）、接種券もしくは接種済証か接種記録書、本人確認書類の写し、返信用封筒等。

※詳細は区公式ホームページをご覧ください。

※申請が集中した場合は、証明書の発行が遅れる場合があります。

5 板橋区接種状況

		接種数	高齢者人口 (13.3万人) 比	総人口 (57万人) 比
板橋区	1回目接種率	236,155回	84.80%	45.40%
	2回目接種率	167,987回	80.57%	32.30%
国	1回目接種率	/	87.09%	36.34%
	2回目接種率		79.24%	26.63%
東京都	1回目接種率		84.48%	35.60%
	2回目接種率		76.89%	23.32%

板橋区のデータ：8月5日午後3時時点

国・都のデータ：8月4日午後11時時点

6 周知方法

2について：区から各施設に希望調査を実施しています。

その他について：最新の情報は、区公式ホームページをご覧ください。



お問合せ 健康生きがい部（保健所）予防接種担当課 ☎6905-7837

「いたばし暮らしガイド 2021・防災ガイド・ハザードマップ 2021」を7月から全戸配布します

1 本冊子の特徴

必要性の高い最新情報をコンパクトに

本冊子は、区の施設やサービス・担当窓口などの行政情報、地域の医療機関などの最新情報に併せ、近年発生する様々な災害に対する日頃からの備え・いざという時の対応やハザードマップなどの防災情報をコンパクトにまとめた、両面開きの冊子です。

令和3年7月から全戸配布します（前回は平成30年度に配布）。



2 今回の変更点

くらしに役立つ情報を掲載しています

中央図書館・板橋こども動物園などの区の最新施設、サービス・担当窓口などの行政情報、新型コロナウイルス感染症に関する各種相談案内などの最新情報を掲載しています。

区内地図がより見やすくなります

「いたばしマップ（区内地図）」を3分割から5分割（板橋・常盤台・志村・赤塚・成増）に変更することで、各エリアが拡大され、より見やすくなります。

防災情報を充実します

水害への備えなど防災ガイドの情報を充実させるほか、ハザードマップを最新版に改定し、区民のみなさんの災害への備えを促します。

いたばし暮らしガイド

【掲載内容】

- ・行政情報
- ・いたばしマップ
- ・特集（区施設・コロナ情報等）
- ・医療機関情報等
など



防災ガイド・ハザードマップ

【掲載内容】

- ・災害への備え
- ・避難所一覧
- ・防災マップ
- ・ハザードマップ
など



3 その他リーフレット

(1)「新型コロナワクチン詐欺に注意」について

○概要

新型コロナワクチンの接種に便乗したトラブルや悪質商法にご注意ください。

国民生活センターでは、「新型コロナワクチン詐欺 消費者ホットライン」を開設し、フリーダイヤル（通話料無料）で、ワクチン詐欺に関する消費者トラブルについて相談を受け付けます。

☎0120-797-188

○配布場所

情報処理センター7階 くらしと観光課 消費者センター 窓口

○担当部署

消費者センター ☎03-3579-2266



(2)「消費者お助けダイヤル188」について

○概要

消費生活センターでは、商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問合せなど、消費者からの相談を専門の相談員が受け付けています。

○配布場所

情報処理センター7階 くらしと観光課 消費者センター 窓口

○担当部署

消費者センター ☎03-3579-2266



(3) 簡易型自動通話録音機の無料配布について

○概要

特殊詐欺による被害を防ぐため、区内在住の65歳以上を対象に受話器に貼り付けて使用する簡易型自動通話録音機を無料配布しています。

数に限りがありますので受け取りに来る前に必ず、区役所に電話でお問い合わせください。

○配布場所

板橋区役所本庁舎南館4階 防災危機管理課 窓口

○担当部署

防災危機管理課 ☎03-3579-2153



④ 令和3年度 第4回 区民と区長との懇談会（下赤塚地区）

下赤塚地区で開催を予定していた、区民と区長との懇談会（実施予定日：令和3年9月9日）は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、文書開催となりました。

【第一部】質問要旨及び区長回答

	質問内容	担当部署
1	防犯カメラの設置、維持管理費の助成等について	危機管理部
2	前谷津川の自然遺跡としての整備について	地域教育力担当部
3	保存樹木等管理等助成について	土木部
4	新規町会員の加入促進への区としての助言について	区民文化部
5	赤塚城址公園本丸跡の空気をバラ園に	政策経営部
6	集会所の使用料・公園の使用について	区民文化部、土木部
7	災害時の在宅避難者用マニュアルの作成・配付について	危機管理部
8	新大宮バイパスと区道 249 号線の交差工事に伴い現在の高さ約 2 m の四葉歩道橋を廃棄し、新たに高さ 4 m 超の歩道橋に架け替える計画に反対です。	土木部

【第二部】区からの情報提供

1番 防犯カメラの設置、維持管理費の助成等について

上谷津町会からのご質問①（要旨）

①街頭防犯カメラの設置及び維持管理費の一部について補助金の充実をしてほしい。

区長回答

①日頃より、地域の防犯活動に熱心に取り組んでいただくとともに、防犯カメラの設置を積極的に進めていただき感謝申し上げます。

区では、地域における防犯カメラの設置を促進するため、町会・自治会等が防犯カメラを設置する場合に、設置費用の5/6を補助する防犯カメラ設置促進事業を推進しています。

また、防犯カメラ設置後の維持管理経費が、設置団体の大きな負担となっていることから、令和元年度より、防犯カメラ1台当たり年2,200円を補助する区独自の制度を開始しました。

令和2年度からは、都による電気料金等の維持管理経費に係る補助制度が創設されたため、区の制度を変更し、区の補助金を受けて防犯カメラを設置した町会・自治会等に対して、維持管理経費の5/6を補助する制度を開始するなど、防犯カメラ設置団体の負担軽減を図っています。

区は、今後も、防犯カメラのさらなる設置促進に努めていくとともに、防犯行政は都の役割も大きいものと考えていることから、町会・自治会等のさらなる経費負担軽減に向けて、都に要望してまいります。

上谷津町会からのご質問②（要旨）

②住民の安心・安全対策のため、防犯上、防犯カメラの設置が望ましい場所を調査・集約し、行政によって防犯カメラを設置してほしい。

区長回答

②地域の防犯カメラの設置は、地域の実状を最も把握されている町会・自治会の皆様に設置していただくことが、地域の防犯力を高める上で、大変重要と認識しております。

これまで区は、区立小学校の校内や通学路の安全対策及び区立公園における不法行為・迷惑行為の未然防止などの観点から、合計288台の防犯カメラを設置してまいりました。

今後も、安心・安全なまちを築くため、警察等関係機関との連携を図りながら、区による防犯カメラの設置の必要性について検討するとともに、地域の皆様による設置についても、引き続き支援体制を堅持してまいります。

2番 前谷津川の自然遺跡としての整備について

上谷津町会からのご質問（要旨）

現在は全区間が暗渠となっているが、かつては子ども達が魚採りや水遊びに興じる遊びの場であり、大人にとっても農産物をそこで洗ってから市場に出していた、生活に深く根差した河川だった。地域住民がかつての前谷津川に親しみを持ち、地域に対する愛着を高める意味でも、案内看板等を設置してほしい。

区長回答

前谷津川は、赤塚新町2-7-17（元の並木醤油玉井醸造）の周辺を谷頭として、荒川に流れ込んでいた小河川です（現在は新河岸川）。昭和50年代に行われた暗渠化工事によって、現在はその流れを見ることはできません。なお、暗渠化工事とともに緑道整備が進められました。

数年前に発行された、板橋区の隠れた魅力を知る『板橋マニア』という冊子にも、前谷津川は「赤塚新町二丁目の湧水を水源とし、いくつもの支流を集めた川」として取り上げられています。地図を持ち歩き、昔の地形や暗渠化した川の流路を体感することは、今注目されるブームとなっています。

前谷津川は、歴史的に、稲作利用や徳丸・赤塚地域の特産野菜である「大根」の洗い場などの農業利用、さらには子ども達の遊びの場としても利用されるなど、流域地域の歴史や生活、文化に深く関係してきた大事な「場」として認識しています。

このような、今現在は直接見る事ができない、自然地形や川の流路を再確認し、その歴史を遡ることは、これからの地域の自然災害への備えなどを考えていく上でも大変重要な視点だと認識しています。

前谷津川の歴史や自然環境をより多くの地域住民の皆様に知っていただくためには、今回のご要望も含めて、どのような手法が望ましいのか、検討してまいります。

3番 保存樹木等管理助成について

篠ヶ谷戸町会からのご質問①（要旨）

①保存樹木に対する区の考え方をお聞かせいただきたい。

区長回答

①篠ヶ谷戸町会の皆様には、日頃から、区の貴重な緑である保存樹木の維持管理にご尽力いただき、お礼申し上げます。

区は、緑地保全を政策目標の一つに掲げ、既存の樹林や樹木、農地などの保全とあわせ、公園や緑地の整備、開発行為などに伴う緑化の義務化、民間施設の緑化助成など、新たな緑の創出・育てるための支援など様々な施策に取り組んでいます。

緑の中でも、樹林地や大径木は、地域の個性として景観的な付加価値の高いものも多く、その意味で公益性が認められることから、私有財産ではありますが保存樹林・樹木として維持経費に公費支出しています。

支援については、私有財産としての事情や、周辺環境の変化で樹林や樹木の維持が困難になることも勘案し、公費負担を限定する一方、伐採制限や罰則などは設けず、所有者、地域、区の相互理解と連携により、保存に努めていく考えです。

篠ヶ谷戸町会からのご質問②（要旨）

②保存樹木等管理助成の利用回数の見直し及び大木となってしまった保存樹木の伐採に対する助成をしてほしい。

区長回答

②保存樹木の解除申請の理由は、落葉・日照などに対する近隣からの苦情により伐採せざるを得なくなることで、売買など土地活用の障害となることが大半を占めています。

こうした負担の緩和に向けて、助成制度の見直しを行い、平成16年度に、剪定や枝折れなど隣地への危険を回避するための緊急対応制度を創設したほか、マンション開発などの際の樹木保存に対する優遇制度について検討を行っているところです。

そもそも保存樹木制度は、所有者はもちろん、地域の方々の理解と協力の中で残されていくことを基本とした仕組みであり、伐採に対する助成は馴染まないものと考えております。

また、助成の拡大は、私有財産への支出であることや、他の助成制度とのバランスなどから見て、直ちに現行の助成枠を超えることは難しいと考えており、意識啓発という面から地域の緑を将来につなげるよう努めてまいります。

4番 新規町会員の加入促進への区としての助言について

番匠免町会からのご質問（要旨）

町会の役割を改めて考えなければならない時かと思う。区は町会にどのようなことを求めているのか。

また、町会が、災害時の「共助」も基となる組織であることは承知しているが、それだけでは新規会員を集めにくいのが現状である。平時の活動としてどのようなことを求めているのかについても助言がほしい。

区長回答

町会・自治会の皆様には、地域住民の親睦はもとより、日頃から防犯・防火・防災・青少年健全育成・環境美化など、幅広い地域活動を通じて、地域のコミュニティの活性化にご尽力賜り、大変感謝しております。

町会・自治会の役割は、同じ地域に住むご近所同士が、互いに顔の見える関係をつくり親睦を図るとともに、困った時の声かけや相談など助け合える共助にあると考えております。

猛威を振るう新型コロナウイルスのため、夏祭り・盆踊り・運動会など町会・自治会のイベントや親睦等の活動が、自粛せざるを得ない状況については、大変憂慮しているところです。

この困難な時こそ、地域の人々の安心安全な暮らしに向け、大きな力を発揮するのが町会・自治会の存在と認識しており、関係機関と連携し「なんでも相談所」の実施や、コロナ感染予防グッズの配付、台風等の出水期に向けた啓発など、地域の安心安全に働きかけをした町会・自治会の事例も聞いております。

これまでの町会員との関係性に加え、SNSを活用した町会活動などを住民に分かりやすく目に見える形でお知らせすることや、若い世代に向けたイベントの工夫など、新たな取り組みにも力を入れていただくことで、さらなる町会・自治会の進化に繋がるものと考えております。

各地域センターにおいても、町の状況や町会・自治会のほかコミュニティスクール、AIP、民生児童委員の活動など収集して、積極的に発信しており、

皆様の活動を支援してまいります。

引き続き、地域のコミュニティを活性化するための自主的な任意団体として、活動することを期待しております。

〈参考〉町会活動等の事例

蓮根支部

蓮根地域は、地域内の全ての町会・自治会、老人会、民生・児童委員、介護事業所などの協力を得て、行政、おとしより相談センター、板橋区社会福祉協議会の指導のもと「蓮根 AIP ささえあい協議会」結成。毎月1回の定例会で話し合いを行い地域の見守り活動を行う。

具体的な地域活動として、蓮根仲町会は「スポット仲蓮根」として、町会会館を拠点とした町会役員・民生児童委員、老人会、商店会による「なんでも相談所」を毎月開設して、高齢者の困りごとの把握に努めている。（令和3年6月から実施）

困りごとの把握では、ワクチン接種券が届くが予約の方法がわからない等の声が多く寄せられたことから、板橋区社会福祉協議会と連動して「ワクチン接種予約サポート活動」を実施した。

蓮根仲町会では、見守り活動を通じ、「一人にしない」「地域の絆づくり」「向こう三軒両隣」を合言葉にみんなで支えあえる街づくりをめざしている。

清水支部

清水地域は、地域内の全ての町会・自治会が、町会員世帯に対して新型コロナウイルス感染予防のため、マスクや消毒液などのグッズを配付する。（令和2年度実施）

舟渡支部

舟渡地域は、出水期に向けての啓発活動として、舟渡町会、民生児童委員が避難行動要支援者と支部内居宅介護支援事業所等介護事業所を回り、平常時の備えとして、避難先、避難用品、移手段の確保、台風等の情報把握手段の確認に加え、大型台風到来時には、早期に避難するよう情報提供、協力の呼びかけを行う。（令和2年度実施）

5番 赤塚城址公園本丸跡の空地进行バラ園に

下地家町会からのご質問（要旨）

先日、深大寺のバラ園を見てきた。赤塚城址公園の一部がバラ園になれば、自然豊かな高台に位置し、観客はバラの花の美しさ感激されるのではないか。また、支え合い会議がめざす高齢者の孤独からの解放にバラ園へのご案内は、大いに役立つと考える。

そのため、赤塚城址公園の一部にバラ園を設立してほしい。

区長回答

豊かな自然や史跡をはじめ、多数の神社・仏閣、美術館、郷土資料館などの資源のある赤塚地域は、区民の方はもとより、区外からいらっしゃる方にも憩い、楽しんでいただける魅力を有する地域であると考えています。

ご提案いただきました、赤塚城址公園へのバラ園の設置につきましては、訪れた方にバラの美しさや、緑の豊かさなどを感じていただき、心安らく場になるものと考えられます。

そのため、赤塚城址公園を管理する東京都へ、機会を捉え、要望を伝えてまいりたいと存じます。

なお、近隣の赤塚植物園には、バラ園があるとともに、赤塚溜池公園には約200本の梅の木があり、それぞれ見頃の時期には、美しい花を楽しむことができます。

今後も引き続き、赤塚地域のさらなる魅力の向上をめざし、様々な情報の周知の充実や、新たな魅力の創出に向けた取り組みを進めてまいります。

6番 集会所の使用料・公園の使用について

赤塚遊友クラブからのご質問①（要旨）

①老人会の区立集会所の利用にあたり、使用料減免としてほしい。

区長回答

①地域センター・区民集会所等コミュニティ施設の使用料については、受益者負担の考え方から、実費を算定基礎として、ご利用いただく皆様に低廉な金額をご負担いただいております。

地域センター集会室は「東京都板橋区公の施設の使用料減免規則」の使用料減免基準により減免対象が規定されており、区民集会所についても、地域センター集会室と同様の取扱をしているため、公平性の観点から使用料の減免は難しいと考えております。

一方、高齢者の皆様が目的をもって外出し、人と人とのつながりを維持することは、介護予防・フレイル予防の観点からも、大切なことであると認識しており、こうした介護予防を主な活動内容とする団体への支援も別途検討しております。

今後とも、クラブ活動を通じて「健康寿命」の延伸をめざし、元気で明るく過ごしていただければと存じます。

赤塚遊友クラブからのご質問②（要旨）

②老人会の区立児童遊園（公園）の利用にあたり、使用料減免としてほしい。

区長回答

②区立児童遊園などの区立公園は自由利用が原則であり、独占せず譲り合って利用いただくこととなりますが、一時的にコートを作るなど、一部または全部を独占的に使用する必要がある場合には、他の利用者の状況などを勘案した上で、占用許可をさせていただきます。

昨年度は、老人クラブだけでも約120件の公園占用申請があり、ゲートボール、輪投げ、ペタンクなどを、毎日から月1のペースでお楽しみいただいているようです。

許可できるのは、他の利用者への影響を考慮して、最低限の範囲・時間になりますが、許可証を現場に掲示していただくことで、他の利用者の理解も得られやすくなります。

また、許可の対価として公園条例に定める占用料が必要になりますが、公共上、公益上必要な行為など基準に定める場合には減免の基準もありますので、予め担当部署へご相談ください。

[参考：担当部署]

土木部管理課占用係

電話 03（3579）2505(直通)

7番 災害時の在宅避難者用マニュアルの作成・配付について

徳親会からのご質問（要旨）

災害時に在宅での避難生活を送るにあたり、在宅避難者用マニュアルの作成・配付をしてほしい。

区長回答

発災時に開設される避難所は、被災した地域全体を支援する拠点としての役割を担い、自宅が危険になって住めなくなった避難者を受け入れるとともに、在宅避難者も支援の対象として、日用品や食料の配布をはじめとする様々な支援を提供しています。

区では、地震や水害時の備え、情報収集のしかた、飲料水の確保、開設避難所の一覧等、災害時に必要な情報を取りまとめた、「防災ガイド・ハザードマップ2021」を令和3年7月に発行し、全戸配布しましたのでご活用をお願いいたします。

また、区では、令和2年9月に発行した「避難所運営マニュアル」について、ご指摘いただいた内容を踏まえながら在宅避難時における必要な情報など、掲載内容について検討しており、今後、学校防災連絡会でお示しするほか、区公式ホームページにも掲載いたしますので、ご確認いただければ幸いです。

8番 新大宮バイパスと区道249号線の交差工事に伴い現在の高さ約2mの四葉歩道橋を廃棄し、新たに高さ4m超の歩道橋に架け替える計画に反対です。

一般公募からのご質問（要旨）

この工事が施工されると、高齢者や身体の不自由な方達は、現状でも苦勞している歩道橋階段の上り下りに、倍増の体力や気力の負担を負うことになりかねない。加えて通行のための十分な安全対策とバリアフリー化が講じられなければ、生活道路と呼べない危険な通路となるおそれがある。

危険を伴うおそれのある高い歩道橋に架け替える工事計画の撤回を求める。

区長回答

補助第249号線は、東京都、特別区及び26市2町に学識経験者も交えた調査検討を経て、今後10年間で優先的に整備すべき路線として「都市計画道路の整備方針(H28)」に位置付けています。

ご指摘のとおり、補助第249号線(西徳通り)を新大宮バイパスに接続するためには、新大宮バイパスを最大約2m嵩上げしなければならず、これに伴って歩道橋も高く架け替える必要があります。

仮に、新大宮バイパスの高さを変えずに西徳通りを接続させる場合、今度は西徳通りと歩道橋のある側道との間に高低差が生じるなどの問題が生じるため、歩道橋の所有者でもある国土交通省とも協議を重ね、全体的なバランスを考え現在の計画案に至っております。

歩道橋の具体的な設計等については、法令等の基準に基づき、利用者の通行の安全性に十分に配慮するとともに、地域の皆様には、機会を捉えて丁寧に説明させていただき、法令等の基準の範囲にはなりますがご意見を伺いながら進めてまいります。

【資料1】

補助第249号線整備事業に伴う新大宮バイパスのかさ上げイメージ

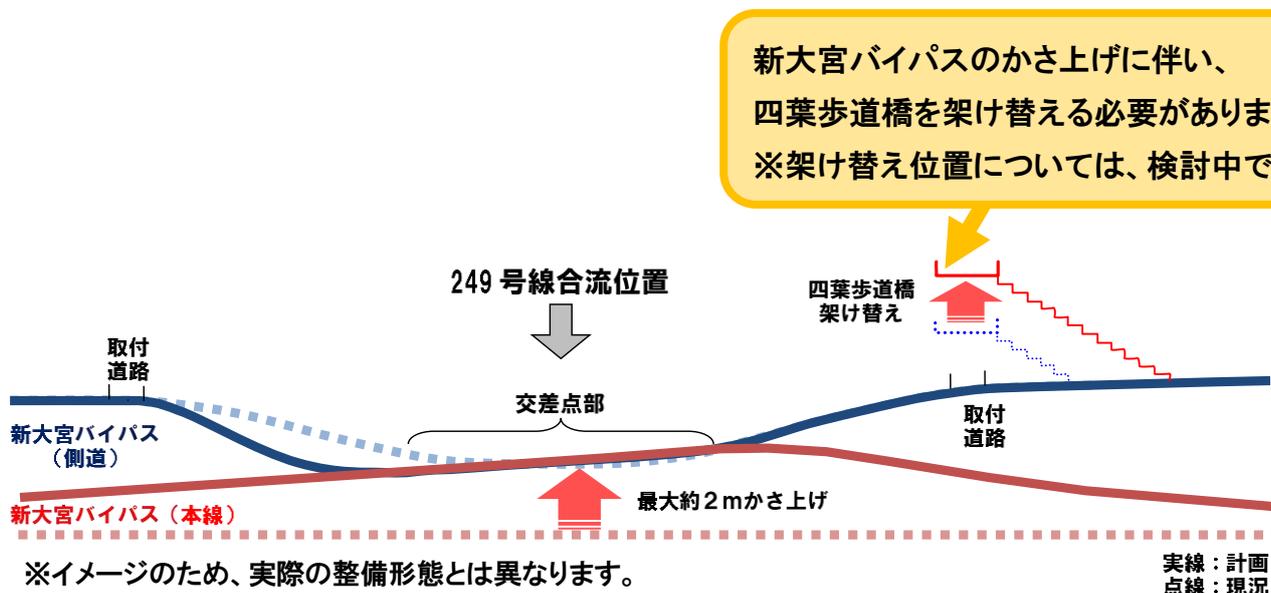
【資料2（パンフレット）】

補助第249号線整備事業のご案内

都市計画道路 補助第 249 号線整備事業に伴う 新大宮バイパスのかさ上げイメージ



令和元年 8 月 25 日、9 月 10 日撮影 航空写真



新型コロナワクチン接種情報(9月13日現在)

1 ワクチンの供給状況

区内の医療機関で使用しているファイザー社製ワクチンの供給量が全国的に縮減されており、6月までと比べて、7月後半以降は50%程度、9月以降は15%程となり、10月中旬以降は供給される見込みはない状況です。

区内の医療機関では、1回目の予約を一時停止し、2週間ごとに届くワクチンの供給量が確定してから、予約受付を再開するという運用をしておりましたが、9月15日に再開する予約が最終となる予定です。

また、モデルナ社製ワクチンを使用する区の集団接種会場の予約につきましても、1週間に1回程度予約枠を追加して受け付けてまいりましたが、9月30日からの受け付けが最終となる予定です。

2 妊娠中の方及び配偶者等を優先した予約枠を追加しています。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、妊娠中の方が感染すると重症化しやすいことから、区の集団接種の予約について、妊娠中の方とその配偶者（パートナーを含む）を優先した予約枠を追加しています。

3 民生委員による高齢者への接種勧奨を実施しています

民生・児童委員協議会と連携し、民生委員の方の地域の見守り活動の中で、高齢者に対し、ワクチン接種予約のアドバイスや、医療機関・大規模接種会場についての情報提供を行うなど、接種勧奨を実施しています。

4 新型コロナワクチン接種証明書(ワクチンパスポート)の申請受付を開始しています

海外渡航予定のある方を対象に、接種証明書の申請受付を開始しています。

①申請・発行方法

原則郵送でご申請いただき、書面で発行いたします。

②必要書類

申請書、旅券（パスポート）、接種券もしくは接種済証か接種記録書、本人確認書類の写し、返信用封筒等。

※詳細は区公式ホームページをご覧ください。

※申請が集中した場合は、証明書の発行が遅れる場合があります。

5 板橋区接種状況

		接種数	高齢者人口 (13.3万人) 比	総人口 (57万人) 比
板橋区	1回目接種率	347,964回	88.64%	66.79%
	2回目接種率	289,194回	87.04%	55.51%
国	1回目接種率	/	89.64%	55.60%
	2回目接種率		87.93%	44.35%
東京都	1回目接種率		87.34%	57.78%
	2回目接種率		85.31%	45.88%

板橋区のデータ：9月13日午前11時時点

国・都のデータ：9月11日午後11時時点

6 周知方法

最新の情報は、区公式ホームページをご覧ください。



お問い合わせ 健康生きがい部（保健所）予防接種担当課 ☎3579-2318

危険!! ながらスマホ

《どんな危険がある?!》

◎視野が極端に狭くなる!

人は多くの情報を目から取り入れています。
しかしスマートフォンを操作しているときは画面に集中するために視野が極端に狭くなり、周囲の危険を発見することができず思わぬ事故につながります。

◎無防備状態に…

視野が狭くなることで、無防備状態になります。
人や物にぶつかった際にスマートフォン操作に集中していたために反応が遅れ、予想外の怪我につながることがあります。



交通事故に直結!

～自転車・自動車～

スマートフォンを操作しながらの運転は違反です!
周囲の状況把握ができず交通事故に直結し大変危険です。



～歩行者～

操作に夢中で周囲に目を配らないと…

- 歩行者や自転車・車両と接触
- 自分自身が怪我

などの可能性が高くなります!

また、相手に怪我をさせてしまうと、過失傷害罪
(30万円以下の罰金又は科料)に問われる
可能性があります。



「ながらスマホ」は絶対にやめましょう!!

交通事故を防ぐ、簡単だけど、効果のある方法が満載!

警視庁
公認サイト

TOKYO SAFETY ACTION

<https://www.safetyaction.tokyo/>

問合せ先 高島平警察署 交通課 ☎ 3979-0110(内4112)



3 その他リーフレット

(1)「新型コロナワクチン詐欺に注意」について

○概要

新型コロナワクチンの接種に便乗したトラブルや悪質商法にご注意ください。

国民生活センターでは、「新型コロナワクチン詐欺 消費者ホットライン」を開設し、フリーダイヤル（通話料無料）で、ワクチン詐欺に関する消費者トラブルについて相談を受け付けます。

☎0120-797-188

○配布場所

情報処理センター7階 くらしと観光課 消費者センター 窓口

○担当部署

消費者センター ☎03-3579-2266



(2)「消費者お助けダイヤル188」について

○概要

消費生活センターでは、商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問合せなど、消費者からの相談を専門の相談員が受け付けています。

○配布場所

情報処理センター7階 くらしと観光課 消費者センター 窓口

○担当部署

消費者センター ☎03-3579-2266



(3) 簡易型自動通話録音機の無料配布について

○概要

特殊詐欺による被害を防ぐため、区内在住の65歳以上を対象に受話器に貼り付けて使用する簡易型自動通話録音機を無料配布しています。

数に限りがありますので受け取りに来る前に必ず、区役所に電話でお問い合わせください。

○配布場所

板橋区役所本庁舎南館4階 防災危機管理課 窓口

○担当部署

防災危機管理課 ☎03-3579-2153



⑤ 令和3年度 第5回 区民と区長との懇談会 報告書（板橋地区）

○日 時 令和3年11月17日（水） 14:00～15:15

○会 場 板橋地域センター レクリエーションホール

○出席者 区民25人

区側 8人

区長、政策経営部長、危機管理部長、区民文化部長、土木部長
教育委員会事務局次長、板橋地域センター所長、広聴広報課長（司会）

【第一部】質問要旨及び区長回答

	質問内容	担当部署
1	災害時に断水した際の給水手段、公園への防災井戸の設置について	危機管理部
2	2021年版ハザードマップについて	危機管理部
3	加賀エリアの交通安全対策について	土木部
4	加賀一丁目2号の街路灯のLED化について	土木部
5	タブレット有効活用使用について	教育委員会事務局

【第二部】懇談（意見交換）

報告内容

板橋消防団第一分団の活動紹介について
コロナ禍における防災活動について

【第三部】区からの情報提供

板橋地区の皆様には、日頃から区政全般にわたり、ご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に、多大なるご理解・ご協力をいただきまして、誠にありがとうございます。緊急事態宣言中は、さまざまな活動が制限されることとなり、板橋区におきましても、施設の利用制限やイベントの中止など、皆様にはご不便、ご迷惑をおかけいたしました。

このような状況にございまして、住民相互の親睦と交流を深め、地域の活性化と安心・安全なまちづくりに、多大なる貢献をいただいておりますことに、敬意を表します。

板橋地区の青少年健全育成事業において、先月10月末に、ウォークラリー大会を新たに実施したと伺っております。参加者がコマ地図を読み取りながら、ウォーキングすることで、心身ともに、リフレッシュできる楽しい時間になったことと存じます。今後とも地域の青少年健全育成のため、ご尽力の程、よろしくお願いいたします。

9月1日には東板橋体育館が、植村記念加賀スポーツセンターとして、リニューアルオープンしました。12月には、植村冒険館も開館し、グランドオープンとなります。オープニングセレモニーや、講演会の開催も予定しておりますので、ぜひ、皆様も一度足をお運びください。

加賀藩下屋敷の名残や、植村直己が居住していたという歴史・文化が根付いた板橋地区において、この植村記念加賀スポーツセンターは、絶え間なく挑戦し続ける植村スピリットに導かれた「スポーツ・冒険・緑・歴史」が融合された、新たなスポーツ文化基地として、「板橋こども動物園」や、今後整備予定の「史跡公園」などの周辺施設、板橋駅前の再開発などとともに、地域の魅力の創出に取り組んでまいりますので、ご支援・ご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

さて、板橋区では、「板橋区基本計画 2025」における未来創造戦略で指向する、魅力創造発信都市と、安心安全環境都市の実現をめざし、喫緊の課題である新型コロナウイルス感染症へ適切に対応していくとともに、昨年策定した「いたばしNo.1実現プラン 2025」の3つの重点戦略である「SDGs 戦略」・「デジタルトランスフォーメーション戦略」・「ブランド戦略」に経営資源を重点的に投入することで、ポストコロナ時代を見据えた、「東京で一番住みたくなる」未来につながるまちづくりを進めてまいります。引き続きご支援、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

最後となりますが、前回の板橋地区における懇談会の開催は、平成29年11月15日であり、早いもので4年が経過しています。今年度の「区民と区長との懇談会」は、5地区で実施を予定しておりましたが、新型コロナの影響により、実際に開催できたのは、本日の板橋地区のみです。

地域の課題はもとより、区政全般にわたる課題や要望などを、直接、お伺いできる貴重な機会ですので、これを活かした地域の課題解決、そして、区の発展につなげてまいりたいと考えています。

感染症の拡大防止を踏まえ、以前より短い時間での運営とはなりますが、有意義な懇談会にしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

1番 災害時に断水した際の給水手段、公園への防災井戸の設置について

板橋一丁目町会からのご質問①（要旨）

断水時における加賀給水所以外の給水手段を知りたい。

区長回答

発災時における飲料水や生活水の確保については、避難生活等を送るうえで、最重要課題であることは認識しており、東京都水道局と発災時の対応について、定期的に協議しております。

板橋区内には、朝霞、三園、金町、東村山などの浄水場から給水されており、加賀一丁目の板橋給水所のほか区内7か所の災害時給水ステーションに貯留され、震災等による断水に備えております。

このほか、東京都水道局により設置された「応急給水栓」を整備している指定避難所が、板橋地区内には板橋第二小学校を含め4カ所ございますので、ご活用いただきたいと思います。

また、区では、断水の発生状況をいち早く把握し、万が一断水した地域には給水車を派遣することも予定しており、生活に必要な水の確保に努めてまいります。

板橋一丁目町会からのご質問②（要旨）

区立公園に防災井戸を設置することを提案し要望する。

区長回答

東京都水道局によると、令和元年度末時点の板橋区の水道管耐震化率は51%に達しているとのことであります。区は水道局に対し、水道管路のさらなる耐震化や指定避難所への応急給水栓の設置を要望しているところでございます。

区内には、8か所の給水拠点に約5万7,000 m³（区民一人当たり1日3ℓ使用で30日分）が貯留されており、震災等による断水に対応するとともに、区では断水情報の早期把握に努め、給水拠点から給水車を速やかに派遣することを想定しております。

防災井戸は、水道の耐震性が脆弱な時代に、基準に適合した場合に限り設置されてきましたが、水道局による耐震化整備によって、災害時においても水道による水源確保の見通しがついてきており、現在のところ、これ以上に拡大する必要性は乏しいものと考えております。

2番 2021年版ハザードマップについて

板橋東町会からのご質問①（要旨）

「洪水ハザードマップ（集中豪雨版）3」では、石神井川の東橋から金沢橋にかけて、以前よりも浸水エリアが広がっている。浸水想定の変化（増加）の理由を知りたい。

区長回答

石神井川のハザードマップは、水防法の改正により浸水想定的基础となる河川流域の想定降雨量が見直され、これまでの基準であった平成12年東海豪雨における降雨量と比較し、総雨量は約17%増加、時間最大雨量は約34%の増加となっております。

石神井川には、上流部に4つの調節池と目白通り下に地下調節池が整備されており、また、都立城北中央公園内にも地下調節池が建設されております。

平成29年から稼働した目白通り下の地下調節池は、集中豪雨の際に下流区間の水位を30cm程度低減する効果を発揮するなど、浸水対策に一定の改善が図られているものの、流域の想定降雨量の見直しにより、浸水想定区域が広がりました。

台風やゲリラ豪雨など、大量の雨が降ると石神井川の水位が上昇し、氾濫につながる恐れがあるため、あらかじめハザードマップをご確認いただき、早めの避難行動につなげていただきたいと思います。

板橋東町会からのご質問②（要旨）

災害への備え方や心構え、また、災害発生時に特に心がける点などをご教示願いたい。

区長回答

災害に対する備え方などを取りまとめた「防災ガイド・ハザードマップ 2021」を今年の7月に全戸配布いたしました。

本日は、お手元に「防災ガイド・ハザードマップ 2021」を用意しており、防災ガイドの内容などを担当部長から説明いたします。

（以下、危機管理部長より説明）

「地震への備え（資料1スライド3）」につきましては、震災時・平常時に備えておくべきことを記しております。平常時の備えとして、家具の転倒防止等をお願いできればと考えております。

「水害への備え（資料1スライド4）」につきましては、水害への備えをまとめたページとなっております。水害の種類として、川の水があふれる外水氾濫、下水管から雨水があふれてくる内水氾濫などを説明しております。また、日ごろから備えておくべきこととして、身近なところで、雨水ますの清掃に取り組んでいただけると幸いです。雨水ますは、下水に雨水が入っていく入り口であり、落ち葉がたまりやすい場所になりますので、ご注意ください。

「台風接近！避難すべき場所は？（資料1スライド5）」については、台風接近時の避難場所や注意すべきことを記載しております。コロナ禍での避難におきましては、在宅避難、縁故避難など、避難所が密にならないよう、区としては分散避難を推奨しているところでございます。

「情報収集のしかた（資料1スライド6）」につきましては、災害時の情報収集の方法について記載しております。平常時から災害時の情報収集の方法についてご確認ください。

「災害時に必要なもの（資料1スライド7）」につきましては、災害時に必要となるものをまとめたページとなります。日ごろの食料の備蓄として1週間分の食べ物をローリングストックで保存していただくことについて記載しております。

「洪水ハザードマップ（集中豪雨版 3）（資料 1 スライド 8）」をご覧ください。このハザードマップは石神井川で増水した際の被害想定を示したものとなります。前回のハザードマップから浸水区域が拡大しております。このハザードマップを参考にご自宅の周辺をご確認いただき、早めの防災行動を心がけていただければと存じます。

（以下、土木部長より説明）

まず、令和元年の台風 19 号が上陸した際の板橋における時間雨量と水位を示したグラフ（資料 1 スライド 9 番）について説明いたします。当時、最大の雨量は一時間あたり 30 数ミリを記録しました。仮にそれ以上に雨量が増加し、水位が警戒水位まで到達すると、区から避難指示が防災無線等を通して情報が発信されるという計画となっております。

東京都が石神井川における下流の水位を調整するため、調整池の整備を進めております（資料 1 スライド 10 番）。これは、下流で水位が上がってくることが想定される場合にその水を一度貯留して下流の水位を下げる装置となっております。白子川地下調整池は、上から見ると長い管になっておりますが、拠点的にみえてみると、地下に大きく穴をあけて、その両方を地下で結び、その途中でも貯留ができるシステムとなっております（資料 1 スライド 11 番）。東京都の調査では、調整池の効果について上流で 1 時間あたり 30 ミリの雨が降った際に調整池 1 か所を稼働させることで、下流の水位が 30 センチ低下したという実験結果が報告されております（資料 1 スライド 12 番）。

続いて、ハザードマップについて説明いたします。ただいま説明した調整池が機能したにもかかわらず、水位が河川の堤防の高さを超えてしまった場合の水の深さを地図に落とし込んだものがハザードマップとなります。河川が氾濫すると、屈曲している部分から水があふれ出ていくこととなります。その屈曲している複数の地点であふれ出る水の深さを図にして、それらの一番深いところをとり、図にしたものがハザードマップとなります。

最後に今後の計画についてご説明いたします（資料 1 スライド 13 番）。現在、降雨量が一時間あたり 50 ミリを超えると被害が出ると想定されています。今後、一時間あたり 75 ミリの降雨量まで耐えられるよう

に東京都が整備を進めていく予定です。具体的には、河川整備で 50 ミリ、貯留池整備で 15 ミリに対応し、残り 10 ミリは区立公園の中で、水が通る管に穴をあけて、なるべく地中に水を浸透させて、大雨の時に河川に流れる水を減らす装置を付けて対応しています。

皆様へのお願いとして、お風呂の水を抜いたり、洗い物をしたりする時間をずらすなどの小さな心掛けが、河川の氾濫を防ぐことにつながりますので、ご協力いただければと存じます。

3番 加賀エリアの交通安全対策について

加賀五四自治会からのご質問①（要旨）

王子新道の加賀公園側にガードレールの設置をお願いしたい。

区長回答

日ごろから、地域の交通安全にご配慮いただき、厚く感謝申し上げます。

王子新道沿道は、複数の大型マンションが建設されたことと合わせ、区の施設も整備中であることから、交通量調査や交通予測の結果に基づいて交通計画を検討し、それに基づいた道路整備を実施する考えであります。

しかしながら、最終整備にあたる（仮称）史跡公園の整備が大幅に遅れる見通しとなったことから、道路整備についても、実施時期に遅延を生じることになりました。

この状況を受けて、加賀公園付近の安全対策については、当面、公園内通路を代用することといたしますが、その支障となっている駐車車両を排除するため、暫定対策として、加賀一丁目8番にあるアトラス加賀の自主管理歩道から公園入口まで、歩行者が通行する路側帯の内側を着色するとともに、公園入口付近には、ゴムで被覆したラバーポール・コーンなどの設置を行う考えでございます。

加賀五四自治会からのご質問②（要旨）

石神井川遊歩道と一般公道の交差点の安全対策の強化を図ってほしい。

区長回答

交通安全対策については、道路施設の改良や交通規制をはじめ、交通ルールの順守や安全意識の啓発など、様々な側面から対策を講じていく必要がございます。

このうち歩道設置などのハード整備については、（仮称）史跡公園整備の延伸に連動して、当初の整備計画よりも遅延せざるを得ない状況ではありますが、反面、すでに開園していることも動物園やマンション、間もなく開園する植村記念加賀スポーツセンターへの通行者の動向などを反映した、より安全性・利便性の高い交通計画を考えることが必要となります。

ご要望のような横断歩道の設置や交通規制については、警察署が地域の意見を踏まえて行うこととなるため、今後、区で三者合同の検討会・協議会なども提案させていただき、安全なまちづくりを総合的かつ効率的に進めてまいります。

4番 加賀一丁目2号の街路灯のLED化について

加賀五四自治会からのご質問（要旨）

加賀一丁目2号一帯の居住者から、夜道が暗いという声が上がっているため、街路灯電球のLED化を進めてほしい。

区長回答

現在、区では、街灯のLED化を進めており、加賀二丁目2号周辺の公道の街灯は、LED化が完了しております。

ご指摘の場所については、居住者の立会いのもと、位置の確認、照度の調査を行い、周辺より照度の低い街灯があったため、対象の街灯を明るい機種に変更いたしました。

今後も、歩行者の安全な通行を確保するため、適切に街灯の更新及び維持管理を行ってまいります。

5番 タブレット有効活用使用について

一般公募からのご質問①（要旨）

区立学校生徒に配布されているタブレットを使用。使用時間外や学習内容の理解度を考え、参考書内蔵使用、質問や先生の答えをお互いの空き時間利用。デザインや個々の研究物の展示会開催。これらを通し技術の基礎を身に付け、IT 技術の強化を提案する。

区長回答

9月にネットワーク環境が整い、本格的な運用が始まっており、各学校において端末の活用を進めております。

参考書等については、現在、文部科学省においてデジタル教科書の今後の活用方法について検討しております。区としては国の方向性を踏まえ、学習における教科書等の活用を今後検討してまいります。

また、配付しているタブレットを使用し、教員が宿題として課題を配信し、児童の回答に対してコメントをすることができます。

さらにタブレット内の機能を使うことで、各学校や教員の研究成果や実践を共有することも可能です。

いただいた御意見を踏まえ、本区における児童・生徒及び教員のICT活用能力の向上を図ってまいります。

一般公募からのご質問②（要旨）

タブレット活用でいじめがあり、亡くなってしまった事例を踏まえ、子ども同士の通信は、教師管理時間に限る等、規制をもうける等の対応をすべきであるとする。

区長回答

児童・生徒がタブレットの適正な活用ができるようにし、いじめ等を行わないように対策していくことは大変重要なことであると認識しております。

区では、タブレットの使用によるトラブルを防ぐため、児童・生徒同士によるメール、ビデオ会議、チャット、掲示板、SNS等は使用できないように機能制限を行っております。

また、児童・生徒と保護者に対し使用時のルールを配付し、学習以外にタブレットを使用しないことや、家での使用時間が長時間にならないようにすることについて周知を図っております。

通信時間の規制も含め、教員がいじめを見逃さない、組織で対応する、子どもたち自身がいじめについて考え行動できるようにする等、タブレットの適正な活用といじめの未然防止、早期発見、早期対応の両輪で対応してまいります。



1

防災ガイド・ハザードマップ 2021

 地震への備え	<ul style="list-style-type: none"> 地震発生！正しい対応は？…………… 01-01 地震発生！正しい対応は？…………… 01-02 地震発生！正しい対応は？…………… 01-03 地震発生！正しい対応は？…………… 01-04
 水害への備え	<ul style="list-style-type: none"> 水害の発生を知らせる仕組み…………… 02-01 水害発生！正しい対応は？…………… 02-02 水害発生！正しい対応は？…………… 02-03 水害発生！正しい対応は？…………… 02-04
 情報収集のしかた	<ul style="list-style-type: none"> テレビで情報収集…………… 03-01 携帯電話で情報収集…………… 03-02 インターネットで情報収集…………… 03-03 情報収集のしかた…………… 03-04
 災害時に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> 災害時の持ち出し品…………… 04-01 災害時の持ち出し品…………… 04-02 災害時の持ち出し品…………… 04-03
 避難所での注意点	<ul style="list-style-type: none"> 避難所でのマナー…………… 05-01 避難所でのマナー…………… 05-02 避難所でのマナー…………… 05-03
 防災マップ	<ul style="list-style-type: none"> 防災マップの種類…………… 06-01-01
 水害ハザードマップ	<ul style="list-style-type: none"> 水害ハザードマップの読み方…………… 07-01-01 水害ハザードマップの読み方…………… 07-01-02 水害ハザードマップ…………… 07-01-03 水害ハザードマップ…………… 07-01-04
 土砂災害ハザードマップ	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害ハザードマップの読み方…………… 08-01 土砂災害ハザードマップ…………… 08-02

01-1

2

今、あなたにできること!

地震がいつ発生するかわかりません。災害発生時に「命を守るための行動指針」をしっかりと覚えておくことが大切です。

家具の転倒・落下防止対策の徹底

地震の揺れで家具が倒れたり、落下したりすると、けがや命の危険があります。

- 家具の転倒・落下防止対策を徹底する
- 家具の転倒・落下防止対策を徹底する
- 家具の転倒・落下防止対策を徹底する
- 家具の転倒・落下防止対策を徹底する
- 家具の転倒・落下防止対策を徹底する
- 家具の転倒・落下防止対策を徹底する

防災グッズの準備

地震発生時に、避難場所まで避難するための準備をしましょう。

- 防災グッズの準備を徹底する
- 防災グッズの準備を徹底する
- 防災グッズの準備を徹底する
- 防災グッズの準備を徹底する
- 防災グッズの準備を徹底する
- 防災グッズの準備を徹底する

地震への備え

地震発生時に「命を守るための行動指針」をしっかりと覚えておくことが大切です。

地震発生時

揺れが強い時は、机の下やテーブルの下に隠れる。

揺れが弱くても、机の下やテーブルの下に隠れる。

揺れが弱くても、机の下やテーブルの下に隠れる。

揺れが弱くても、机の下やテーブルの下に隠れる。

揺れが弱くても、机の下やテーブルの下に隠れる。

揺れが弱くても、机の下やテーブルの下に隠れる。

地震発生(まずは何をする?)

地震発生時の正しい行動指針を覚えておきましょう。

国土交通省「防災の備え」

今、あなたにできること!

地震発生時に「命を守るための行動指針」をしっかりと覚えておくことが大切です。

家具の転倒・落下防止対策の徹底

地震の揺れで家具が倒れたり、落下したりすると、けがや命の危険があります。

- 家具の転倒・落下防止対策を徹底する
- 家具の転倒・落下防止対策を徹底する
- 家具の転倒・落下防止対策を徹底する
- 家具の転倒・落下防止対策を徹底する
- 家具の転倒・落下防止対策を徹底する
- 家具の転倒・落下防止対策を徹底する

防災グッズの準備

地震発生時に、避難場所まで避難するための準備をしましょう。

- 防災グッズの準備を徹底する
- 防災グッズの準備を徹底する
- 防災グッズの準備を徹底する
- 防災グッズの準備を徹底する
- 防災グッズの準備を徹底する
- 防災グッズの準備を徹底する

水害への備え

地震発生時に「命を守るための行動指針」をしっかりと覚えておくことが大切です。

大雨発生時

大雨発生時は、避難場所まで避難する。

大雨発生時

大雨発生時は、避難場所まで避難する。

大雨発生時

大雨発生時は、避難場所まで避難する。

大雨発生時

大雨発生時は、避難場所まで避難する。

大雨発生時

大雨発生時は、避難場所まで避難する。

大雨発生時

大雨発生時は、避難場所まで避難する。

水害の種類を覚えておこう!

大雨による水害

大雨発生時は、避難場所まで避難する。

- 大雨発生時は、避難場所まで避難する。
- 大雨発生時は、避難場所まで避難する。
- 大雨発生時は、避難場所まで避難する。
- 大雨発生時は、避難場所まで避難する。
- 大雨発生時は、避難場所まで避難する。
- 大雨発生時は、避難場所まで避難する。

高水による水害

高水発生時は、避難場所まで避難する。

- 高水発生時は、避難場所まで避難する。
- 高水発生時は、避難場所まで避難する。
- 高水発生時は、避難場所まで避難する。
- 高水発生時は、避難場所まで避難する。
- 高水発生時は、避難場所まで避難する。
- 高水発生時は、避難場所まで避難する。

レベル5ではもう遊いにくい遊戯?

遊戯レベルと遊戯力

遊戯力5は、高レベルのプレイヤーが参加する遊戯力5以上の遊戯に参加することができ、遊戯力5以上のプレイヤーと遊戯することができます。遊戯力5以上のプレイヤーと遊戯することで、遊戯力5以上のプレイヤーと遊戯することができます。

レベル	遊戯力	参加可能な遊戯	参加可能なプレイヤー
5	遊戯力5	遊戯力5以上の遊戯	遊戯力5以上のプレイヤー
4	遊戯力4	遊戯力4以上の遊戯	遊戯力4以上のプレイヤー
3	遊戯力3	遊戯力3以上の遊戯	遊戯力3以上のプレイヤー
2	遊戯力2	遊戯力2以上の遊戯	遊戯力2以上のプレイヤー
1	遊戯力1	遊戯力1以上の遊戯	遊戯力1以上のプレイヤー

最近の遊戯力5では、遊戯力5以上のプレイヤーと遊戯することができます。遊戯力5以上のプレイヤーと遊戯することで、遊戯力5以上のプレイヤーと遊戯することができます。

遊戯する際の注意点は、遊戯力5以上のプレイヤーと遊戯することです。遊戯力5以上のプレイヤーと遊戯することで、遊戯力5以上のプレイヤーと遊戯することができます。

台所周辺! 遊戯するべき場所は?

遊戯力5以上のプレイヤーは、遊戯力5以上のプレイヤーと遊戯することができます。遊戯力5以上のプレイヤーと遊戯することで、遊戯力5以上のプレイヤーと遊戯することができます。

1. 台所周辺

遊戯力5以上のプレイヤーは、遊戯力5以上のプレイヤーと遊戯することができます。遊戯力5以上のプレイヤーと遊戯することで、遊戯力5以上のプレイヤーと遊戯することができます。

2. 遊戯力5以上のプレイヤー

遊戯力5以上のプレイヤーは、遊戯力5以上のプレイヤーと遊戯することができます。遊戯力5以上のプレイヤーと遊戯することで、遊戯力5以上のプレイヤーと遊戯することができます。

3. 遊戯力5以上のプレイヤー

遊戯力5以上のプレイヤーは、遊戯力5以上のプレイヤーと遊戯することができます。遊戯力5以上のプレイヤーと遊戯することで、遊戯力5以上のプレイヤーと遊戯することができます。

遊戯する際の注意点は、遊戯力5以上のプレイヤーと遊戯することです。遊戯力5以上のプレイヤーと遊戯することで、遊戯力5以上のプレイヤーと遊戯することができます。

ゲームページを閲覧!

遊戯力5以上のプレイヤーは、遊戯力5以上のプレイヤーと遊戯することができます。遊戯力5以上のプレイヤーと遊戯することで、遊戯力5以上のプレイヤーと遊戯することができます。

遊戯力5以上のプレイヤーは、遊戯力5以上のプレイヤーと遊戯することができます。遊戯力5以上のプレイヤーと遊戯することで、遊戯力5以上のプレイヤーと遊戯することができます。

遊戯力5以上のプレイヤーは、遊戯力5以上のプレイヤーと遊戯することができます。遊戯力5以上のプレイヤーと遊戯することで、遊戯力5以上のプレイヤーと遊戯することができます。

情報収集のしかた

遊戯力5以上のプレイヤーは、遊戯力5以上のプレイヤーと遊戯することができます。遊戯力5以上のプレイヤーと遊戯することで、遊戯力5以上のプレイヤーと遊戯することができます。

遊戯力5以上のプレイヤーは、遊戯力5以上のプレイヤーと遊戯することができます。遊戯力5以上のプレイヤーと遊戯することで、遊戯力5以上のプレイヤーと遊戯することができます。

遊戯力5以上のプレイヤーは、遊戯力5以上のプレイヤーと遊戯することができます。遊戯力5以上のプレイヤーと遊戯することで、遊戯力5以上のプレイヤーと遊戯することができます。

災害時に必要なもの一覧

以下の品を準備し、避難所や避難先での生活に活用しましょう。防災グッズは、避難所や避難先で活用できる品を優先して準備してください。

1 生活必需品を準備しておくもの

<input type="checkbox"/> 食料	<input type="checkbox"/> 飲料	<input type="checkbox"/> 寝具	<input type="checkbox"/> 衣類	<input type="checkbox"/> 洗面用品	<input type="checkbox"/> 衛生用品
<input type="checkbox"/> 調理器具	<input type="checkbox"/> 食器	<input type="checkbox"/> 寝具	<input type="checkbox"/> 衣類	<input type="checkbox"/> 洗面用品	<input type="checkbox"/> 衛生用品
<input type="checkbox"/> 洗面用品	<input type="checkbox"/> 衛生用品	<input type="checkbox"/> 洗面用品	<input type="checkbox"/> 衛生用品	<input type="checkbox"/> 洗面用品	<input type="checkbox"/> 衛生用品
<input type="checkbox"/> 洗面用品	<input type="checkbox"/> 衛生用品	<input type="checkbox"/> 洗面用品	<input type="checkbox"/> 衛生用品	<input type="checkbox"/> 洗面用品	<input type="checkbox"/> 衛生用品
<input type="checkbox"/> 洗面用品	<input type="checkbox"/> 衛生用品	<input type="checkbox"/> 洗面用品	<input type="checkbox"/> 衛生用品	<input type="checkbox"/> 洗面用品	<input type="checkbox"/> 衛生用品
<input type="checkbox"/> 洗面用品	<input type="checkbox"/> 衛生用品	<input type="checkbox"/> 洗面用品	<input type="checkbox"/> 衛生用品	<input type="checkbox"/> 洗面用品	<input type="checkbox"/> 衛生用品

2 避難所内・避難先で活用して欲しいもの

<input type="checkbox"/> 現金	<input type="checkbox"/> 貴重品	<input type="checkbox"/> 薬	<input type="checkbox"/> 眼鏡	<input type="checkbox"/> 聴覚補助具
<input type="checkbox"/> 現金	<input type="checkbox"/> 貴重品	<input type="checkbox"/> 薬	<input type="checkbox"/> 眼鏡	<input type="checkbox"/> 聴覚補助具

3 避難所内・避難先に必要なもの

<input type="checkbox"/> 現金	<input type="checkbox"/> 貴重品	<input type="checkbox"/> 薬	<input type="checkbox"/> 眼鏡	<input type="checkbox"/> 聴覚補助具
<input type="checkbox"/> 現金	<input type="checkbox"/> 貴重品	<input type="checkbox"/> 薬	<input type="checkbox"/> 眼鏡	<input type="checkbox"/> 聴覚補助具

災害時に必要なもの

目標の数を少し多めに持っておいこう！

災害時に必要なものを準備する際は、避難所や避難先での生活に活用できる品を優先して準備してください。

1 避難所での生活必需品に備えよう！

1人	食料	飲料	寝具	衣類
2人	食料	飲料	寝具	衣類
3人	食料	飲料	寝具	衣類
4人	食料	飲料	寝具	衣類

2 少し多めに準備しよう！

1人	食料	飲料	寝具	衣類
2人	食料	飲料	寝具	衣類
3人	食料	飲料	寝具	衣類
4人	食料	飲料	寝具	衣類

3 避難所での生活必需品に備えよう！

1人	現金	貴重品	薬	眼鏡
2人	現金	貴重品	薬	眼鏡
3人	現金	貴重品	薬	眼鏡
4人	現金	貴重品	薬	眼鏡

4 少し多めに準備しよう！

1人	現金	貴重品	薬	眼鏡
2人	現金	貴重品	薬	眼鏡
3人	現金	貴重品	薬	眼鏡
4人	現金	貴重品	薬	眼鏡

【避難所での生活必需品に備えよう！】

避難所での生活必需品は、避難所や避難先での生活に活用できる品を優先して準備してください。

避難所での生活必需品

現金 貴重品 薬 眼鏡 聴覚補助具

避難所での生活必需品

現金 貴重品 薬 眼鏡 聴覚補助具

7

正栄ハブードマップ

Seiwa Hubudomaru Map

正栄ハブードマップ

Seiwa Hubudomaru Map

正栄ハブードマップ

正栄ハブードマップ

8

-86-

白子川地下調節池（白子川～石神井川）



白子川取水施設



石神井川取水施設

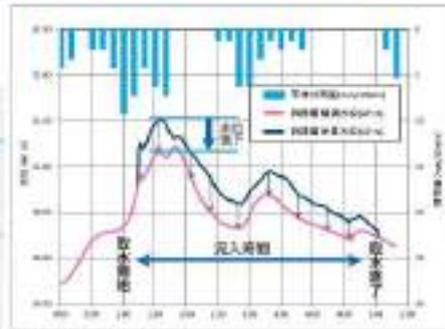


11

白子川地下調節池の石神井川への効果

石神井川の上流域で 30 mm/h を超える降雨を観測

石神井川雨量計・水位計 位置図



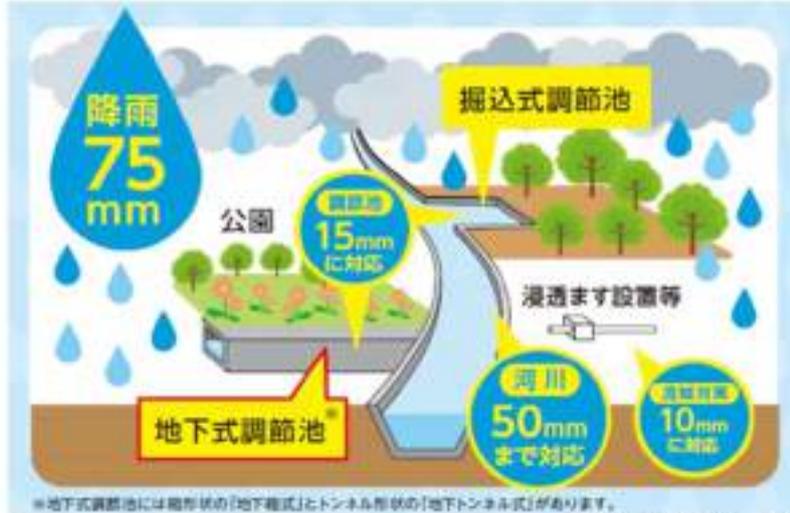
観測地点・流量計設置した地点
効果検証は、白子川地下調節池に効果があった場合の水位（計算値）

石神井川取水施設下流の区間で 30 cm 程度の水位低下効果を発揮！

東京都：白子川地下調節池工事パンフレットより

12

1時間当たり降水量50mm対応から75mm対応へ



※地下式調節池には箱形状の「地下箱式」とトンネル形状の「地下トンネル式」があります。

東京都・城北中央公園調節池工事パンフレットより

板橋消防団第一分団の活動紹介について

板橋消防団第一分団からの活動紹介

第1分団の活動について、お話しをさせていただきます。

本日、簡単にまとめた資料をお手元に配付させていただきました。「第2部板橋消防団第1分団の活動紹介（資料2）」という資料をご覧になりながらお聞きいただければと思います。

まず、資料の1番目にあります「消防団の歴史」ということで、簡単に記載してございます。板橋消防団は、昭和22年に13個分団で発足。その後、板橋から分離して志村消防団が発足。現在、第1分団は43名で構成されております。

次に、消防団は、災害発生時のほか、災害時に備えた訓練などを通じて、地域に密着した多岐にわたる活動を行っていますが、本日はその一端をご紹介します。

では、資料の項目2番にあります「地域での主な活動」についてご説明します。

(1) 災害出場

災害には、火災・水災の他にも、さまざまありますが、現場に出場して現場指揮本部を開設して、救援活動や情報収集も同時に行います。

直近では、2年前の令和元年10月の台風19号への対応があります。大雨特別警報が出され、区では、板橋第四小学校の避難所開設や、地域センターの職員が一晩中徹夜待機して、情報収集や緊急対応されました。消防団も、まだ雨が弱い時間帯から参集して、警戒態勢を敷きましたが、結果的には、大規模な被害は出ずに済みました。

(2) 警戒出場

消防団特別警戒として、桜まつり・区民まつり・歳末や初詣、節分の時なども警戒活動を行います。

また、東京オリンピックパラリンピックの会場の警戒活動も1年以上をかけて準備してきましたが、無観客開催となり消防団は招集されませんでした。

(3) 地域防災活動

地域の安全のためにご尽力くださっている町会・自治会の皆様と連携して行う活動は、特に重要と考えています。資料には、コロナのない平常時であれば実施している活動内容のうちいくつかを記載しています。

① 3月の板橋区総合防災訓練においては、訓練計画の段階から地域センターと町会・自治会との防災会議に出席して、訓練内容についての協議に参加させていただき、訓練当日には現場で活動させていただいております。

② 町会・自治会の防災訓練では、スタンドパイプ、AEDなどの救命応急手当、消火器の操作、土のうの積み方、ロープの結索、町会の消防ポンプ訓練指導などを行っています。

③ 区民消火隊ポンプ操法大会への出場に向けた訓練指導も行っています。

④ 各小学校・中学校ごとに開催している学校防災連絡会議には、構成員として出席しています。

⑤ 節分の日には、板橋三丁目の観明寺において警戒活動のほか、大晦日から元旦の朝まで、氷川町にある氷川神社の初詣を、第3分団と合同で警戒にあっております。

⑥ 例年8月に金沢小学校で、おやじの会主催で行われているデイキャンプでは、キャンプファイヤーと花火を実施するため、ポンプを待機させて飛び火警戒などの消火体制で出動しています。

次に資料2の裏面をご覧ください。

次に、3番の「訓練活動」についてご説明します。訓練については、資料にも記載しましたが、コロナ禍においては、災害出場を除き、訓練の自粛をしてきましたが、状況が続けば、消防団の消防力低下の懸念もあることから、今年8月と10月に、消防署との「水災図上訓練」と「震災図上訓練」を実施しました。さまざまな災害想定が次々と入り、消防団本部から各分団に活動命令が出され、どのような活動を展開し救助するかを的確に判断し、活動を無線で報告する交信訓練を、無線機35台を駆使して、団員との接触を少なくしたコロナ禍ならではの訓練を実施しています。

次に、4番の「その他の活動」では、年間を通した団員募集活動のほか、救援活動を行う際に必要となる、手話や英会話などの各種資格の取得や、団員個人が職業上の能力を災害活動に活かす「特殊技能団員」として板橋では第1分団が最も多く登録者がいます。

次に、資料の項目5番に記載しました「板橋地区管内の立地状況の特徴」について、第1分団管内には他の分団にはあまり見られない立地環境にあるため、活動範囲が多岐にわたります。そのため、第1分団は多

数の消防団員が必要不可欠です。

① 鉄道の駅が多い

第1分団管内には、板橋駅、下板橋駅、板橋区役所前駅、新板橋駅の4つの駅があり、災害時には多数の人の流れにより活動が増加します。

② 学校と病院が多い

小学校・中学校の他にも、北園高校、東京家政大学、帝京大学病院などもあり、災害時には児童の被災の可能性がります。また、区外からの通学者による日中の人口増加も見込まれます。病院への救急車の往来や、東板橋公園及び大学病院への救急搬送ヘリコプター着陸などがあると、消防団には2種類の活動（道路啓開及び道路警戒）が発生します。

「道路啓開」とは普段あまり見られない文字ですが、緊急通行車両等の通行のため、1車線でも通れるよう早急に最低限の瓦礫を処理し救援ルートを確保する事を言います。

③ 大型マンションが多い

特に、加賀地区には大型マンション数が多く、世帯数を多く抱える管内のため、多数の消防団員確保と災害時にエレベーターが停止した場合には、訓練を受けた特殊な災害活動を行います。

④ 隣接する消防団が多い

第1分団は、第2・3・4分団の区域と隣接していますので、隣接分団との相互協力での活動が増加します。

⑤ 隣接する北区・豊島区の消防署と消防団が多い

王子・滝野川・池袋消防署管内に各消防団も存在しますので、隣接する区とも、相互協力での活動が増加します。

⑥ 土のうステーションの設置数が多い

第1分団の区域には5カ所あり、最も土のうステーションが配備されている分団であることから、水災への活動が高まる傾向にあります。

配付した資料の説明は以上でございますが、この場をお借りして、ご報告があります。

各消防団には「小型の消防車両」が配備されています。第1分団は、車庫用地が確保出来ずに、長年、消防車両を保有できませんでした。この度、板橋区と東京消防庁の計画により、車庫用地が整備されることが決まりました。消防車が常駐する分団本部が完成しましたら、改めてご案内をさせていただきたいと思っ

ております。

長く続くコロナ禍においては、住民の方々からも「消火器の使い方を忘れた」「AED操作を忘れた」「地震の時はどうする」「マンションの消防設備の使い方が不安」などの声が聴かれます。

今後、第1分団は、コロナ禍における訓練のあり方を、板橋区や消防署、地域の皆様と一緒に考えながら進めていきたいと思ひます。

最後になりますが、町会の皆様には、日頃より消防団へのご理解、応援を頂いておりますけれども、ぜひ、区役所側からも、管内に居住する区職員の消防団への入団や、新しい団員の入団勧誘などのご支援・ご協力をお願い申し上げまして、私の話を終わります。

ご静聴いただき、ありがとうございました。

危機管理部長から

板橋消防団第一分団の皆様には、コロナ禍にもかかわらず、日頃より区民の安心・安全の実現にご尽力いただき、災害の最前線で昼夜を問わずご活躍いただいていることに、深く敬意を表します。

大型マンションの増加や、多数の学校が点在することにより、人流が活発である地域特性を抱える中、町会、自治会、学校等と連携した地域防災力向上のための様々な取組を実施し、効果を上げていると認識しております。

これらの積極的な取組を通じ、地域住民との融和が順調に進んでいるものと推察しており、分団長をはじめとする板橋消防団第一分団の皆様のご尽力の賜物であるとともに、区としても大変心強く、感謝申し上げます。

消火訓練や応急手当訓練、ポンプ操法訓練等の各種訓練の実績は目覚ましく、平成30年度の消防団操法大会では準優勝の成績を収めており、まさに普段からの訓練で培った実力を発揮した成果であります。

先月7日には、東京都内で震度5強を観測する地震が発生しましたが、幸いにも、板橋区内では、大きな被害はなかったものの、いざ災害が発生した際に、地域住民の生命・身体・財産を守るためには、板橋消防団第一分団の皆様のご協力が不可欠であります。

今後も、分団長を中心に団結力を高めていただき、地域の防災リーダーとして、より一層のご活躍を期待しております。

コロナ禍における防災活動について

大山東町会からのご質問（要旨）

長く続くコロナ禍においては、対面で住民が集まって防災に関する研修を受けたり、訓練に参加したりすることが難しい状況にある。

区ではコロナ禍で区民に対してどのような形で防災訓練や防災に関する啓発・教育を行っているのか。

また、コロナ禍で実施できていないのであれば、今後どのような形で実施する予定なのかお聞かせいただきたい。

危機管理部長回答

現在、コロナ禍において、総合防災訓練をはじめ様々な訓練や事業が中止もしくは縮小して実施している状況であります。

そうした状況の中、危機管理部では、コロナ禍でも実施できるよう、様々な事業を「板橋防災プラスプロジェクト」として、昨年度から取り組んでおります。

一例を挙げれば、ご自宅に居ながら防災資器材の取扱方法を動画で確認できる「板橋防災プラスチャンネル」の配信、地震発生直後の初動体制を確認していただくための「いたばしシェイクアウト訓練など、外出自粛が要請されている時でも、誰でも気軽に参加できるようになっております（資料3スライド2番）。

また、普段から災害に備えた備蓄を推進する「おうちで備えるキャンペーン」や、災害時の情報収集方法の拡充のための「防災スマホ教室」などにより、平時からの防災に対する意識の向上に努めております（資料3スライド4番）。

さらに、来年3月に実施予定の総合防災訓練では、参加人数や時間を工夫し、人との接触を最小限に抑えるなどの感染症対策に万全を期し、より実践的な避難所開設訓練を実施したいと考えております。

内容の詳細については、今後、各地域で協議していただくことになるが、今後も感染症等のまん延期間でも実施できる防災訓練等のあり方について、検討を進めてまいります。

区長総括

板橋地域の皆様におかれましては、日頃より板橋区政へのご理解、ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

ご存じのとおり、板橋地域は、かつて加賀藩下屋敷を有し、江戸時代から中山道の第一の宿場町として栄え、板橋の歴史と文化を凝縮したような地域です。

また、地域内には石神井川が流れ、桜のシーズンには、旧中山道の板橋付近の眺望をはじめ、河川沿道の桜は見どころが多く、区民の皆様にも大変人気のスポットになっていますが、地域の歴史をたどれば、その石神井川の氾濫による浸水被害や、古くからの町並みが、火災の延焼被害を拡大させることもありました。

そうした災害の発生時、復興期には、地域の方々の消火活動、救助活動、復興活動が、被害を最小限に留め、早期の復興に繋がったことは間違いありません。

先ほど事例発表いただきました、板橋消防団第1分団の皆様をはじめ、住民防災組織、区民消火隊、町会、自治会、板橋地域のすべての皆様が、平常時から地域の防災について、関心を持ち、様々な防災活動に取り組んでいただいていること、本当に心強く思います。

区といたしましても、いざ災害が起きた場合に、迅速かつ的確な判断と対応ができるよう日々あらゆる災害を想定し、必要な備えを整えるとともに、避難所の備蓄についても、今般課題となっている、新型コロナウイルス感染症などの感染症蔓延期の避難所運営を踏まえ、防護服など新たな資機材の備蓄などについて、準備を進めております。

また、災害発生時の早期復旧が求められる、ライフラインの確保につきましても、ご心配をおかけしている給水場所の確保については、板橋第四小学校など、未設置の指定避難所への早急な「応急給水栓」の設置を水道局に強く要望していくなど、関係事業所、企業等と協議連携を密にし、早期復旧のための対策を図ってまいります。

防災への取組は、公助だけでも自助だけでも成り立ちません。いざという時に、すべての地域の方が、落ち着いて、かつ迅速に避難行動、防災活動に当たることができる、安心・安全なまちを実現するため、区としましても平常時から防災意識の向上と、万全な備えをしていきたいと考えておりますので、今後とも、区の防災行政にご理解とご協力をお願いします。

令和 3 年 11 月 17 日 (水)
於：板橋地域センター

板橋地区 区民と区長との懇談会

第2部「板橋消防団第1分団の活動紹介」

発表者 板橋消防団第1分団

1 消防団の歴史

昭和 2 2 年 「板橋消防団」発足 (13 個分団・880 名)
昭和 3 3 年 板橋消防団から分離し、志村消防団発足
「板橋消防団」6 個分団・350 名
昭和 5 1 年 「板橋消防団」8 個分団に増設 (現在に至る)
令和 3 年 9 月 30 日現在
「板橋消防団」定員 350 名 実員 256 名 (充足率 73%)
「第 1 分団」の分団員は 43 名 (令和 3 年 9 月末現在)
内訳：会社員等勤労者 35 名・大学生 8 名で構成

2 地域での主な活動

(1) 災害出動

火災・水災・台風・救助活動・積雪時の対応、特殊な活動として自衛隊不発弾処理の現場警備活動がある

(2) 警戒出動

地区桜まつり・区民まつり・歳末・初詣・節分時等の警戒態勢

(3) 地域防災活動 (町会・自治会、学校等との連携)

- ① 区総合防災訓練における実施支援、訓練指導 (毎年 3 月)
- ② 町会・自治会単位の防災訓練における指導
- ③ 町会の消火隊への区民消火隊操法大会出場に向けた訓練指導
- ④ 学校防災連絡会議の出席 (金沢小学校・板橋第四小学校・板橋第五中学校)
- ⑤ 観明寺での節分警戒、氷川神社での初詣警戒 (第 3 分団と合同)
- ⑥ 毎年 8 月実施の金沢小学校デイキャンプにおけるキャンプファイヤー・花火の飛び火警戒

※コロナ禍においては、ほとんどの活動を実施できておりません

3 訓練活動

- ・ 消火訓練、応急手当訓練、ロープ結索訓練、
- ・ 石神井川自然水利から水をくみ上げてのポンプ送水訓練
- ・ 荒川河川敷での水防工法
- ・ 建物破壊救出訓練、緊急車両走行訓練
- ・ 水災震災図上訓練 (令和 3 年 8 月・10 月)

4 その他の活動

- ・ 団員募集
- ・ 手話・英会話・応急手当資格・ポンプ整備資格・無線免許等の取得

救援活動を行う際に必要となる、手話や英会話などの各種資格の取得や、団員個人が持つ職業上の能力（看護師・薬剤師・保育士・海難救助ダイバー・柔道整復師・介護ヘルパー・防災士・調理師・建築士・大型トラック・大型バス・マイクロバス運転・けん引・タクシードライバー（地理に詳しい）・柔道剣道空手有段者（避難所地域での犯罪から身を守る）・無人航空機ドローン操縦士（上空からの情報収集）・船舶操縦・玉掛け・重機操作・電気工事士・危険物・陸海空無線技士・応急手当指導員・放射線取扱など）を災害活動に活用する「特殊技能団員」が最も多いのも第1分団の特長。

- ・ 消防総監が消防団の消防力を確認する合同点検（東京卸売市場板橋市場）
- ・ 国民保護法活動（武力攻撃・弾道ミサイル攻撃・サリン等化学物質攻撃）

5 板橋地区管内の立地状況の特徴

① 鉄道の駅が多い

（板橋駅・下板橋駅・新板橋駅・板橋区役所前駅）

② 学校と病院が多い

（板橋第二・四・金沢小学校、板橋第五・加賀中学校、北園高校、帝京高校・大学、東京家政大学、資生堂学園、帝京大学病院、愛誠病院、荘病院）

③ 大型マンションが多い（加賀地区に大型マンション多数）

④ 隣接消防団が多い

（第2分団・第3分団・第4分団）

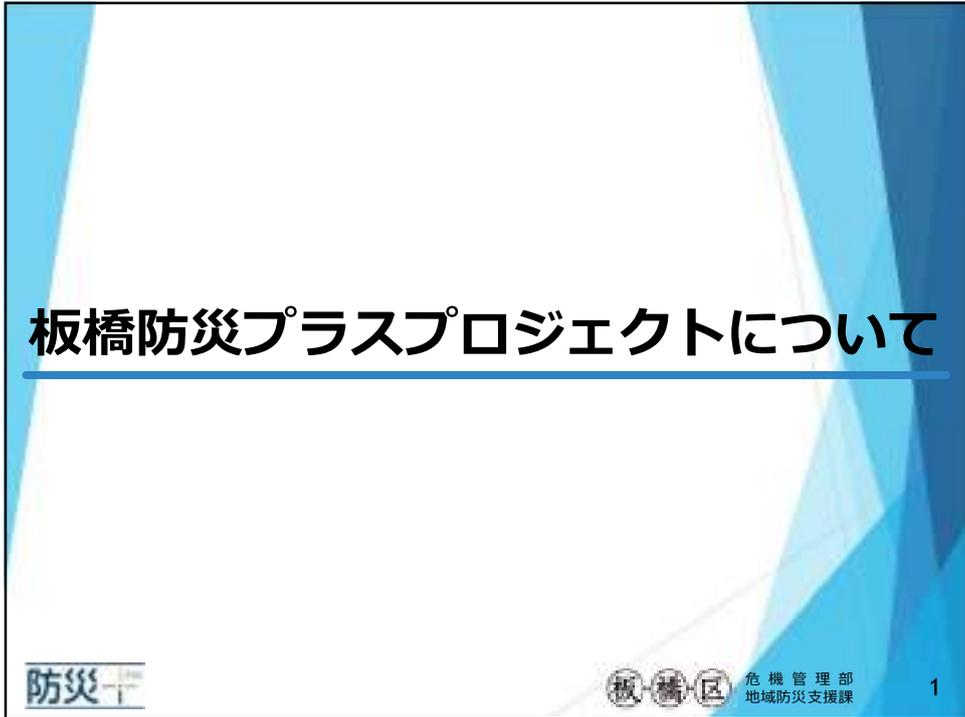
④ 隣接する区に消防署と消防団が多い（消防署3署・消防団3個）

（消防署：王子・滝野川・池袋 / 消防団：王子・滝野川・池袋）

⑥ 土のうステーションの設置数が区内で1番多い

（南部土木サービスセンター管内33ヶ所中、第1分団管内は5ヶ所）

以 上



板橋防災プラスプロジェクトについて 防災

板橋防災プラスチャンネル



マンホールトイレ組み立ててみた
(6月8日公開開始)
□ 再生数382回



鼻血の止め方
(5月7日公開開始)
□ 再生数3,797回



非常袋
(7月7日公開開始)
□ 再生数829回



りんりんちゃん、スタンドパイプ使ってみた
(2月28日公開開始)
□ 再生数370回



りんりんちゃん、D級ポンプ使ってみた
(2月22日公開開始)
□ 再生数797回



3

板橋防災プラスプロジェクトについて 防災

おうちで備えるキャンペーン

- ◆ 在宅避難のための対策の普及啓発
 - ・防災用品、食品等の備蓄への意識啓発
 - ・ローリングストックの普及
- ◆ 地震時に身を守るための家具の転倒等防止対策の普及啓発

【実施状況】

- 会場
- 8/24~9/12
イオンスタイル板橋
- 8/30~9/5
イオンスタイル板橋前野町
- 8/28,29
セブントウン小豆沢



イオンスタイル板橋

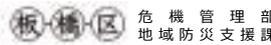


イオンスタイル前野町





広報ポスター



4

新型コロナワクチン接種情報(11月12日現在)

1 ワクチンの供給状況

1・2回目接種用の国からのワクチンの供給は、現在休止しています。

区では新たに接種可能年齢(12歳)に達する方や、1回目・2回目が未接種の方を対象に、集団接種会場並び一部の協力医療機関で予約を受け付けています。

接種を希望される方は、お早めに予約をお取りいただき、接種を受けてください。

2 3回目接種について

国より3回目の接種の概要が示されました。

①接種の時期

2回目接種完了から8か月後以降

(区内では6月中旬に接種を完了した方(主に高齢者)が、2月中旬より接種を開始する予定)

②使用ワクチン

原則として1・2回目と同じワクチンを接種します。

③接種対象の範囲

3回目接種を希望するすべての方

④接種会場

区が設置する集団接種会場及び各協力医療機関

⑤接種券の発送

1月中旬以降、2回目接種日ごとに順次発送していきます。

3 新型コロナワクチン接種証明書(ワクチンパスポート)の申請を受け付けています

海外渡航予定のある方を対象に、接種証明書の申請を受け付けています。

①申請・発行方法

原則郵送でご申請いただき、書面で発行いたします。

②必要書類

申請書、旅券(パスポート)、接種券もしくは接種済証か接種記録書、本人確認書類の写し、返信用封筒等。

※詳細は区公式ホームページをご覧ください。

※申請が集中した場合は、証明書の発行が遅れる場合があります。

4 板橋区接種状況

		接種数	高齢者人口 (13.3万人) 比	総人口 (57万人) 比
板橋区	1回目接種率	429,645回	90.98%	82.50%
	2回目接種率	419,119回	90.55%	80.50%
国	1回目接種率		91.71%	72.49%
	2回目接種率		91.00%	69.56%
東京都	1回目接種率		89.66%	72.18%
	2回目接種率		88.86%	69.74%

板橋区のデータ：11月12日午前9時時点

国・都のデータ：11月10日午後11時時点

5 周知方法

最新の情報は、区公式ホームページをご覧ください。



お問合せ 健康生きがい部（保健所）予防接種担当課 ☎6905-7837

本日は、限られた時間ではございましたが、貴重なご意見等をいただきまして、誠にありがとうございました。本日の懇談会では、地域防災など、地域の安心・安全に関するテーマが多く、地域の皆様の関心の高さを感じる機会となりました。皆様からいただいたご意見・ご要望につきましては、できることは速やかに実行に移し、検討・調整を要するものについても、十分に検討し、よりよい区政の実現に向けて取り組んでまいりますので、今後とも、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

現在、新型コロナウイルス感染症の感染者数は落ち着きを見せており、様々な制限が徐々に緩和され、少しずつ日常を取り戻しつつあります。板橋区でもワクチンの予防効果を高めるため、3回目接種の準備を進めています。いわゆる第6波への懸念もありますが、今後も刻々と変化する状況を的確に捉え、迅速・柔軟な対応を図り、区民の皆様に、安心・安全をお届けできるよう全力を尽くしてまいります。

結びにあたり、板橋地区の益々のご発展と、本日お集まりいただきました皆様の益々のご健勝、ご活躍をお祈りいたしまして、お礼のご挨拶に代えさせていただきます。本日は、誠にありがとうございました。

板橋地区エリアマップ

子ども動物園



東板橋公園内にある板橋子ども動物園は、草屋根や壁面緑化による環境負荷軽減への取り組みや、キッズルームやおむつ交換スペースなどの施設機能を充実させ、装いに新たに昨年オープンしました。

皆様に楽しんでいただけたらというポニー引馬やヤギの草屋根のぼりなどのプログラムを日常的に実施しています。

加賀中学校



史跡公園

板橋区加賀一丁目に所在する「史跡陸軍板橋火薬製造所跡」を整備し、当時の遺構や建造物を含めて公開を行う歴史公園です。「板橋の歴史・文化・産業を体感し、多様な人々が憩い、語らう史跡公園」を基本コンセプトとして、グラウンドオープンに向けて、整備を進めています。

加賀スポーツセンター



植村冒険館との複合化に向け大規模改修を行っていた東板橋体育館が、緑に囲まれたスポーツと冒険が融合する施設、「植村記念加賀スポーツセンター」として12月にグラウンドオープンします。オープニングセレモニーや講演会を予定しています。

板橋第一小学校

区役所

地域センター

警察署

消防署

板橋第二小学校

山手通り

板橋第一中学校

史跡公園

加賀スポーツセンター

区役所

地域センター

警察署

消防署

板橋第二小学校

山手通り

板橋第一中学校

史跡公園

加賀スポーツセンター

区役所

地域センター

警察署

消防署

板橋第二小学校

山手通り

板橋第一中学校

史跡公園

加賀スポーツセンター

区役所

地域センター

警察署

消防署

板橋第二小学校

山手通り

板橋第一中学校

史跡公園

加賀スポーツセンター

区役所

地域センター

警察署

消防署

板橋第二小学校

山手通り

板橋第一中学校

史跡公園

加賀スポーツセンター

区役所

地域センター

警察署

消防署

板橋第二小学校

山手通り

板橋第一中学校

史跡公園

加賀スポーツセンター

区役所

地域センター

警察署

消防署

板橋第二小学校

山手通り

板橋第一中学校

史跡公園

加賀スポーツセンター

区役所

地域センター

警察署

消防署

板橋第二小学校

山手通り

板橋第一中学校

史跡公園

加賀スポーツセンター

区役所

地域センター

警察署

消防署

板橋第二小学校

山手通り

板橋第一中学校

史跡公園

加賀スポーツセンター

区役所

地域センター

警察署

消防署

板橋第二小学校

山手通り

板橋第一中学校

史跡公園

加賀スポーツセンター

区役所

地域センター

警察署

消防署

板橋第二小学校

山手通り

板橋第一中学校

史跡公園

加賀スポーツセンター

区役所

地域センター

警察署

消防署

板橋第二小学校

山手通り

板橋第一中学校

史跡公園

加賀スポーツセンター

区役所

地域センター

警察署

消防署

板橋第二小学校

山手通り

板橋第一中学校

史跡公園

加賀スポーツセンター

区役所

地域センター

警察署

消防署

板橋第二小学校

山手通り

板橋第一中学校

史跡公園

加賀スポーツセンター

区役所

地域センター

警察署

消防署

板橋第二小学校

山手通り

板橋第一中学校

史跡公園

加賀スポーツセンター

区役所

地域センター

警察署

消防署

板橋第二小学校

山手通り

板橋第一中学校

史跡公園

加賀スポーツセンター

区役所

地域センター

警察署

消防署

板橋第二小学校

山手通り

板橋第一中学校

史跡公園

加賀スポーツセンター

区役所

地域センター

警察署

消防署

板橋第二小学校

山手通り

板橋第一中学校

史跡公園

加賀スポーツセンター

区役所

地域センター

警察署

消防署

板橋第二小学校

山手通り

板橋第一中学校

史跡公園

加賀スポーツセンター

区役所

地域センター

警察署

消防署

板橋第二小学校

山手通り

板橋第一中学校

史跡公園

加賀スポーツセンター

区役所

地域センター

警察署

消防署

板橋第二小学校

山手通り

板橋第一中学校

史跡公園

加賀スポーツセンター

区役所

地域センター

警察署

消防署

板橋第二小学校

山手通り

板橋第一中学校

史跡公園

加賀スポーツセンター

区役所

地域センター

警察署

消防署

板橋第二小学校

山手通り

板橋第一中学校

史跡公園

加賀スポーツセンター

区役所

地域センター

警察署

消防署

板橋第二小学校

山手通り

板橋第一中学校

史跡公園

加賀スポーツセンター

区役所

地域センター

警察署

消防署

板橋第二小学校

山手通り

板橋第一中学校

史跡公園

加賀スポーツセンター

区役所

地域センター

警察署

消防署

板橋第二小学校

山手通り

板橋第一中学校

史跡公園

加賀スポーツセンター

区役所

地域センター

警察署

消防署

板橋第二小学校

山手通り

板橋第一中学校

史跡公園

加賀スポーツセンター

区役所

地域センター

警察署

消防署

板橋第二小学校

山手通り

板橋第一中学校

史跡公園

加賀スポーツセンター

区役所

地域センター

警察署

消防署

板橋第二小学校

山手通り

板橋第一中学校

史跡公園

加賀スポーツセンター

区役所

地域センター

3 区政を区長と語る会

区政を区長と語る会は、テーマ別に、その分野で活躍されている方や、現場の状況をよくご存じの皆様と、区長のほか、テーマに関わる区職員が、区政や地域の課題について直接ひざを交えて話し合う場として開催しています。

しかしながら、令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止といたしました。

4 モニター制度

区政に関して区民の皆様の意向を継続的に聴取し、行政の円滑な運営にいかすとともに、区政への住民参加を推進するため、昭和60年度から「いたばし・タウンモニター」を設置しています。任期は2年で、令和3年4月から、公募を含む48名の方をお願いしています。

さらに、区政の課題に関して区民の皆様のご意見・ご要望などを迅速に把握し、効果的に区政に反映させるため、インターネットを利用した「いたばし・eモニター」を平成15年9月から導入しました。従来の「いたばし・タウンモニター」制度に加えて、昼間お勤めしている方や若い世代の声を今まで以上に区政に取り入れるために始めたものです。任期は2年で、令和3年4月に171名の方をお願いしました。

モニターの方々には、アンケートの回答、その他区政全般についての情報・要望・意見等を随時お寄せいただいています。

(1) モニターの属性【令和3年4月現在】

① いたばし・タウンモニターの属性（48名）

【年代別内訳】

20代	30代	40代	50代	60代	70代～	合計
1人	2人	6人	7人	13人	19人	48人

【職業別内訳】

自営業	会社員	主婦・主夫	学生	無職	その他
11人	5人	11人	0人	18人	3人

任期：令和3年4月1日から令和5年3月31日まで

② いたばし・eモニターの属性（171名）

【性別・年代別内訳】

20代	30代	40代	50代	60代	70代～	合計
17人	38人	51人	32人	26人	7人	171人

任期：令和3年4月1日から令和5年3月31日まで

(2) 活動状況

■いたばし・タウンモニターアンケート、いたばし・eモニターアンケート

区政についてテーマを定め、それについてどのように考え望まれているかを、アンケートを通して調査し、区政の参考としました。

なお、調査内容・結果については、その都度報告書を作成しています。報告書は、各所属への配付、区政資料室への配架及びホームページへの掲載をしているため、省略いたします。

◆いたばし・タウンモニター　いたばし・eモニター（第1回）

・アンケート項目　「いたばし総合ボランティアセンターについて」

・調査目的

いたばし総合ボランティアセンターやボランティアについて意見を把握し、いたばし総合ボランティアセンターの運営を通じ、板橋区のボランティア・市民活動を活性化させるための参考資料とすることを目的とする。

調査対象	いたばし・タウンモニター　　48人	いたばし・eモニター　　171人
調査方法	郵送法、インターネット	インターネット
調査期間	令和3年7月14日～令和3年7月28日	
回答結果	回答数　30通（回収率62.5%）	回答数　79通（回収率46.2%）

◆いたばし・タウンモニター　いたばし・eモニター（第2回）

・アンケート項目　「区内の公園・緑地・植物園について」

・調査目的

区内の公園や緑地、赤塚植物園に関する区民の方々の意識や利用実態、要望等を確認し、今後の事業展開に資することを目的とする。

調査対象	いたばし・タウンモニター　　48人	いたばし・eモニター　　170人
調査方法	郵送法、インターネット	インターネット
調査期間	令和3年9月16日～令和3年9月30日	
回答結果	回答数　33通（回収率68.8%）	回答数　46通（回収率27.1%）

◆いたばし・タウンモニター　いたばし・eモニター（第3回）

・アンケート項目　「板橋区都市づくりビジョン「都市づくりの取組」について」

・調査目的

都市づくりの取組に係る生活のしやすさ等について、意見をお伺いするもの。

調査対象	いたばし・タウンモニター　　48人	いたばし・eモニター　　170人
調査方法	郵送法、インターネット	インターネット
調査期間	令和3年12月10日～令和3年12月24日	
回答結果	回答数　29通（回収率60.4%）	回答数　51通（回収率30.0%）

◆いたばし・タウンモニター いたばし・eモニター（第4回）

・アンケート項目 「食品ロスについて」

・調査目的

食品ロスについて、区民の関心や取組状況等を把握し、より多くの方に食品ロス削減について意識し、実践していただくための啓発等の参考にするとともに、経年調査により、区民の意識変化を調査することを目的とする。

調査対象	いたばし・タウンモニター 48人	いたばし・eモニター 169人
調査方法	郵送法、インターネット	インターネット
調査期間	令和4年1月12日～令和4年1月26日	
回答結果	回答数 33通（回収率68.8%）	回答数 50通（回収率29.6%）

◆いたばし・タウンモニター いたばし・eモニター（第5回）

・アンケート項目 「情報発信について」

・調査目的

区政情報の入手方法や情報ニーズを把握するとともに、今後の効果的な情報発信の方法を検討することを目的とする。

調査対象	いたばし・タウンモニター 48人	いたばし・eモニター 169人
調査方法	郵送法、インターネット	インターネット
調査期間	令和4年2月1日～令和4年2月14日	
回答結果	回答数 36通（回収率75.0%）	回答数 54通（回収率32.0%）

5 庁舎見学等

庁舎見学は、一般区民及び小学3年生児童の社会科学習の一環として、区役所本庁舎内で実施しています。説明には、広聴広報課職員及び見学先の職員があたり、それぞれの職場で働いている職員の様子や防災センター・本会議場等を見学して区の組織や仕事について理解を深めてもらうようにしています。

平成12年度からは、中学1・2年生を対象とした職場体験学習が事業化され、区役所の業務等についての説明も実施しています。

【庁舎見学等実施状況】

年度	小学3年生		一 般		中学生職場体験		計	
	回数	参加者	回数	参加者	回数	参加者	回数	参加者
24	9	629人	0	0人	6	19人	15	648人
25	8	543人	0	0人	6	17人	14	560人
26	11	646人	2	40人	10	28人	23	714人
27	8	650人	14	219人	6	17人	28	886人
28	9	638人	1	16人	9	21人	19	675人
29	7	502人	1	31人	4	10人	12	543人
30	7	666人	2	36人	6	16人	15	718人
1	10	861人	0	0人	4	11人	14	872人
2	実績なし							
3	2	154人	実績なし		3	9人	5	163人

6 各課における広聴活動状況

(1) 広聴会・説明会等実施状況

区では、事業等の実施にあたっては、区から情報を提供するとともに区民の皆様からの意見・要望等を直接聞き、区民の皆様と区との相互理解を深める場を設けています。一般に、こうした方法は集団広聴活動といいますが、内容によって、広聴会・説明会・懇談会等の名称で開催されています。

部・課	名称(テーマ)	内容・目的	参加人員(延)	実施回数
危機管理部 地域防災支援課	板橋区住民防災組織育成連絡協議会	住民防災組織の活動方針についての協議及び決定 ※新型コロナウイルス感染症対策のため書面開催	板橋区町会連合会役員及び支部長、関係団体代表者 38名	1回
	板橋区住民防災組織活動方針連絡会	住民防災組織の活動方針についての説明及び意見交換	板橋区住民防災組織本部長 延207名	18回
	区民消火隊隊長会	区民消火隊の活動、区民消火隊ポンプ操法大会実施要領等についての説明及び意見交換 ※新型コロナウイルス感染症対策のため中止	—	—
区民文化部 文化・国際交流課	アトリエ・講義室利用者懇談会	利用団体から美術館への要望と団体間の懇親、美術館から利用団体への連絡 ※新型コロナウイルス感染症対策のため書面アンケートを実施	利用団体 8団体	—
	文化会館・グリーンホール利用者懇談会	施設利用者との意見交換 ※新型コロナウイルス感染症の影響により代替調査を実施	利用団体 9名(9団体)	—
産業経済部 くらしと観光課	公衆浴場関係施策に関する懇談会	東京都公衆浴場業生活衛生同業組合板橋支部との公衆浴場関係予算に関する要望及び意見交換 ※新型コロナウイルス感染症対策のため中止	東京都公衆浴場業生活衛生同業組合板橋支部関係者	—

部・課	名称(テーマ)	内容・目的	参加人員(延)	実施回数
健康生きがい部 長寿社会推進課	板橋区立いこいの家の廃止に関する利用者説明会	板橋区立いこいの家の廃止に関する説明、質疑応答 ※いこいの家 13 施設にて実施	いこいの家利用者 145 名	13 回
福祉部 障がいサービス課	区立福祉園の民営化の考え方に関する説明会	区立福祉園の民営化の考え方に関する説明、質疑応答 ※新型コロナウイルス感染症対策のため中止	-	-
子ども家庭部 保育サービス課	保育園・幼稚園入園相談会	認可保育施設だけでなく、幼稚園・認証保育所などの認可外保育施設の概要について、一元的に情報提供	子育て施設の利用を希望する方 266 名	2 回
子ども家庭部 児童相談所 開設準備課	板橋区子ども家庭総合支援センターの開設に向けた区民説明会	板橋区子ども家庭総合支援センターの建設工事完了報告及び業務内容の説明、令和4年4月より工事が開始する子ども家庭総合支援センター周辺道路拡幅工事の概要説明	区民 16 名	2 日
資源環境部 環境政策課	エコポリスセンター登録団体・ボランティア等の環境活動連絡会	エコポリスセンター登録団体及び環境ボランティアと区との環境教育事業や環境協働についての意見交換会 ※新型コロナウイルス感染症対策のため書面開催	エコポリスセンター登録団体代表者及び環境ボランティア資料提供者 104 名	5 回
都市整備部 都市計画課	用途地域等の一括変更の板橋区素案説明会	用途地域等の一括変更の板橋区素案に関する住民説明及び意見聴取	区民及び区外権利者 21 名	8 回
	舟渡四丁目南地区都市計画原案説明会	舟渡四丁目南地区都市計画原案に関する住民説明及び意見聴取	地区住民及び地区外権利者 15 名	2 回
都市整備部 住宅政策課	(仮称)区営仲宿住宅改築事業説明会	旧都営仲宿母子アパートを(仮称)区営仲宿住宅として建替える改築事業の説明	近隣の区民等 15 名	2 回

部・課	名称(テーマ)	内容・目的	参加人員(延)	実施回数
まちづくり推進室 まちづくり調整課	不燃化特区事業説明会	事業説明、進捗報告等	大谷口一丁目周辺地区参加 4名	2回
	清水町・蓮沼町周辺地区新たな防火規制区域指定の説明会	清水町・蓮沼町周辺地区に指定する新たな防火規制についての説明	清水町・蓮沼町周辺地区住民参加 4名	2回
	清水町・蓮沼町防災まちづくり協議会等	清水町・蓮沼町地区の地元組織による防災まちづくりについて検討を行う。	地区内6町会等対象 10名	1回
	大山町ピッコロ・スクエア周辺地区都市計画原案説明会	大山町ピッコロ・スクエア周辺地区都市計画原案に関する説明	地区住民及び地区外権利者 93名	2回
	高島平地域都市再生実施計画骨子案説明会	高島平地域都市再生実施計画の骨子案に関する説明 ※新型コロナウイルス感染症対策のため、1回を中止	地区住民・町会・自治会役員 57名	6回
	高島平地域都市再生実施計画素案説明会	高島平地域都市再生実施計画の素案に関する説明	地区住民・町会・自治会役員 107名	7回
まちづくり推進室 地区整備課	上板橋駅南口駅前広場等の公共施設説明会	再開発で整備される駅前広場や道路等の公共施設についての説明	関係権利者等 96名	1回
土木部 土木計画・交通安全課	(仮称)自転車活用推進計画(素案)の紹介	計画素案のパネル展示、志村警察署による絵本等の展示、自転車シミュレーター体験、来場者アンケートの実施と啓発品の配布	来庁者 291名(本庁舎開催分) ※同時期開催の赤塚支所におけるパネル展示を主とした展示会の来所人数は不明	1回

部・課	名称(テーマ)	内容・目的	参加人員(延)	実施回数
土木部 工事設計課	板橋区特別区道第2103号線外1路線無電柱化事業説明会	特別区道第2103号線及び特別区道第1921号線における無電柱化に関する事業説明	近隣の区民等 延8名	2回
	日大病院前通り無電柱化推進協議会	特別区道第2103号線及び特別区道第1921号線における無電柱化に関する検討及び協議 ※新型コロナウイルス感染症対策のため書面開催	近隣の区民等 延28名	2回
教育委員会事務局 中央図書館	中央図書館利用者懇談会	中央図書館・いたばしポロニー絵本館のサービス向上のための意見交換	区民 3名	1回

(2) 公募委員選任状況

検討会・協議会等において、公募により区民を構成委員として選任し、運営しています。

部・課	運営会議名称	運営の内容・目的	構成員	公募委員	任期	開催回数
政策経営部 経営改革推進課	板橋区行政評価委員会	区民の立場に立った客観的かつ公正な評価を行うため	9名	3名	2年	5回
総務部 契約管財課	板橋区入札監視委員会	区が発注する工事について、その客観性を高め、公正性、透明性を確保するため	5名	2名	2年	2回
総務部 区政情報課	情報公開及び個人情報保護審議会	情報公開制度及び個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を図るため、区長の諮問に応じて審議・答申する。	15名	1名	2年	3回
危機管理部 防災危機管理課	板橋区生活安全協議会	地域社会における生活安全を推進することを目的とする。	27名	1名	2年	1回
産業経済部 産業振興課	板橋区産業活性化推進会議	産業振興構想 2025 及び産業振興事業計画に関する提言等を目的とする。	11名	2名	2年	3回
産業経済部 赤塚支所	農業委員会	農業委員会等に関する法律に定めるところにより、農地等の利用関係の調整や農地の交換分合その他農地に関する事務を執行する。	12名	12名	3年	12回
健康生きがい部 長寿社会推進課	板橋グリーンカレッジ運営協議会	板橋グリーンカレッジの運営について必要な事項を定め、適切かつ効率的な実施を図ることを目的とする。	9名	2名	2年	2回

部・課	運営会議名称	運営の内容・目的	構成 員	公募 委員	任期	開催 回数
健康生きがい部 介護保険課	板橋区高齢者保健福祉・介護保険事業計画委員会	板橋区の高齢者保健福祉施策の推進及び介護保険事業の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。 ※新型コロナウイルス感染症対策のため、2回のうち1回を書面開催	14名	2名	3年	2回
	板橋区地域密着型サービス運営委員会	板橋区高齢者保健福祉・介護保険事業計画に基づき、区内の介護保険法に定める地域密着型サービス及び介護予防地域密着型サービスの適正な整備及び運営を確保することを目的とする。 ※新型コロナウイルス感染症対策のため、2回のうち1回を書面開催	10名	2名	3年	2回
健康生きがい部 健康推進課	健康づくりネットワーク会議	いたばし健康まつり開催の企画・運営を区民と協働で行うため ※新型コロナウイルス感染症対策のため中止	12名	12名	1年	—
	板橋区健康づくり推進協議会	区民の健康づくりの推進及び保健衛生の向上に関する事項を協議する ※新型コロナウイルス感染症対策のため、2回のうち1回を中止	24名	2名	2年	1回
	板橋区女性健康支援センター運営協議会	女性の健康づくりの支援を推進し、センター事業の円滑な運営を図るため	12名	1名	2年	1回

部・課	運営会議名称	運営の内容・目的	構成員	公募委員	任期	開催回数
健康生きがい部 おとしより保健福祉センター	板橋区地域ケア運営協議会	おとしより保健福祉センター及び地域包括支援センターの事業の円滑な運営のため	15名	1名	3年	4回
	板橋区A I P 推進協議会	板橋区版A I Pの深化・推進に向けた取組の方向性や課題について協議、検討を行い、その進行管理について調査、審議する。	16名	1名	3年	1回
福祉部 生活支援課	板橋区地域保健福祉計画推進協議会	板橋区地域保健福祉計画の策定に伴う検討、協議	16名	1名	計画策定まで	3回
福祉部 障がい政策課	板橋区ユニバーサルデザイン推進協議会	ユニバーサルデザインの総合的な推進に寄与すること ※新型コロナウイルス感染症対策のため、2回のうち1回を書面開催	18名	2名	2年	2回
	板橋区地域自立支援協議会	相談支援事業の運営評価、障がい福祉関係機関の連携強化等の定期的な協議 ※新型コロナウイルス感染症対策のため、3回のうち書面開催及びオンライン併用の対面開催を各1回ずつ実施	15名	1名	2年	3回
子ども家庭部 子ども政策課	板橋区子ども・子育て会議	板橋区次世代育成推進行動計画の進捗管理・見直し等	18名	3名	2年	4回
資源環境部 環境政策課	板橋区資源環境審議会	資源及び廃棄物並びに環境に関する行政の円滑な運営を図る。 ※新型コロナウイルス感染症対策のため、書面開催	23名	2名	2年	3回
	板橋区環境教育推進協議会	板橋区環境教育推進プランの進捗状況に対する評価・助言 ※新型コロナウイルス感染症対策のため、書面開催	20名	2名	2年	2回

部・課	運営会議名称	運営の内容・目的	構成員	公募委員	任期	開催回数
都市整備部 都市計画課	板橋区景観審議会	景観の形成に係る施策の円滑な推進のため	15名	2名	2年	2回
	板橋区公共交通会議	板橋区の公共交通に関する協議・審議	20名	1名	2年	2回
土木部 みどりと公園課	板橋区緑と公園の推進会議	板橋区における緑の基本計画の進捗状況を点検、評価するとともに、計画の推進方策や緑、公園等に関する課題についての提案及び助言を行う協議機関として、設置する。	15名	3名	2年	3回
教育委員会事務局 地域教育力推進課	青少年問題協議会	青少年の指導・育成・保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整	33名	1名	2年	2回
教育委員会事務局 中央図書館	板橋区図書館区民懇談会	板橋区立図書館の運営及びサービス向上に資するため、区民からより広く意見を聴取する。	14名	4名	2年	—

(3) パブリックコメント実施状況

区では意見募集の一方法として、パブリックコメント制度を行っています。パブリックコメントとは、区における重要施策等の策定過程において、広く区民の皆様に素案を公表し、それに対して出された意見と意見に対する考え方についても公表することで、政策決定に区民の皆様様の意向をより一層反映させるとともに、区の説明責任を果たす制度です。

案件名	状況	意見募集期間	結果公表日	意見件数 (人数)	問合せ先
高島平地域都市再生 実施計画（素案）	結果 公表	令和3年10月25日 ～11月10日	令和4年2月28 日	17件 (8人)	まちづくり推進室 高島平グランドデ ザイン担当課
板橋区産業振興事業 計画 2025（素案）	結果 公表	令和3年11月13日 ～11月29日	令和4年3月26 日	2件 (1人)	産業経済部 産業振興課
板橋区地域保健福祉 計画 実施計画 2025（素案）	結果 公表	令和3年11月20日 ～12月12日	令和4年3月26 日	46件 (22人)	福祉部 生活支援課
いたばし子ども未来 応援宣言 2025 実 施計画 2025（素案）	結果 公表	令和3年11月13日 ～11月26日	令和4年3月12 日	18件 (7人)	子ども家庭部 子ども政策課
（仮称）板橋区自転 車活用推進計画（素 案）	結果 公表	令和3年12月4日 ～12月18日	令和4年7月16 日	41件 (14人)	土木部 土木計画・交通安 全課
いたばし学び支援プ ラン 2025（素案）	結果 公表	令和3年12月2日 ～12月21日	令和4年3月12 日	81件 (14人)	教育委員会事務局 教育総務課
清水町・蓮沼町周辺 地区の新たな防火規 制区域の指定につい て	結果 公表 前	令和4年1月24日 ～2月7日	令和4年9月予 定	0件 (0人)	まちづくり推進室 まちづくり調整課
令和4年度板橋区食 品衛生監視指導計画 （素案）	結果 公表	令和4年2月12日 ～2月27日	令和4年2月28 日	0件 (0人)	健康生きがい部 生活衛生課

案件名	状況	意見募集期間	結果公表日	意見件数 (人数)	問合せ先
東京都板橋区緑化の推進に関する条例施行規則及び同条例第13条の3第2項の規定による緑化に関する基準の改正案について	結果公表前	令和4年2月28日 ～3月14日	令和4年7月～8月を予定	1件 (1人)	土木部 みどりと公園課

(4) 区民の声収集システム受信件数

ホームページ上には、区民の皆様からの要望・意見等を直接各課で受け付ける広聴システムがあり、迅速かつ的確に対応しています。

(単位：件)

年度／区分	合計	要望	意見	相談	苦情	問合せ	その他
令和元年度	4,759	729	266	493	468	2,350	453
令和2年度	8,944	1,693	655	674	649	4,563	710
令和3年度	11,025	1,576	703	763	942	6,127	914

※区民の声収集システムで受信したもののうち、「区長への手紙」を除く

7 相 談

区民相談室を設置し、弁護士、税理士、宅地建物取引士、建築士、司法書士、行政書士、社会保険労務士等による無料相談を実施しています。

区内在住・在勤・在学の個人の方を対象に、予約制により、専門相談員が面談のうえ、助言しています。

(1) 各種相談実施状況（区民相談）

相談種目 \ 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
法 律 相 談	2,927	1,550	1,322
税 務 相 談	384	225	181
家 事 相 談	99	0	27
建 築 相 談	69	35	29
登 記 相 談	156	90	93
年金・社会保険・労務相談	35	21	18
不 動 産 取 引 相 談	144	45	64
行 政 相 談	73	0	0
人 権 相 談	30	0	0
書 類 作 成 相 談	93	47	34
青 少 年 相 談	7	5	3
更 生 相 談	28	3	30
計	4,045	2,021	1,801

※更生相談は、保護観察官による更生保護相談で東京保護観察所から出向

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、次の相談を休止

令和2年度：法律相談の夜間相談及び赤塚支所での法律相談。家事相談。行政相談。人権相談。

令和3年度：法律相談の赤塚支所での法律相談。行政相談。人権相談。

(2) 主要相談種目の状況（区民相談）

① 法律相談

<法律相談内容別相談件数>

相談内容	令和元年度	令和2年度	令和3年度
1 土地・家屋賃貸借関係	② 313	③ 151	② 131
2 相隣関係	97	70	45
3 その他土地・家屋関係	⑤ 181	⑤ 112	④ 122
4 金銭関係	④ 265	④ 141	③ 130
5 商取引関係	55	54	53
6 夫婦・親族関係	75	60	66
7 離婚・婚約不履行関係	③ 288	② 180	⑤ 119
8 相続・遺言	① 842	① 495	① 443
9 損害賠償	104	83	65
10 法人関係	6	1	2
11 刑事事件	25	14	7
12 交通事故	92	29	12
13 労働関係	91	30	29
14 その他	493	130	98
計	2,927	1,550	1,322

※○数字は、上位項目の順番（その他を除く）

◇ 法律講座

<法律講座参加者数>

年度	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
		人数		人数		人数
講座名	わかりやすい相続法改正	121	これで安心財産管理と遺言	49	相続をカスタマイズしよう	31
	もう悩まない財産管理と遺言		ここがポイント相続法改正		自分を守る 財産管理のポイント	
	知らなきゃ損する相続税		相続税の基本と計算		うちは相続税がかかるの	
	計	121	計	49	計	31

※法律講座は、日ごろ相談室で特に相談の多いテーマを取り上げ、昭和62年度から実施。

なお、平成3年度からは夜間に法律講座を行い、15年度からは講座の日数を5日間から4日間とした。20年度からは2日間で午後と夜間に開催した。
25年度からは、1日2講座（午後・夜間）開催とした。
27年度からは、3講座セットでの開催とし、申込も講座ごとではなくセットで受け付けた。

② 税務相談

<税務相談内容別相談件数>

内容 年度	国 税					小 計	地方税							小 計	そ の 他	計	
	所 得 税	法 人 税	相 続 税	贈 与 税	そ の 他		都 ・ 区 民 税	固 定 資 産 税	事 業 税	不 動 産 取 得 税	料 理 飲 食 等 消 費 税	自 動 車 税	軽 自 動 車 税				そ の 他
令和元年度	118	4	173	58	10	363	3	6	2	5	0	0	0	0	16	5	384
令和2年度	72	1	104	26	7	210	1	1	0	1	0	0	0	2	5	10	225
令和3年度	67	1	73	30	6	177	0	0	0	0	0	0	0	0	4		181

③ 家事相談

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、休止

<家事相談内容別相談件数>

相 談 内 容	令和元年度	令和2年度	令和3年度
1 夫 婦 関 係	30	0	9
2 親 子 関 係	17	0	6
3 兄 弟 姉 妹 関 係	5	0	3
4 家 族 の 問 題	33	0	5
5 生 活 関 係	2	0	2
6 恋 愛 関 係	2	0	1
7 相 続 関 係	0	0	0
8 青 少 年 の 教 育 指 導	0	0	0
9 相 隣 関 係	2	0	0
10 そ の 他	8	0	1
計	99	0	27

④ 建築相談

<建築相談内容別相談件数>

年度	敷地	設計	施工	請負契約	融資	その他	計
令和元年度	7	6	17	4	0	35	69
令和2年度	5	4	10	1	0	15	35
令和3年度	7	3	8	1	0	10	29

⑤ 登記相談

<登記相談内容別相談件数>

年度	売買	贈与	相続	抵当契約	商業	その他	計
令和元年度	7	8	99	3	1	38	156
令和2年度	4	8	61	1	0	16	90
令和3年度	4	12	66	4	1	6	93

⑥ 年金・社会保険・労務相談

<年金・社会保険・労務相談内容別相談件数>

内容 年度	労働基準法	労働保険法	健康保険法	国民健康保険法	厚生年金保険法	国民年金法	雇用保険法	各法手続関係	新規適用関係	その他	計
	令和元年度	1	0	6	0	10	4	0	2	0	12
令和2年度	2	0	1	2	2	4	2	0	1	7	21
令和3年度	0	1	4	1	4	2	1	0	0	5	18

⑦ 不動産取引相談

<不動産取引相談内容別相談件数>

年度	売買・賃貸	一般相談	鑑定相談	その他	計
令和元年度	127	8	2	7	144
令和2年度	44	0	0	1	45
令和3年度	57	3	0	4	64

⑧ 行政相談

※令和2年度、3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、休止
 <行政相談内容別相談件数>

内容 年度	年金関係	税金関係	福祉関係	環境・衛生関係	教育・青少年関係	郵便関係	道路・河川関係	公営住宅関係	公害・清掃関係	交通関係	区政一般関係	民事関係	その他	計
令和元年度	1	5	5	2	0	1	5	2	0	3	2	1	46	73
令和2年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和3年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

⑨ 人権相談

※令和2年度、3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、休止
 <人権相談内容別相談件数>

内容 年度	プライバシー侵害	名誉き損	差別待遇	相隣関係	暴行・虐待	労働関係	強制・強要	その他	合計
令和元年度	7	4	0	3	1	2	2	11	30
令和2年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和3年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0

⑩ 書類作成相談

<書類作成相談内容別相談件数>

内容 年度	建設業の許可申請	宅地建物取引業免許申請関係	風俗営業許可申請	自動車登録・車庫証明申請等	運送業許可申請	著作権登録申請	在留資格等に関する書面作成	国籍帰化等戸籍関係手続	各種契約書作成	遺産分割協議書作成	離婚協議書作成	告訴・告発等書類の作成	権利義務事実証明	会社組合等の設立書類	遺言に関する書面作成	その他	計
令和元年度	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	23	69	93
令和2年度	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	10	35	47
令和3年度	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	0	14	16	34

令和3年度 広聴・相談活動の一年

刊行物番号

R04 - 50

編集・発行

令和4年8月発行

板橋区政策経営部広聴広報課

板橋区板橋2-66-1

TEL (3579) 2024

古紙を配合した紙を使用しています。



板橋区 〒173-8501 東京都板橋区板橋二丁目66番1号 URL <https://www.city.itabashi.tokyo.jp>